

租特透明化法に基づく

適用額明細書の記載の手引

《平成 26 年 4 月 1 日以後終了事業年度》

法人税関係の租税特別措置を適用する場合には、「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付して税務署に提出する必要があります。

この手引は、本制度の概要をはじめ、適用額明細書の具体的な記載の仕方や留意点について取りまとめたものです。

適用額明細書を作成する際にご参照ください。



平成 26 年 7 月

国 税 庁

目 次

I	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の概要	(1)
1	適用額明細書の様式	(2)
2	Q & A	(3)
3	適用額明細書の提出（流れ）	(5)
II	適用額明細書の書き方	(6)
1	記載要領	(6)
2	整理番号・業種番号の表示位置	(8)
	・ 【書面で提出する場合】（前年の申告書を書面で提出した法人）	… (7)
	・ 【書面で提出する場合】（前年の申告書をe-Taxで提出した法人）	… (8)
	・ 【e-Taxで提出する場合】	… (9)
	・ 【事業種目・業種番号一覧表】	… (10)
3	租税特別措置法の条項・区分番号・適用額の記載の仕方	(13)
4	記載に当たっての留意事項	(14)
	・ 記載誤りにご注意ください	(15)
III	適用する法人税関係特別措置ごとの記載の仕方（目次）	… 目次：〔1〕～〔5〕
○	適用する法人税関係特別措置ごとの記載の仕方	… 1～102
○	国税庁ホームページの掲載案内	… 103

凡 例	
法、租特透明化法	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律
令	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令
法附則	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律附則
平成23年旧措置法	現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）第17条の規定による改正前の租税特別措置法
平成23年12月旧措置法	経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）第19条の規定による改正前の租税特別措置法
平成24年旧措置法	租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法
平成24年旧効力措置法	租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）附則第22条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成24年旧措置法
平成25年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法
平成26年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法
平成26年旧効力措置法	所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）附則第90条第8項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成26年旧措置法
特定非営利活動促進法改正前旧措置法	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）附則第9条の規定による改正前の租税特別措置法
認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人
旧認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）附則第10条第4項に規定する旧認定特定非営利活動法人
仮認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人
震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）

（注）この手引は、平成26年4月14日現在の法令に基づいて作成しています。

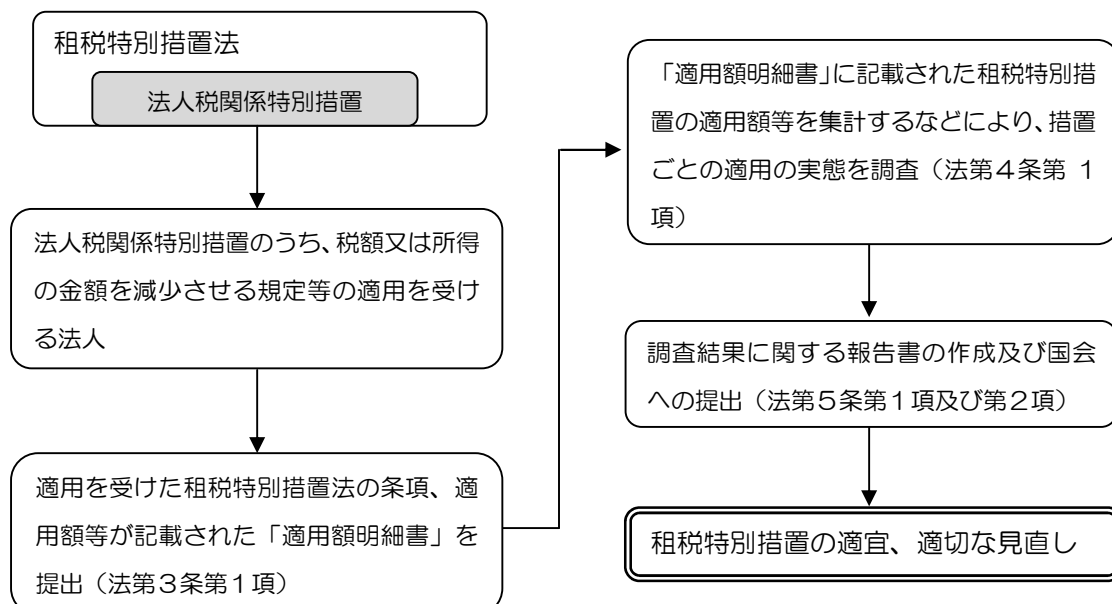
I 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の概要

平成 22 年度税制改正において、租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的とする、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」（以下「租特透明化法」といいます。）が制定されました。

この法律には、租税特別措置の適用の実態を把握するための調査を行うことが規定されています。このため、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定等を適用する場合には、その法人が提出する法人税申告書に「適用額明細書」を添付し、税務署に提出する必要があります（法第 2 条第 1 項、第 3 条第 1 項）。

また、提出された適用額明細書に記載された租税特別措置の適用額等を集計するなどにより、租税特別措置の適用状況が明らかとなりますから、その効果が検証されることによって、適宜、適切な見直しが行われることとなります（法第 1 条）。

○ 租特透明化法の流れ



1 適用額明細書の様式

「適用額明細書」の様式は、以下のとおりです。

なお、「適用額明細書」の様式には、確定申告書に添付する「様式第一」と連結確定申告書に添付する「様式第二」があります。

[illegible]

※「適用額明細書」の様式は、国税庁ホームページからダウンロードできます。
ホーム＞申告・納税手続＞税務手続の案内＞法人税＞〔手続名〕カラーOCR帳票（法人税申告書等）

(参考) 法人税申告書の用紙の送付を希望されている場合（前年以前に法人税申告書の「翌年以降送付可否」欄を「要」とされている場合）には、法人税申告書とともに「適用額明細書」の用紙を送付します。

2 Q & A

Q1 「適用額明細書」とは何ですか？

A1 「適用額明細書」とは、法人^(注)が法人税関係特別措置（Q2 参照）の適用を受ける場合に、その租税特別措置法の条項、適用額その他の事項を記載し、法人税申告書（法人税の確定申告書及び連結確定申告書などをいいます。以下同じです。）に添付して提出する書類をいい、一覧表形式の様式となっています（前ページ参照）。

（注） 「法人」には「人格のない社団等」なども含まれます。

Q2 「法人税関係特別措置」とは何ですか？

A2 「法人税関係特別措置」とは、例えば、中小企業者等の法人税率の特例、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却といった法人税に関する租税特別措置のうち、税額又は所得の金額を減少させる規定等（具体的には、租特透明化法施行令第2条に掲げる各租税特別措置）をいいます。

Q3 なぜ、「適用額明細書」を添付する必要があるのですか？

A3 「租特透明化法」は、租税特別措置に関し、その適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的としています。

このため、租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、法人税関係特別措置の適用を受ける場合には、その適用状況を記載した「適用額明細書」を法人税申告書に添付することとされています。

（参考） 財務大臣（国税庁長官）は、提出された「適用額明細書」の適用額等を集計するなど租税特別措置の適用実態を調査し、内閣は、その結果を国会へ報告することとされています。

Q4 「適用額明細書」を添付しなかった場合は、どうなりますか？

A4 「適用額明細書」の添付がなかった場合又は添付があっても虚偽の記載があった場合には、法人税関係特別措置の適用が受けられないこととされています。

そのため、「適用額明細書」の添付漏れ又は適用額の記載誤り等があった場合には、できるだけ速やかに、「適用額明細書」の提出又は誤りのない「適用額明細書」の再提出をお願いします。

Q5

「適用額明細書」は、どこで入手できますか？

A 5 「適用額明細書」は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）からダウンロードが可能です。

【掲載場所】

ホーム＞申告・納税手続＞税務手続の案内＞法人税＞〔手続名〕カラーOCR帳票（法人税申告書等）

また、市販の会計ソフトウェア等から出力されたモノクロ専用様式のものであっても提出が可能です。

なお、法人税申告書の用紙の送付を希望されている場合（前年以前に法人税申告書の「翌年以降送付要否」欄を「要」とされている場合）には、法人税申告書とともに「適用額明細書」の用紙を送付しております。

Q6

「適用額明細書」は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）による送信ができますか？

A 6 「適用額明細書」は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）による送信が可能です。

詳しくは e-Tax ホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

Q7

法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合、変更後の「適用額明細書」の再提出は必要でしょうか？

A 7 法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合には、変更後の「適用額明細書」の再提出が必要となります。

Q8

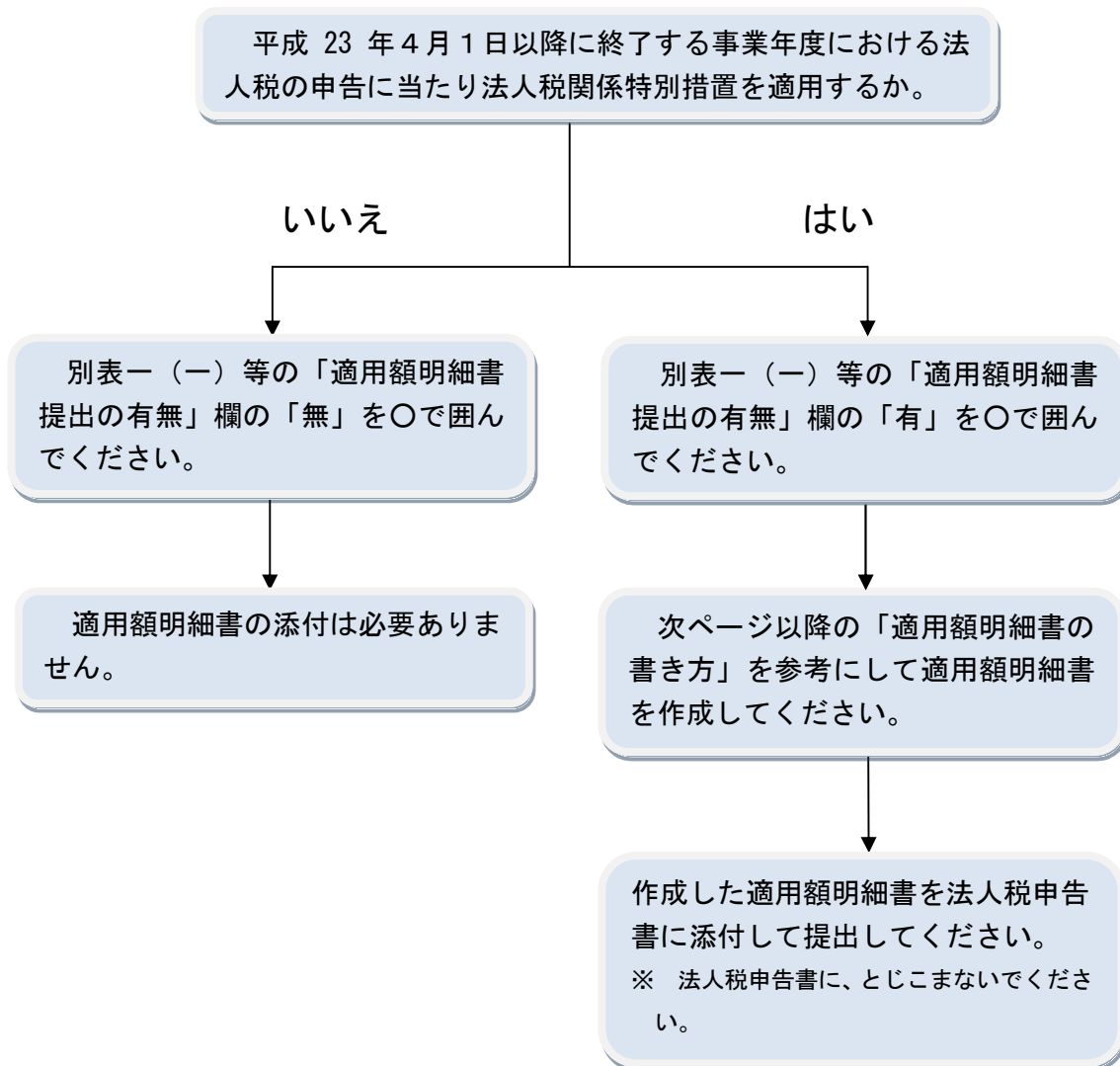
震災特例法の規定により租税特別措置法をみなし適用する場合、その適用額について「適用額明細書」に記載は必要でしょうか？

A 8 震災特例法の「みなす規定」により租税特別措置法の規定の適用がある場合は、原則として「適用額明細書」への記載は不要です。

なお、震災特例法第 17 条の 5 第 2 項による試験研究費の税額控除については、租税特別措置法の規定による試験研究費と、金額の区分がされずに法人税申告書別表六（六）又は六（七）に記載されることとなりますが、「適用額明細書」への記載につきましては、金額の区分をせず、法人税申告書別表に記載した金額をそのまま転記願います。

3 適用額明細書の提出（流れ）

適用額明細書の提出までの流れは次のようになります。



Ⅱ 適用額明細書の書き方

1 記載要領

以下の欄については、租特透明化法による適用実態調査として、法人税関係特別措置ごとの適用法人数、適用額の総額等を集計するために必要ですから、忘れずに記載又は入力してください。

欄 名		記 載 要 領
①	当初提出分・再提出分	当初提出分又は再提出分のいずれかに該当するものを○で囲んでください。 e-Tax ソフトにより提出される場合は、いずれかに該当するもののラジオボタンをクリックしてください。
②	整理番号	P(7)～P(9)を参照し、法人の整理番号を転記してください。 e-Tax ソフトにより提出される場合は不要です。
③	提出枚数	提出枚数を記載又は入力してください。
④	事業種目 (P(10)～P(12)の表を参照)	その事業年度における主たる事業内容を記載又は入力してください。 e-Tax ソフトにより提出される場合、主たる事業内容と異なるものが表示されていたら、正しいものを入力してください。
⑤	業種番号 (P(10)～P(12)の表を参照)	【書面での申告】 P(7)を参考に送付される法人税確定申告書に同封された「確定申告について」を参照して転記してください。 なお、印字された業種番号がその事業年度における主たる事業内容と異なる場合は、P(10)～P(12)の一覧表を参照して該当する業種番号を記載してください。 【e-Tax での申告】 e-Tax ソフトをご利用されている場合は、P(10)～P(12)の一覧表を参照して該当する業種番号を入力してください。
⑥	期末現在の資本金の額 又は出資金の額	期末現在の資本金の額又は出資金の額を円単位で記載してください。 e-Tax により提出される場合は原則不要ですが、実際の金額と異なるものが表示されていたら、正しい金額を入力してください。
⑦	所得金額又は欠損金額	所得金額又は欠損金額を円単位で記載又は入力してください。
⑧	租税特別措置法の条項	適用した租税特別措置法の条項を記載又は入力してください。
⑨	区分番号	該当する区分番号を記載又は入力してください。
⑩	適用額	適用した金額を円単位で記載又は入力してください。

2 整理番号・業種番号の表示位置

【書面で提出する場合】（前年の申告書を書面で提出した法人）

送付される法人税確定申告書に同封された「確定申告について」を参照してください。

（確定申告について）

別表（ ）青色申告用

06 3500 00 *

整理番号 00123333

東京都千代田区大手町1-1-1

株式会社 国税商事

代表取締役 国税太郎

平成 25 年 5 月 1 日

平成 26 年 4 月 30 日

当該「業種目」欄の、前の2桁を転記してください。
【注意】
印字された業種番号がその事業年度における主たる事業内容と異なる場合は、P(10)～P(12)の一覧表を参照して該当する業種番号を記載してください。

税務署長

貴法人の法人税の確定申告書の提出期限が近づいてきました。確定申告書の提出期限は、その延長が認められる場合を除き、事業年度終了の日の翌日から2か月以内であり、また、その提出期限が法人税の納付期限でもありですので、次の事項にご留意のうえ期限内に申告・納付してください。

① 確定申告書や附属書類は、次の郵致を提出してください。

1 確定申告書 部

（適用額明細書）

様式第一

平成 26 年 6 月 30 日

麹町 税務署長宛

自平成 25 年 05 月 01 日

至平成 26 年 04 月 30 日

① 事業年度分の適用額明細書（当初提出分・再提出分）

納税地 東京都千代田区大手町1-1-1 ② 整理番号 00123333

電話（03）3313-3313

③ 提出枚数 1 枚

法人名 株式会社 国税商事 ④ 事業種目 医薬品卸売業 ⑤ 業種番号 35

⑥ 期末現在の資本金の額又は出資金の額 10000000

⑦ 所得金額又は欠損金額 10000000

⑧ 平成26年旧措置法第42条の4第9項第1号 ⑨ 00011 ⑩ 3000000

⑪ 第 条 第 項 第 号

⑫ 第 条 第 項 第 号

⑬ 第 条 第 項 第 号

⑭ 第 条 第 項 第 号

⑮ 第 条 第 項 第 号

⑯ 第 条 第 項 第 号

⑰ 第 条 第 項 第 号

⑱ 第 条 第 項 第 号

⑲ 第 条 第 項 第 号

⑳ 第 条 第 項 第 号

㉑ 第 条 第 項 第 号

㉒ 第 条 第 項 第 号

㉓ 第 条 第 項 第 号

㉔ 第 条 第 項 第 号

㉕ 第 条 第 項 第 号

㉖ 第 条 第 項 第 号

㉗ 第 条 第 項 第 号

㉘ 第 条 第 項 第 号

㉙ 第 条 第 項 第 号

㉚ 第 条 第 項 第 号

㉛ 第 条 第 項 第 号

㉜ 第 条 第 項 第 号

㉝ 第 条 第 項 第 号

㉞ 第 条 第 項 第 号

㉟ 第 条 第 項 第 号

㊱ 第 条 第 項 第 号

㊲ 第 条 第 項 第 号

㊳ 第 条 第 項 第 号

㊴ 第 条 第 項 第 号

㊵ 第 条 第 項 第 号

㊶ 第 条 第 項 第 号

㊷ 第 条 第 項 第 号

㊸ 第 条 第 項 第 号

㊹ 第 条 第 項 第 号

㊺ 第 条 第 項 第 号

㊻ 第 条 第 項 第 号

㊼ 第 条 第 項 第 号

㊽ 第 条 第 項 第 号

㊾ 第 条 第 項 第 号

㊿ 第 条 第 項 第 号

当該適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載（OCR入力用）この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚

この用紙はとじこまないと

【書面で提出する場合】（前年の申告書を e-Tax で提出した法人）

e-Tax で申告される方で、書面により適用額明細書を提出される場合の整理番号については、メッセージボックスに格納される申告のお知らせを参照して記載してください。

また、業種番号については、P(10)～P(12)の一覧表を参照して該当する業種番号を記載してください。

（申告のお知らせ）

利用者識別番号	XXXXXXXXXXXXXXXXXX	別表一(一)青色申告用
整理番号	00123333	
東京都千代田区大手町1-1-1		
株式会社 国税商事		
代表取締役 国税太郎 殿		
		麴町 税務署長
平成 25 年 05 月 01 日		
平成 26 年 04 月 30 日		
事業年度分の確定申告について		
貴法人の法人税の確定申告書の提出期限が近づいてきました。確定申告書の提出期限は、その延長が認められ		

（適用額明細書）

様式第一		F B 4 0 1 0	
平成 26 年 6 月 30 日		自平成 25 年 05 月 01 日	
麴町 税務署長		至平成 26 年 04 月 30 日	
① 事業年度分の適用額明細書 (当初提出分・再提出分)			
納税地	東京都千代田区大手町1-1-1	② 整理番号	0 0 1 2 3 3 3 3
電話(03)	3313-3313	③ 提出枚数	1 枚
法人名	株式会社 国税商事	④ 事業種目	医薬品卸売業
⑤ 業種番号	3 5	⑥ 提出年月日	平成 26 年 6 月 30 日
⑦ 期末現在の資本金の額又は出資金の額	1 0 0 0 0 0 0 0	⑧ 所得金額又は欠損金額	1 0 0 0 0 0 0 0
租税特別措置法の条項		区分番号	適用額
平成 26 年旧措置法		⑨ 0 0 0 0 9	⑩ 3 0 0 0 0 0
第 42 条 の 4 第 9 項 第 1 号			
第 4 条 第 1 項 第 1 号			
第 4 条 第 1 項 第 1 号			

P(10)～P(12)を参照して、該当する業種番号を記載してください。

【e-Tax で提出する場合】

e-Tax で適用額明細書を提出される場合の整理番号については、メッセージボックスに格納される「申告のお知らせ」を参照して記載してください。

また、業種番号については、P(10)～P(12)の一覧表を参照して該当する業種番号を入力してください。

(申告のお知らせ)

利用者識別番号	XXXXXXXXXXXXXXXXXX	別表一(一)青色申告用
整理番号	00123333	
東京都千代田区大手町1-1-1		
株式会社 国税商事		
代表取締役 国税太郎 殿		
		麹町 税務署長
平成 25 年 05 月 01 日 事業年度分の確定申告について		
平成 26 年 04 月 30 日		
貴法人の法人税の確定申告書の提出期限が近づいてきました。確定申告書の提出期限は、その延長が認められ		

(適用額明細書)

様式第一

平成 26 年 6 月 30 日 麹町 税務署長殿

自 平成 25 年 5 月 1 日 事業年度分の適用額明細書
至 平成 26 年 4 月 30 日 ☒ 当初提出分 ☐ 再提出分

納税地	東京都千代田区大手町1-1-1	② 整理番号	00123333
電話	(03) 3313 - 3313	③ 提出枚数	1 枚 うち 1 枚目
法人名	株式会社 国税商事	④ 事業種目	医薬品卸売業 ⑤ 業種番号 35
期末現在の 資本金の額又は 出資金の額	⑥ 10,000,000 円	提出年月日	年 月 日
所得金額又は 欠損金額	⑦ 1,000,000 円	※ 税務署処理欄	

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
平成26年旧措置法 ⑧ 第42条の4 第9項第1号	⑨ 00011	⑩ 300,000 円

当該適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載するので

P(10)～P(12)を参照して、該当する業種番号を入力してください。
※ e-Tax ソフトをご利用の方につきましては、P(10)～P(12)の表を帳票ヘルプからもご確認いただけます。

【事業種目・業種番号一覧表】

事業種目		業種番号	事業種目		業種番号
食料品製造業	水産食料品	01	金属製品製造業	被覆、彫刻、その他の金属表面処理	20
	調味料			くぎ、ボルト、ナット、線材製品	
	精穀、製粉			その他の金属製品	
	砂糖		機械製造業	金属加工機械	21
	菓子			繊維機械	
	パン類			農業用機械	
	清涼飲料			建設機械	
	酒類			産業用機械	
	畜産食料品			事務用・サービス用・民生用機械器具	
その他の食料品	その他の機械	22			
織物業	綿・スフ織物		民生用電気機械器具電球製造業	民生用電気機械器具、電球	23
	絹・人絹織物	通信機械器具製造業	通信機械器具	24	
	毛織物				
	その他の織物				
ニット製造業	ニット	04	輸送用機械器具製造業	自動車・同付属品	25
染色整理業	染色整理	05		鉄道車両	
その他の繊維工業		06		自転車・オートバイ	
衣服、その他の繊維製品製造業	男子服、作業服、学校服	07		船舶	
	婦人、子供服			その他の輸送用機械器具	26
	ワイシャツ、下着		理化学機械器具等製造業	計量器、医療器械、理化学機械等	
	帽子、毛皮製衣服、その他の衣服		光学機械器具等製造業	光学機械器具、レンズ、眼鏡	
その他の繊維製品			時計・同部品製造業	時計・同部品	28
木材、木製品製造業	製材	08	その他の製造業	がん具、娯楽用品、スポーツ・体育用品	29
	木製容器			事務用品	
	その他の木製品			貴金属製品	
家具、装備品製造業	家具	09		楽器、レコード	
	建具		装身具、装飾品		
	その他の家具・装備品		プラスチック製品		
パルプ、紙、紙製品製造業	パルプ、紙	10	飲食料品卸売業	その他の製造	31
	紙製容器			米穀類	
	その他のパルプ・紙製品			野菜、果物	
新聞、出版、印刷業	新聞、出版	11		食肉	
	印刷			生鮮魚介そう	
	化学工業			化学肥料	
			有機化学工業製品	酒類	
			化学繊維	乾物	
石油製品製造業	石油精製	12	菓子、パン類		
	その他の石油製品		その他の飲食料品		
石炭製品製造業	石炭製品		14	繊維品卸売業	生糸、繭、原糸、繊維品
ゴム製品製造業	ゴム製品	15	呉服、太物		
皮革・同製品製造業	皮革製品	16	その他の織物		
窯業、土石製品製造業	ガラス・同製品	17	洋服類		
	セメント・同製品		寝具類		
	建設用粘土製品、耐火物		靴、履物		
	陶磁器・同関連製品		かばん、袋物		
	その他の窯業・土石製品		下着類		
鉄鋼業	鉄鋼	18	小間物		
	銑鉄鑄物		洋品雑貨、その他の繊維品		
非鉄金属製造業	非鉄金属	19	建築材料卸売業	木材、竹材	33
金属製品製造業	構築用金属製品	20		セメント	
	金属打抜き・プレス加工				

事業種目		業種番号	事業種目		業種番号			
建築材料卸売業	板ガラス	33	医薬品、化粧品 小売業	医薬品	45			
	その他の建築材料			化粧品				
家具、建具、じゅう 器卸売業	家具、建具	34	百貨店	百貨店	46			
	荒物			各種商品小売				
	陶磁器・ガラス器		趣味、娯楽用品等 小売業	スポーツ用品	47			
	その他のじゅう器			がん具、娯楽用品				
医薬品、化粧品 卸売業	医薬品	35		楽器、レコード	47			
化粧品	貴金属製品、宝石							
機械器具卸売業	一般機械器具	36	その他の小売業	その他の趣味・娯楽用品等	49			
	自動車・同部品			燃料				
	輸送用機械器具			書籍、雑誌				
	精密機械器具			文房具、紙				
	電気・通信機械器具			中古品				
鉱物、金属材料 卸売業	石炭	37		その他の小売業	農機具	49		
	石油				写真機、写真材料			
	鉱物				時計、眼鏡			
	鉄鋼				自動車、自転車			
	非鉄金属				土産物			
貿易業	貿易	38	総合建設業		その他の小売			
	輸出				一般土木建築工事			
	輸入				土木工事			
その他の卸売業	紙、紙製品	39			総合建設業	建築工事	51	
	再生資源					木造建築工事		
	家庭用金物			職別建設業		職別土木建築工事		52
	建築用金物					電気・通信工事		
	薪炭類				管工事			
	肥料				その他の設備工事			
	文房具			鉄道業	鉄道	61		
	がん具、娯楽用品		道路旅客運送業	乗合バス、貸切バス	62			
	貴金属製品、宝石			ハイヤー、タクシー				
	その他の卸売		道路貨物運送業	貨物自動車	63			
			その他の道路貨物運送					
	飲食料品小売業		各種食料品	41	水運業	水運	64	
酒		倉庫業	倉庫		65			
食肉		放送・電信・電話 業	放送		66			
鮮魚			電信・電話					
野菜、果物		電気供給業	電気供給		67			
菓子、パン類		ガス・熱供給業	ガス・熱供給		68			
米穀類		その他の運輸、運 輸附帯サービス、 水道業	航空運輸		69			
料理品			運輸附帯サービス					
その他飲食料品			水道					
織物小売業		呉服	42		対個人サービス業	洗濯	71	
洋服地	洗い張り、染物							
衣服、身の回り品 小売業	寝具類	43	対個人サービス業	写真		71		
	男子既製服			理髪				
	男子注文服			美容				
	婦人・子供服			浴場				
	靴			ソーブランド				
	履物			駐車場				
	洋品雑貨			保育所、老人ホーム				
	小間物			その他の対個人サービス				
	その他の衣服・身の回り品							
	家具、建具、じゅう 器小売業			家具、建具	44		対事業所サービス業	広告
金物		物品賃貸						
荒物		情報サービス、興信所						
陶磁器、ガラス器		その他の対事業所サービス						
家庭用電気機械器具		映画業	映画館	73				
その他のじゅう器			映画サービス					

事 業 種 目		業種番号	事 業 種 目		業種番号
娯楽業	パチンコ	74	農林業	農業	81
	ゴルフ場		林業		
	運動施設		漁業、水産養殖業	漁業	82
	その他の娯楽		金属鉱業	83	
その他のサービス業	土木建築サービス	75	石炭鉱業		84
	医療保健		原油・天然ガス鉱業	85	
	医療関連サービス		非金属鉱業	採石、砂・砂利採取	86
	廃棄物処理		その他の非金属鉱業		
	その他のサービス				
自動車修理業	自動車修理	76			
その他の修理業	機械修理	77	銀行・信託業	銀行	87
	電気機械修理			信用金庫	
	その他の修理			信用組合	
				農業協同組合	
	漁業協同組合				
料理・飲食店業	料亭	78		その他の銀行・信託	
	日本料理		その他の金融業	質屋	88
	大衆酒場、小料理			貸金	
	外国料理			その他の金融	
	すし		証券、商品取引業	証券、商品取引	89
	そば、うどん		保険、保険サービス業	保険、保険サービス	90
	バー		不動産業	建売、土地売買	91
	キャバレー			不動産代理仲介	
	喫茶			その他の不動産	
	その他の飲食				
旅館業	温泉旅館、観光ホテル	79	その他の産業	教育	99
	ラブホテル、モーテル			分類不能	
	ホテル、普通旅館				
	その他の旅館				

3 租税特別措置法の条項・区分番号・適用額の記載の仕方

(適用額明細書)

様式第一

平成 26 年 6 月 30 日

〒 100-0001 東京都千代田区大手町 1-1-1

電話 (03) 3313-3313

法人名 株式会社 国税商事

事業種目 医薬品卸売業

業種番号 35

提出枚数 1 枚

提出年月日 平成 26 年 04 月 30 日

整理番号 00123333

事業年度分の適用額明細書 (当初提出分・再提出分)

⑥ 期末現在の資本金の額又は出資金の額 10000000

⑦ 所得金額又は欠損金額 10000000

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
⑧ 平成 26 年旧措置法第 42 条の 4 第 9 項第 1 号	⑨ 00011	⑩ 300000

※「平成 26 年旧措置法」を適用する場合には、「租税特別措置法の条項」欄の上の余白部分に「平成 26 年旧措置法」と記載してください。

(別表様式)

試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度 法人名

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

① 「租税特別措置法の条項」欄に、「平成 26 年旧措置法第 42 条の 4 第 9 項第 1 号」※1、「第 42 条の 4 第 9 項第 1 号」※2又は「第 42 条の 4 第 9 項第 2 号」※3

② 「区分番号」欄に、「00011」※1、「00486」※2又は「00012」※3

③ 「適用額」欄に、当該別表六(ハ)「22」欄の金額(円単位)を記載してください。

※1 平成 26 年旧措置法第 42 条の 4 第 9 項第 1 号(区分番号:「00011」)
当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合

※2 第 42 条の 4 第 9 項第 1 号(区分番号:「00486」)
増加試験研究費の額が比較試験研究費の額の 5%に相当する金額を超え、かつ、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が基準試験研究費の額を超える場合

※3 第 42 条の 4 第 9 項第 2 号(区分番号:「00012」)
当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が当該事業年度の平均売上金額の 10%に相当する金額を超える場合

当期税額控除可能額 (⑨と⑩のうち少ない金額)	11	法人税額の特別控除額 (20)-(21)	22	300,000

別表六(ハ) 平成 26 年 4 月 1 日以後終了事業年度分

法 0001-0008

4 記載に当たっての留意事項

- (1) 次の事項に留意して、黒のボールペンで丁寧に記載してください。
 - ① □の枠が設けられている数字の記載欄は、位取りを誤らないように注意して、1 枠内に 1 文字を右詰めで記載してください。
なお、桁あふれが生じる場合は、枠を無視して記載してください。
 - ② 「所得金額又は欠損金額」欄の記載すべき金額がマイナスのときは、その数字の一つ上の桁の枠内に「－」又は「△」を付してください。
- (2) 記載を了した適用額明細書は、申告書にとじこまずに、申告書に挟み込んで提出してください。
- (3) 適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載するのではなく、全ての租税特別措置について記載してください。
- (4) OCR入力用の用紙は機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。

記載誤りにご注意ください

提出された適用額明細書には、次のような記載誤りが多く見受けられます。
適用額明細書に記載誤りがある場合は、正しく記載した適用額明細書を改めて提出していただく必要がありますので、適用額明細書の作成に当たっては、ご注意ください。

《よくある記載誤り》

- ① 法人税申告書別表からの転記誤り
- ② 区分番号の記載誤り
- ③ 適用限度額がある措置の適用額の記載誤り
- ④ 「所得金額が0円」又は「欠損金額」である場合の税額控除適用等の記載誤り

(適用額明細書)

F B 4 0 1 0

【よくある記載誤り①】
法人税申告書別表からの転記誤り

法人税申告書別表一(一)等の「期末現在の資本金の額又は出資金の額」及び「所得金額又は欠損金額」の各欄の金額と同額を記載してください。

※ 欠損金額の場合は、金額に「△」又は「－」を付してください。

【よくある記載誤り②】
区分番号の記載誤り

「区分番号」は、税制改正に伴い同一の措置であっても改正前後で「区分番号」が異なる場合がありますので、適用する事業年度の「区分番号」を国税庁ホームページに掲載されている対象事業年度の「適用額明細書の記載の手引」を参照し記載してください。

法人名	区分番号	適用額				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">期末現在の資本金の額又は出資金の額</td> <td style="width: 50%;">4 0 0 0 0 0 0 0</td> </tr> <tr> <td>所得金額又は欠損金額</td> <td>1 8 0 3 5 8 2 3 8</td> </tr> </table>	期末現在の資本金の額又は出資金の額	4 0 0 0 0 0 0 0	所得金額又は欠損金額	1 8 0 3 5 8 2 3 8		
期末現在の資本金の額又は出資金の額	4 0 0 0 0 0 0 0					
所得金額又は欠損金額	1 8 0 3 5 8 2 3 8					

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
第 42 条の3の2第 1 項第 1 号	0 0 3 8 0	8 0 0 0 0 0 0 0
第 42 条の4第 6 項第 号	0 0 4 2 9	3 0 5 6 9 7 6

【よくある記載誤り④】
「所得金額が0円」又は「欠損金額」である場合の税額控除適用等の記載誤り

「所得金額又は欠損金額」欄が0又はマイナスの金額(欠損金額)である場合は、「税額控除」(例えば、第42条の4第6項等)や「中小企業者等の法人税率の特例」(例えば、第42条の3の2第1項第1号等)の措置の適用はありませんので、適用のない措置の記載は必要ありません。

【よくある記載誤り③】
適用限度額がある措置の適用額の記載誤り

「中小企業者等の法人税率の特例」等の適用限度額がある措置については、適用限度額を超えないように適用額を記載してください。

(例)「中小企業者等の法人税率の特例」(区分番号:「00380」)の適用額は、年800万円が限度とされていますので、所得金額が900万円である場合は、「8,000,000円(800万円)」と記載してください。

Ⅲ 適用する法人税関係特別措置ごとの記載の仕方

目 次

・【別表一（一）】中小企業者等の法人税率の特例	
各事業年度の所得に係る申告書－普通法人（特定の医療法人を除く。）、一般社団法人等及び人格のない社団等の分	1
・【別表一（二）】中小企業者等の法人税率の特例	
各事業年度の所得に係る申告書－公益法人等（一般社団法人等を除く。）及び協同組合等の分	2
・【別表一（三）】中小企業者等の法人税率の特例・特定の医療法人の法人税率の特例	
各事業年度の所得に係る申告書－特定の医療法人の分	3
・【別表六（六）】試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	
試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書	4
・【別表六（七）】試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（中小企業者等）	
中小企業者等が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書	5
・【別表六（八）】試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	
試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書	6
・【別表六（十）】エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	7
・【別表六（十一）】エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	8
・【別表六（十二）】中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	9
・【別表六（十三）】沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除・沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除・沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除・沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除・沖縄の金融業務特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除・沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除・沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	10

・【別表六（十四）】沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	
沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	12
・【別表六（十五）】国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	13
・【別表六（十六）】国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	14
・【別表六（十七）】雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	
雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	15
・【別表六（十八）】国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除	
国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除に関する明細書	16
・【別表六（十九）】特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除	
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	17
・【別表六（二十）】雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	
雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	18
・【別表六（二十一）】生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	
生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	19
・【別表八（一）】特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例・損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例	
受取配当等の益金不算入に関する明細書	20
・【別表十（一）】沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除・沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の所得の特別控除・沖縄の金融業務特別地区における認定法人の所得の特別控除・沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の所得の特別控除	
沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する明細書	21
・【別表十（二）】国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例	
国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書	22
・【別表十（三）】認定研究開発事業法人等の課税の特例	
認定研究開発事業法人等の所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書	23

・【別表十（四）】探鉱準備金又は海外探鉱準備金・新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探 鉱費の特別控除	
探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床 探鉱費の特別控除に関する明細書	24
・【別表十（五）】対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例	
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金 額の損金算入又は益金算入に関する明細書	25
・【別表十（六）】収用換地等の場合の所得の特別控除・特定土地区画整理事業等のため に土地等を譲渡した場合の所得の特別控除・特定住宅地造成事業等の ために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除・農地保有の合理化の ために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除・特定の長期所有土地 等の所得の特別控除	
収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書	26
・【別表十（七）】社会保険診療報酬の所得の計算の特例・農業生産法人の肉用牛の売却に 係る所得の課税の特例・特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	
社会保険診療報酬に係る損金算入、農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得又は連 結所得の特別控除及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書	27
・【別表十（八）】特定目的会社に係る課税の特例	
特定目的会社の支払配当の損金算入に関する明細書	28
・【別表十（九）】投資法人に係る課税の特例	
投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書	29
・【別表十（十）】特定目的信託に係る受託法人の課税の特例・特定投資信託に係る受託法 人の課税の特例	
特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額等の損金算入に関する明細書	30
・【別表十一（一の二）】中小企業等の貸倒引当金の特例	
一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書	31
・【別表十二（一）】海外投資等損失準備金	
海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書	32
・【別表十二（二）】新事業開拓事業者投資損失準備金	
新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する明細書	34
・【別表十二（三）】特定事業再編投資損失準備金	
特定事業再編投資損失準備金の損金算入に関する明細書	35
・【別表十二（四）】金属鉱業等鉱害防止準備金	
金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書	36
・【別表十二（六）】特定災害防止準備金	
特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書	37
・【別表十二（八）】新幹線鉄道大規模改修準備金	
新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入に関する明細書	38
・【別表十二（九）】使用済燃料再処理準備金	
使用済燃料再処理準備金の損金算入に関する明細書	39

・【別表十二（十）】原子力発電施設解体準備金	
原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書	40
・【別表十二（十一）】保険会社等の異常危険準備金・原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金	
保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書	41
・【別表十二（十二）】関西国際空港用地整備準備金	
関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書	42
・【別表十二（十三）】中部国際空港整備準備金	
中部国際空港整備準備金の損金算入に関する明細書	43
・【別表十二（十四）】特定船舶に係る特別修繕準備金	
特別修繕準備金の損金算入に関する明細書	44
・【別表十二（十五）】農業経営基盤強化準備金・農用地等を取得した場合の課税の特例	
農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	45
・【別表十三（四）】収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例・換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	
収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書	46
・【別表十三（五）】特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	
特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書	48
・【別表十三（六）】特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	
特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	54
・【別表十三（七）】大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例	
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等に伴い取得した宅地の圧縮額等の損金算入に関する明細書	55
・【別表十三（九）】特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例	
特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入に関する明細書	57
・【別表十三（十）】平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例	
平成 21 年及び平成 22 年に先行取得をした土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	58
・【別表十三（十一）】技術研究組合の所得の計算の特例	
賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書	59
・【別表十三（十二）】転廃業助成金等に係る課税の特例	
転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書	60
・【別表十四（二）】認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例	
寄附金の損金算入に関する明細書	62
・【別表十六（一）】旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額	
旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	63

・【別表十六（二）】旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額	
旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	68
・【別表十六（三）】旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額	
旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	73
・【別表十六（四）】旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額	
旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書	78
・【別表十六（五）】取替法による取替資産の償却額	
取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書	83
・【別表十六（七）】中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	
少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書	88
・【別表十六（九）】特別償却準備金	
特別償却準備金の損金算入に関する明細書	89

「30」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 期末の資本金の額又は出資金の額が、億円の法人のうち、次の①から③までのいずれかの法人（以下「大法人」といいます）の株式及び出資の全部をいすれかの大法人が有するものとみなす大法人としての大法人による完全支配関係があることと大法人に該当する場合又は当該大法人との間に完全支配関係がある全の大法人が有する株式の額又は出資金の額が五億円以上である法人、② 資本法第4条の7に規定する受託法人（2において「受託法人」といいます）、③ 相互会社、④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㏀ ㏁ ㏂ ㏃ ㏄ ㏅ ㏆ ㏇ ㏈ ㏉ ㏊ ㏋ ㏌ ㏍ ㏎ ㏏ ㏐ ㏑ ㏒ ㏓ ㏔ ㏕ ㏖ ㏗ ㏘ ㏙ ㏚ ㏛ ㏜ ㏝ ㏞ ㏟ ㏠ ㏡ ㏢ ㏣ ㏤ ㏥ ㏦ ㏧ ㏨ ㏩ ㏪ ㏫ ㏬ ㏭ ㏮ ㏯ ㏰ ㏱ ㏲ ㏳ ㏴ ㏵ ㏶ ㏷ ㏸ ㏹ ㏺ ㏻ ㏼ ㏽ ㏾ ㏿ 㐀 㐁 㐂 㐃 㐄 㐅 㐆 㐇 㐈 㐉 㐊 㐋 㐌 㐍 㐎 㐏 㐐 㐑 㐒 㐓 㐔 㐕 㐖 㐗 㐘 㐙 㐚 㐛 㐜 㐝 㐞 㐟 㐠 㐡 㐢 㐣 㐤 㐥 㐦 㐧 㐨 㐩 㐪 㐫 㐬 㐭 㐮 㐯 㐰 㐱 㐲 㐳 㐴 㐵 㐶 㐷 㐸 㐹 㐺 㐻 㐼 㐽 㐾 㐿 㑀 㑁 㑂 㑃 㑄 㑅 㑆 㑇 㑈 㑉 㑊 㑋 㑌 㑍 㑎 㑏 㑐 㑑 㑒 㑓 㑔 㑕 㑖 㑗 㑘 㑙 㑚 㑛 㑜 㑝 㑞 㑟 㑠 㑡 㑢 㑣 㑤 㑥 㑦 㑧 㑨 㑩 㑪 㑫 㑬 㑭 㑮 㑯 㑰 㑱 㑲 㑳 㑴 㑵 㑶 㑷 㑸 㑹 㑺 㑻 㑼 㑽 㑾 㑿 㒀 㒁 㒂 㒃 㒄 㒅 㒆 㒇 㒈 㒉 㒊 㒋 㒌 㒍 㒎 㒏 㒐 㒑 㒒 㒓 㒔 㒕 㒖 㒗 㒘 㒙 㒚 㒛 㒜 㒝 㒞 㒟 㒠 㒡 㒢 㒣 㒤 㒥 㒦 㒧 㒨 㒩 㒪 㒫 㒬 㒭 㒮 㒯 㒰 㒱 㒲 㒳 㒴 㒵 㒶 㒷 㒸 㒹 㒺 㒻 㒼 㒽 㒾 㒿 㓀 㓁 㓂 㓃 㓄 㓅 㓆 㓇 㓈 㓉 㓊 㓋 㓌 㓍 㓎 㓏 㓐 㓑 㓒 㓓 㓔 㓕 㓖 㓗 㓘 㓙 㓚 㓛 㓜 㓝 㓞 㓟 㓠 㓡 㓢 㓣 㓤 㓥 㓦 㓧 㓨 㓩 㓪 㓫 㓬 㓭 㓮 㓯 㓰 㓱 㓲 㓳 㓴 㓵 㓶 㓷 㓸 㓹 㓺 㓻 㓼 㓽 㓾 㓿 㔀 㔁 㔂 㔃 㔄 㔅 㔆 㔇 㔈 㔉 㔊 㔋 㔌 㔍 㔎 㔏 㔐 㔑 㔒 㔓 㔔 㔕 㔖 㔗 㔘 㔙 㔚 㔛 㔜 㔝 㔞 㔟 㔠 㔡 㔢 㔣 㔤 㔥 㔦 㔧 㔨 㔩 㔪 㔫 㔬 㔭 㔮 㔯 㔰 㔱 㔲 㔳 㔴 㔵 㔶 㔷 㔸 㔹 㔺 㔻 㔼 㔽 㔾 㔿 㕀 㕁 㕂 㕃 㕄 㕅 㕆 㕇 㕈 㕉 㕊 㕋 㕌 㕍 㕎 㕏 㕐 㕑 㕒 㕓 㕔 㕕 㕖 㕗 㕘 㕙 㕚 㕛 㕜 㕝 㕞 㕟 㕠 㕡 㕢 㕣 㕤 㕥 㕦 㕧 㕨 㕩 㕪 㕫 㕬 㕭 㕮 㕯 㕰 㕱 㕲 㕳 㕴 㕵 㕶 㕷 㕸 㕹 㕺 㕻 㕼 㕽 㕾 㕿 㖀 㖁 㖂 㖃 㖄 㖅 㖆 㖇 㖈 㖉 㖊 㖋 㖌 㖍 㖎 㖏 㖐 㖑 㖒 㖓 㖔 㖕 㖖 㖗 㖘 㖙 㖚 㖛 㖜 㖝 㖞 㖟 㖠 㖡 㖢 㖣 㖤 㖥 㖦 㖧 㖨 㖩 㖪 㖫 㖬 㖭 㖮 㖯 㖰 㖱 㖲 㖳 㖴 㖵 㖶 㖷 㖸 㖹 㖺 㖻 㖼 㖽 㖾 㖿 㗀 㗁 㗂 㗃 㗄 㗅 㗆 㗇 㗈 㗉 㗊 㗋 㗌 㗍 㗎 㗏 㗐 㗑 㗒 㗓 㗔 㗕 㗖 㗗 㗘 㗙 㗚 㗛 㗜 㗝 㗞 㗟 㗠 㗡 㗢 㗣 㗤 㗥 㗦 㗧 㗨 㗩 㗪 㗫 㗬 㗭 㗮 㗯 㗰 㗱 㗲 㗳 㗴 㗵 㗶 㗷 㗸 㗹 㗺 㗻 㗼 㗽 㗾 㗿 㘀 㘁 㘂 㘃 㘄 㘅 㘆 㘇 㘈 㘉 㘊 㘋 㘌 㘍 㘎 㘏 㘐 㘑 㘒 㘓 㘔 㘕 㘖 㘗 㘘 㘙 㘚 㘛 㘜 㘝 㘞 㘟 㘠 㘡 㘢 㘣 㘤 㘥 㘦 㘧 㘨 㘩 㘪 㘫 㘬 㘭 㘮 㘯 㘰 㘱 㘲 㘳 㘴 㘵 㘶 㘷 㘸 㘹 㘺 㘻 㘼 㘽 㘾 㘿 㙀 㙁 㙂 㙃 㙄 㙅 㙆 㙇 㙈 㙉 㙊 㙋 㙌 㙍 㙎 㙏 㙐 㙑 㙒 㙓 㙔 㙕 㙖 㙗 㙘 㙙 㙚 㙛 㙜 㙝 㙞 㙟 㙠 㙡 㙢 㙣 㙤 㙥 㙦 㙧 㙨 㙩 㙪 㙫 㙬 㙭 㙮 㙯 㙰 㙱 㙲 㙳 㙴 㙵 㙶 㙷 㙸 㙹 㙺 㙻 㙼 㙽 㙾 㙿 㚀 㚁 㚂 㚃 㚄 㚅 㚆 㚇 㚈 㚉 㚊 㚋 㚌 㚍 㚎 㚏 㚐 㚑 㚒 㚓 㚔 㚕 㚖 㚗 㚘 㚙 㚚 㚛 㚜 㚝 㚞 㚟 㚠 㚡 㚢 㚣 㚤 㚥 㚦 㚧 㚨 㚩 㚪 㚫 㚬 㚭 㚮 㚯 㚰 㚱 㚲 㚳 㚴 㚵 㚶 㚷 㚸 㚹 㚺 㚻 㚼 㚽 㚾 㚿 㜀 㜁 㜂 㜃 㜄 㜅 㜆 㜇 㜈 㜉 㜊 㜋 㜌 㜍 㜎 㜏 㜐 㜑 㜒 㜓 㜔 㜕 㜖 㜗 㜘 㜙 㜚 㜛 㜜 㜝 㜞 㜟 㜠 㜡 㜢 㜣 㜤 㜥 㜦 㜧 㜨 㜩 㜪 㜫 㜬 㜭 㜮 㜯 㜰 㜱 㜲 㜳 㜴 㜵 㜶 㜷 㜸 㜹 㜺 㜻 㜼 㜽 㜾 㜿 㝀 㝁 㝂 㝃 㝄 㝅 㝆 㝇 㝈 㝉 㝊 㝋 㝌 㝍 㝎 㝏 㝐 㝑 㝒 㝓 㝔 㝕 㝖 㝗 㝘 㝙 㝚 㝛 㝜 㝝 㝞 㝟 㝠 㝡 㝢 㝣 㝤 㝥 㝦 㝧 㝨 㝩 㝪 㝫 㝬 㝭 㝮 㝯 㝰 㝱 㝲 㝳 㝴 㝵 㝶 㝷 㝸 㝹 㝺 㝻 㝼 㝽 㝾 㝿 㞀 㞁 㞂 㞃 㞄 㞅 㞆 㞇 㞈 㞉 㞊 㞋 㞌 㞍 㞎 㞏 㞐 㞑 㞒 㞓 㞔 㞕 㞖 㞗 㞘 㞙 㞚 㞛 㞜 㞝 㞞 㞟 㞠 㞡 㞢 㞣 㞤 㞥 㞦 㞧 㞨 㞩 㞪 㞫 㞬 㞭 㞮 㞯 㞰

翌年以降 送付要否	要	☐	否	☐
適用額細 書		☐		☐

税 理 士 署 名 押 印	
------------------	--

- 1 -

別表一（二）

「24」欄又は「28」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

御注意

21 「法人税額の計算」の各欄は、次に記載することになりますので、御注意ください。

① 協同組合等については、次の「28」欄に記載します。

② 期末における組合員その他の構成員の数が50万人以上の協同組合等にあつては、「28」欄から「30」までの各欄に記載します。

③ 店舗にて行う物品供給事業に係る収入金額が年1,000億円以上

平成 年 月 日 税務署長殿		所管	業種目	概況書	要否	別表等	※	青色申告	一連番号					
納税地	電話() -	事業種目	期末現在の 出資金の額	円	整理番号	事務年度 (至)	申告年月日	申告区分	庁指定	局指定	指導等	区分		
法人名		経理責任者 自署押印	旧納税地及び 旧法人名等	添付書類	貸借対照表、損益計算書、損益金処分 表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、 組織再編成に係る契約書等の写し、組 織再編成に係る移転資産等の明細書	申告区分	庁指定	局指定	指導等	区分	通信日付印	確認印	省 略	年 月 日
代表者 自署押印		旧納税地及び 旧法人名等	添付書類	貸借対照表、損益計算書、損益金処分 表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、 組織再編成に係る契約書等の写し、組 織再編成に係る移転資産等の明細書	申告区分	庁指定	局指定	指導等	区分	通信日付印	確認印	省 略	年 月 日	
代表者 住 所		添付書類	貸借対照表、損益計算書、損益金処分 表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、 組織再編成に係る契約書等の写し、組 織再編成に係る移転資産等の明細書	申告区分	庁指定	局指定	指導等	区分	通信日付印	確認印	省 略	年 月 日		
平成 年 月 日	事業年度分の 申告書	翌年以降 送付要否	要	否	適用額明細書 提出の有無	有	無	税理士法第30条 の書面提出有	税理士法第33条 の2の書面提出有					

所得金額又は欠損金額 (別表四「48の①」)	1	十 億	千	円	この 欄	所得税額等の還付金額	19	十 億	百万	千	円
法人税額 (34)又は(37)	2										
法人税額の特別控除額 (別表三(二)「24」欄の①) + 別表三(二)「25」欄の① + 別表三(二)「26」欄の①	3										
差引法人税額 (2)-(3)	4										
リース特別控除戻税額 (別表六(二十五)「31」)	5										
課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」欄の①) + 別表三(二)「25」欄の① + 別表三(二)「26」欄の①	6										
同上に対する税額 (38)+(39)+(40)	7										
法人税額計 (4)+(5)+(7)	8										
仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除法人税額	9										
控 除 税 額 (8)-(9)と(43)のうち少ない金額	10										
差引の申告により納付すべき法人税額 (8)-(9)-(10)	11										
法 人 税 額 (1)のうち年800万円 相当額以下の金額 (1)-(24)× $\frac{1}{100}$	24										
(1)のうち(24)を超え年 10億円相当額以下の金額 (24)-(25)× $\frac{1}{100}$	25										
(1)のうち年10億円 相当額を超える金額 (25)-(26)× $\frac{1}{100}$	26										
所得金額(1) (24)+(25)+(26)	27										
(1)の金額又は800万円× $\frac{1}{100}$ 相当額のうち少ない金額 (1)-(28)	28										
(1)のうち年800万円 相当額を超える金額 (1)-(28)	29										
所得金額(1) (28)+(29)	30										
土 地 譲 渡 税 額 (別表三(二)「27」)	38										
同 上 (別表三(二)「28」)	39										
所 得 税 の 額 (別表六(一)「6の③」)	41										
外 国 税 額 (別表六(二)「16」)	42										
計 (41)+(42)	43										
控 除 し た 金 額 (10)	44										
控除しきれなかった金額 (43)-(44)	45										

「24」欄

特定の協同組合等※の法人税率の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の3の2第2項」

② 「区分番号」欄:「00384」

③ 「適用額」欄:当該別表一(二)「24」欄の金額(円単位)

(注) 1 適用額は、年800万円が上限となります。

2 当該別表一(二)「1」欄が「0」又はマイナスの場合は、適用額明細書に記載しないでください。

※ 法人税法第2条第7号に規定する協同組合等のうち、租税特別措置法第68条第1項第1号から第3号までに掲げる要件の全てに該当する協同組合等

「28」欄

公益法人等(一般社団法人等を除く。)及び協同組合等(特定の協同組合等を除く。)の法人税率の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の3の2第1項第3号」

② 「区分番号」欄:「00382」

③ 「適用額」欄:当該別表一(二)「28」欄の金額(円単位)

(注) 1 適用額は、年800万円が上限となります。

2 当該別表一(二)「1」欄が「0」又はマイナスの場合は、適用額明細書に記載しないでください。

別表一(二) 公益法人等(一般社団法人等を除く。)及び協同組合等の分……平二十六・四・一以後終了事業年度分

「27」欄又は「29」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

申告書		適用額明細書 提出の有無	有	☐	無	☐
税理士法第30条 の書面提出有	☐	税理士法第33条 の2の書面提出有	☐			☐

法 0301-0103

別表六(六)

「11」、「18」又は「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度

法人名

別表六(六)

平二十六・四・一以後終了事業年度分

御注意

「23」欄

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越控除税額がある場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の4第3項」
 ② 「区分番号」欄:「00428」
 ③ 「適用額」欄:当該別表六(六)「23」欄の金額(円単位)

研究費の総額に係る税金	試験研究費に係る税額控除割合	(3) $\geq 10\%$ の場合	4	0.1	当期繰越税額控除額 (21)-(22)	23	
		(3) $< 10\%$ の場合 (3) $\times 0.2 + \frac{8}{100}$ (小数点以下3位未満切捨て)	5		法人税額の特別控除額 (11)+(18)+(23)	24	
	税額控除限度額 (1) $\times$ (5)		6		特別試験研究費の額の明細		
					特別試験研究の内容	25	特別試験研究費の額 26

「11」欄

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の4第1項」
 ② 「区分番号」欄:「00426」
 ③ 「適用額」欄:当該別表六(六)「11」欄の金額(円単位)

額 控 除	当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((6)と(8)のうち少ない金額)	9		前期超過要件に係る試験研究費の額の計算			当該事業年度	前事業年度又は 前連結事業年度	
	法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十四)「8の②」)	10					①	②	
	当 期 税 額 控 除 額 (9)－(10)	11			試 験 研 究 費 の 額	27	円	円	
					当該事業年度の月数 前事業年度又は 前連結事業年度の月数	28		――	
特 別 試 験	特 別 試 験 研 究 費 の 額 (26の計)	12		翌 期 繰 越	改 定 試 験 研 究 費 の 額 (27)×(28)	29		円	
	特別試験研究費に係る税額控除割合 $\frac{12}{100}$ －((4)又は(5))	13			事業年度又は 連結事業年度	区 分	前期繰越額 又は当期税額 控除限度額	当 期 控 除 可 能 額	翌期繰越額 (30)－(31)
							30	31	32
							平 . . . 平 . . .	総額 特	円 円

「18」欄

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(特別試験研究費)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の4第2項」
 ② 「区分番号」欄:「00427」
 ③ 「適用額」欄:当該別表六(六)「18」欄の金額(円単位)

税額控除	法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「9の②」)	17		額の計算	当期分	総額 (6)	(9)	外
	当期税額控除額 (10)-(17)	18			合計	特別 (14)	(16)	外
						総額		
						特別		

法 0301-0606

別表六(七)

「7」欄又は「12」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業者等が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名		
繰越税額控除の計算に関する明細				
試験研究費の額	1	前期超過要件に 係る試験研究費の額	14	当該事業年度 前事業年度又は 前連結事業年度
中小企業者等税額控除限度額 (1) × $\frac{12}{100}$	2			① ②
当期の所得に対する法人税の額 (別表「7」欄、別表一(二)「2」欄)	3		円	円
当期税額控除可能額 (2)と(4)のうち少ない金額	5	改定試験研究費の額 (14) × (15)	16	円
法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「11の②」)	6	事業年度又は 連結事業年度	前期繰越額 又は当期税額 控除限度額	当期控除 可能額
当期税額控除額 (5) - (6)	7		17	18
差引当期税額基準額残額 (4) - (5)	8	平 平	円	円
繰越中小企業者等税額控除限度額 (8)と(14)の①のうち少ない金額	9			
法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「10の②」)	11	計	(2)	(5)
当期繰越税額控除額 (10) - (11)	12	当期分		外
法人税額の特別控除額 (7) + (12)	13	合計		

別表六(七)

平二十六・四・一以後終了事業年度分

御注意

1 資本金、剰余金又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありませんので、御注意ください。

2 当該(裏面の「中小企業者等の判定」欄に記載して判定してください)。

3 当期の試験研究費の額(「14」欄)が前期の試験研究費の額(「14」欄)より少ない場合は、前期の改定試験研究費の額(「16」欄)以下の場合は、前期繰越分(「9」欄)を当期の法人税額から控除することができませんので御注意ください。(この場合、「10」欄には「0円」と記載します。)

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の4第6項」
 ② 「区分番号」欄:「00429」
 ③ 「適用額」欄:当該別表六(七)「7」欄の金額(円単位)

「12」欄

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越控除税額がある場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の4第7項」
 ② 「区分番号」欄:「00430」
 ③ 「適用額」欄:当該別表六(七)「12」欄の金額(円単位)

別表六(八)

「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度		法人名			
試験研究費の額	1	円	平均売上金額 (別表六(九)「5」)	12	円
当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」 又は別表一(三)「2」)	2		平均売上金額の10%相当額 $(12) \times \frac{10}{100}$	13	
比較試験研究費の額 (別表六(九)「10」)	3		平均売上金額の10%相当額を 超える試験研究費の額 $(1) - (13)$	14	
基準試験研究費の額 (別表六(九)「11」)	4		試験研究費割合 $\frac{(1)}{(12)}$	15	
「22」欄 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「平成26年旧措置法第42条の4第9項第1号」※1、 「第42条の4第9項第1号」※2又は「第42条の4第9項第2号」※3 ② 「区分番号」欄:「00011」※1、「00486」※2又は「00012」※3 ③ 「適用額」欄:当該別表六(八)「22」欄の金額(円単位) ※1 平成26年旧措置法第42条の4第9項第1号(区分番号:「00011」) 当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合 ※2 第42条の4第9項第1号(区分番号:「00486」) 増加試験研究費の額が比較試験研究費の額の5%に相当する金額を超え、かつ、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が基準試験研究費の額を超える場合 ※3 第42条の4第9項第2号(区分番号:「00012」) 当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が当該事業年度の平均売上金額の10%に相当する金額を超える場合					
試験研究費の増加額に係る	9		((11)の金額又は(19)の金額)	20	
当期税額基準額 $(2) \times \frac{10}{100}$	10		法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「12の②」)	21	
当期税額控除可能額 ((9) と (10) のうち少ない金額)	11		法人税額の特別控除額 $(20) - (21)$	22	

別表六(八)

平二十六・四・一以後終了事業年度分

別表六(十)

「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・
・
・

法人名

別表六(十)

平二十六・四・一以後終了事業年度分

御注意

御注意
法人税額の特別控除は、資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については適用がありませんので、御注意ください（裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。）。

旧措法第42条の5第1項各号の該当号		1	第 号 ()	第 号 ()	第 号 ()	第 号 ()	第 号 ()
事業種目		2					
資産区分	種類	3					
	構造、設備の種類又は区分	4					
	細目	5					
	取得年月日	6	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
「22」欄 エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄: 「平成23年12月旧措置法第42条の5第3項」 ② 「区分番号」欄: 「00030」 ③ 「適用額」欄: 当該別表六(十)「22」欄の金額(円単位)							
法人税額の特別控除額の計算							
当期分	取得価額の合計額 (10)の合計	11	円	前期繰越	差引当期税額基準額残額 (14) - (15) - (別表六(十一)「15」)	18	円
	税額控除限度額 (11) × $\frac{7}{100}$	12			繰越税額控除限度超過額 (24)の計	19	
	当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」 又は別表一(三)「2」)	13			同上のうち当期繰越税額控除可能額 (18)と(19)のうち少ない金額	20	
	当期税額基準額 (13) × $\frac{20}{100}$	14			法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「32の②」)	21	
	当期税額控除可能額 (12)と(14)のうち少ない金額	15			当期繰越税額控除額 (20) - (21)	22	
	法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「33の②」)	16					
	当期税額控除額 (15) - (16)	17			法人税額の特別控除額 (17) + (22)	23	
翌期繰越税額控除限度超過額の計算							
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は 当期税額控除限度額	当期控除可能額等		翌期繰越額 (24) - (25)			
	24	25		26			
平・・	円	円					
平・・		外		外		円	
平・・		(20)					
計		(15)		外			
当期分	(12)						
合計							
機械設備等の概要							

別表六(十一)

「17」欄又は「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表六(十一)

平二十六・四・一以後終了事業年度分

御注意

1 法人税額の特別控除は、資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については適用がありませんので、御注意ください。

2 エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得等に関する明細書に「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。

措法第42条の5第1項各号の該当号	1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
事業種目	2					
資産区分	3					
種類	4					
構造、設備の種類又は区分	5					
取得年月日	6	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
事業の用に供した年月日	7	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
取得価額又は製作価額	8	円	円	円	円	円
「17」欄 エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第42条の5第2項」、「平成26年旧措置法第42条の5第2項」、「平成25年旧措置法第42条の5第2項」又は「平成24年旧措置法第42条の5第2項」 ② 「区分番号」欄: 「00296」 ③ 「適用額」欄: 当該別表六(十一)「17」欄の金額(円単位)						
当期所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	13		期	(24)の計		19
当期税額基準額 (13) × $\frac{20}{100}$ (別表六(十)「15」)	14		繰	同上のうち当期繰越税額控除可能額 (18)と(19)のうち少ない金額		20
当期税額控除可能額 (12)と(14)のうち少ない金額	15		越	法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「13」の②)		21
法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「14」の②)	16		分	当期繰越税額控除額 (20) - (21)		22
当期税額控除額 (15) - (16)	17			法人税額の特別控除額 (17) + (22)		23
翌期繰越税額控除限度超過額の計算						
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は 当期税額控除限度額	当期控除可能額等	翌期繰越額	(24) - (25)		
	24	25		26		
「22」欄 エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第42条の5第3項」、「平成26年旧措置法第42条の5第3項」、「平成25年旧措置法第42条の5第3項」、「平成24年旧措置法第42条の5第3項」又は「平成23年12月旧措置法第42条の5の2第3項」 ② 「区分番号」欄: 「00297」 ③ 「適用額」欄: 当該別表六(十一)「22」欄の金額(円単位)						

「16」欄、「22」欄又は「29」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

平二十六・四・一以後終了事業年度分

– 9 –

別表六(十三)

「18」欄又は「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表六(十三)

平二十六・四・一以後終了事業年度分

措法第42条の9第1項の表の各号の該当号 (旧措法第42条の9第1項の表の各号の該当号)		1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号		
事業 種 目		2							
資 産 区 分	種 類	3							
	構造、設備の種類又は区分	4							
	細 目	5							
	取 得 年 月 日	6	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .		
	事業の用に供した年月日	7	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .		
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	8	円	円	円	円	円		
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9							
	差引改定取得価額 (8)-(9)	10							
法人税額の特別控除額の計算									
当 期 分	取得価額の合計額 (10の合計)	11	円	前 期 繰 越 分	差引当期税額基準額残額 (15)-(16)	19	円		
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	12			繰越税額控除限度超過額 (25の計)	20			
	税額控除限度額 $((11)-(12)) \times \frac{15}{100} + (12) \times \frac{8}{100}$	13			同上のうち当期繰越税額控除可能額 (19)と(20)のうち少ない金額)	21			
	当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	14			法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「18の②」)	22			
	当期税額基準額 $(14) \times \frac{20}{100}$	15			当期繰越税額控除額 (21)-(22)	23			
	当期税額控除可能額 (13)と(15)のうち少ない金額)	16			法人税額の特別控除額 (18)+(23)	24			
	法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「19の②」)	17							
	当期税額控除額 (16)-(17)	18							
	翌期繰越税額控除限度超過額の計算								
	事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は 当期税額控除限度額	25		円	当期控除可能額等	26	円	翌期繰越額 (25)-(26)
平 . .			円		円				
平 . .			外		外		円		
平 . .			外		外				
平 . .			外		外				
平 . .			外		外				
平 . .					外				
平 . .					外				
平 . .					外				
平 . .					外				
計				(21)					
当期分	(13)			(16)		外			
合計									
機 械 設 備 等 の 概 要									

P11参照

○ 別表六(十三)「18」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (1 欄が「第 1 号」)	平成26年旧措置法第42条の9 第 1 項第 1 号	00406	「18」の欄の金額
	第42条の9 第 1 項第 1 号	00493	
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (1 欄が「第 2 号」)	平成26年旧措置法第42条の9 第 1 項第 2 号	00407	
	第42条の9 第 1 項第 2 号	00494	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (1 欄が「第 3 号」)	平成26年旧措置法第42条の9 第 1 項第 3 号	00408	
	第42条の9 第 1 項第 3 号	00495	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (1 欄が「第 4 号」)	平成26年旧措置法第42条の9 第 1 項第 4 号	00409	
	第42条の9 第 1 項第 4 号	00496	
沖縄の金融業務特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (1 欄が「(旧法) 第 5 号」)	平成26年旧措置法第42条の9 第 1 項第 5 号	00410	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (1 欄が「第 5 号」)	第42条の9 第 1 項第 5 号	00497	

○ 別表六(十三)「23」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	「第42条の9 第 2 項(同条第 1 項第 1 号から第 5 号まで)」、「平成26年旧措置法第42条の9 第 2 項(同条第 1 項第 1 号から第 5 号まで)」又は「平成24年旧措置法第42条の9 第 2 項(同条第 1 項第 1 号から第 5 号まで)」	00411	「23」の欄の金額

別表六(十四)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

事業種目	1					
資産種類	2					
構造、用途又は設備の種類	3					
取得年月日	4	平	・	平	・	平
事業の用に供した年月日	5	平	・	平	・	平
取得価額又は製作価額	6		円		円	
法人税額上の圧縮記帳	7					

「21」欄

沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:「平成24年旧効力措置法第42条の10第3項」

② 「区分番号」欄:「00086」

③ 「適用額」欄:当該別表六(十四)「21」欄の金額(円単位)

期分	税額控除限度額 $((9)-(10)) \times \frac{15}{100} + (10) \times \frac{8}{100}$	11		期	(23の計)		
	当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」 又は別表一(三)「2」)	12		繰	同上のうち当期繰越税額控除可能額 (17)と(18)のうち少ない金額)	19	
	当期税額基準額 $(12) \times \frac{20}{100}$	13		越	法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「30の②」)	20	
	当期税額控除可能額 (11)と(13)のうち少ない金額)	14		分	当期繰越税額控除額 (19)-(20)	21	
	法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「31の②」)	15					
	当期税額控除額 (14)-(15)	16			法人税額の特別控除額 (16)+(21)	22	

翌期繰越税額控除限度超過額の計算

事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は 当期税額控除限度額	当期控除可能額等	翌期繰越額 (23)-(24)
	23	24	25
平	・	円	
平	・		
平	・	外	外
平	・	外	外
平	・	外	外
平	・	外	外
平	・	外	外
平	・	外	外
平	・	外	外
平	・	外	外
計		(19)	
当期分	(11)	(14)	外
合計			

設備等の概要

別表六(十四)

平二十六・四・一以後終了事業年度分

別表六(十五)

「19」欄又は「24」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表六(十五)

平二十六・四・一以後終了事業年度分

国家戦略特別区域の名称	1					
措法第42条の10第1項各号の該当号	2	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
特 定 事 業 の 内 容	3					
資 産 区 分	種 類	4				
	構造、設備の種類又は区分	5				
	細 目	6				
	取 得 年 月 日	7	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
	特定事業の用に供した年月日	8	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
取 得 価 額	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	9	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	10				
	差引改定取得価額 「19」欄 (9)－(10)	11				

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の10第2項」
 ② 「区分番号」欄:「00507」
 ③ 「適用額」欄:当該別表六(十五)「19」欄の金額(円単位)

期 分	当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」 又は別表一(三)「2」)	15		繰 越 分	同上のうち当期繰越税額控除可能額 (20)と(21)のうち少ない金額)	22	
	当 期 税 額 基 準 額 (15)× $\frac{20}{100}$	16			法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十四)「20の②」)	23	
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (14)と(16)のうち少ない金額)	17			当 期 繰 越 税 額 控 除 額 (22)－(23)	24	
	法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十四)「21の②」)	18			法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (19)＋(24)	25	
	当 期 税 額 控 除 額 (17)－(18)	19					

翌 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算

事業年度又は連結事業年度	前 期 繰 越 額 又 は 当 期 税 額 控 除 限 度 額	当 期 控 除 可 能 額 等	翌 期 繰 越 額 (26)－(27)
	26	27	28
平 平 平	円	円	

「24」欄

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の10第3項」
 ② 「区分番号」欄:「00508」
 ③ 「適用額」欄:当該別表六(十五)「24」欄の金額(円単位)

機 械 設 備 等 の 概 要

別表六(十六)

「19」欄及び「24」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表六(十六)

平二十六・四・一以後終了事業年度分

国際戦略総合特別区域の名称	1					
措法第42条の11第1項各号の該当号	2	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
特定国際戦略事業の内容	3					
資 種 類	4					
産 構造、設備の種類又は区分	5					
区 細 目	6					
分 取 得 年 月 日	7	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
特定国際戦略事業の用に供した年月日	8	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
取	「19」欄	円	円	円	円	円

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の11第2項」
 ② 「区分番号」欄:「00301」
 ③ 「適用額」欄:当該別表六(十六)「19」欄の金額(円単位)

当期	(11)の合計	12		前期	差引当期税額基準額残額 (10)－(17)	20	
期	同上のうち建物及びその附属 設備並びに構築物に係る額	13		繰越	繰越税額控除限度超過額 (26の計)	21	
分	税 額 控 除 限 度 額 $(12) - (13) \times \frac{15}{100} + (13) \times \frac{8}{100}$	14		分	同上のうち当期繰越税額控除可能額 (20)と(21)のうち少ない金額)	22	
	当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」 又は別表一(三)「2」)	15			法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「22の②」)	23	
	当期税額基準額 $(15) \times \frac{20}{100}$	16			当期繰越税額控除額 (22)－(23)	24	
	当期税額控除可能額 (14)と(16)のうち少ない金額)	17			法人税額の特別控除額 (19)＋(24)	25	
	法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「23の②」)	18					
	当期税額控除額 (17)－(18)	19					
翌期繰越税額控除限度超過額の計算							
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は 当期税額控除限度額	26		当期控除可能額等	翌期繰越額 (26)－(27)	28	
		26				28	

「24」欄

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の11第3項」
 ② 「区分番号」欄:「00302」
 ③ 「適用額」欄:当該別表六(十六)「24」欄の金額(円単位)

合 計			
機 械 設 備 等 の 概 要			

別表六(十七)

「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名		
適用年度終了の日における雇用者の数	1		税 額 控 除 限 度 額 40万円×(4) (8)<(9)の場合は0)	10	
適用年度開始の日の前日における雇用者の数	2		当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	11	
同上のうち適用年度終了の日において高年齢雇用者に係る雇用者の数	3				
基 準 雇 用 者 数 の 計 算	雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の12第1項」 ② 「区分番号」欄:「00440」 ③ 「適用額」欄:当該別表六(十七)「15」欄の金額(円単位)				
給与等支給額の計算	給与等の支給額	6	(10)と(12)のうち大きい金額		
	同上のうち適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係る金額	7	法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「24の②」)	14	
	給与等支給額 (6)－(7)	8			
比較給与等支給額 (23)		9	法人税額の特別控除額 (13)－(14)	15	
比 較 給 与 等 支 給 額 の 計 算					
事業年度又は連結事業年度	給与等支給額	(17)のうち適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係る金額	差 引 (17)－(18)	適用年度の月数 (16)の事業年度又は連結事業年度の月数	改定給与等の支給額 (19)×(20)
16	17	18	19	20	21
調整対象年度	円	円	円	円	円
平	・	・	・	・	・
平	・	・	・	・	・
平	・	・	・	・	・
平	・	・	・	・	・
計					
適用年度前1年以内事業年度等における給与等の支給額 (21の計)÷(調整対象年度数)			22	円	
比 較 給 与 等 支 給 額 (22) + ((22)×(5)× $\frac{30}{100}$)			23		

別表六(十七)

平二十六・四・一以後終了事業年度分

別表六(十八)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表六(十八)

平二十六・四・一以後終了事業年度分

適用対象年度において取得等をした生産等資産のうち
当該適用対象年度終了の日において有するものの取得価額の合計額

1

円

事業種目

2

設備の種類

3

機械等の名称

4

取得年月日

5

平・・

平・・

平・・

平・・

平・・

事業の用に供した年月日

6

平・・

平・・

平・・

平・・

平・・

「16」欄

取得
価
額

国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除を適用している場合

①「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の12の2第2項」

②「区分番号」欄:「00444」

③「適用額」欄:当該別表六(十八)「16」欄の金額(円単位)

取得価額の合計額
(9)の合計

10

円

当期税額基準額

 $(12) \times \frac{20}{100}$

13

円

税額控除限度額
 $(10) \times \frac{3}{100}$
($(1) \leq 0$)の場合又は($1 \leq 0$)の場合は0)

11

当期税額控除可能額
(11)と(13)のうち少ない金額)

14

法人税額超過構成額
(別表六(二十四)「25の②」)

15

当期の所得に対する法人税の額
(別表一(一)「2」、別表一(二)「2」
又は別表一(三)「2」)

12

法人税額の特別控除額
(14) - (15)

16

償却費として損金経理をした金額の計算

減価償却資産の
当期償却額損益計算書に計上された
減価償却費の額

17

円

減価償却資産の当期償却額のうち
当期に取得等をした生産等資産を構成
する機械等に係る普通償却限度超過額

19

円

剰余金の処分の方法により
特別償却準備金として
積み立てた金額
その他上記以外の金額

18

同上のうち特別償却に関する
他の規定の適用により
損金の額に算入される金額

20

償却費として損金経理をした金額
(17) + (18) - (19) - (20)

21

比較取得資産総額等の計算

前事業年度又は前連結事業年度において取得等をした生産等資産のうち当該前
事業年度又は前連結事業年度終了の日において有するものの取得価額の合計額

22

円

 $\frac{\text{適用対象年度の月数}}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$

23

比較取得資産総額
(22) × (23)

24

円

比較取得資産総額の110%相当額
(24) × $\frac{110}{100}$

25

機械等の概要

別表六(十九)

「16」欄又は「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・
・
・

法人名

別表六(十九)

平二十六・四・一以後終了事業年度分

御注意

資本金の額又は出資金の額が三千万円を超える法人（中小企業等協同組合等を除きます。）は、この制度の適用がありません。なお、資本金の額又は出資金の額が三千万円以下の法人（中小企業等協同組合等を除きます。）であっても、その発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありませんので、御注意ください（裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください）。

経営の改善に関する指導及び助言を受けた認定経営革新等支援機関の名称	1							
事業種目	2							
資産区分	3							
設備の名称	4							
取得年月日	5	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
指定事業の用に供した年月日	6	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円	円	円	円
法人税法上の圧縮記帳による種別金計上額	8							
「16」欄 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の12の3第2項」 ② 「区分番号」欄:「00448」 ③ 「適用額」欄:当該別表六(十九)「16」欄の金額(円単位)								
当期繰越税額控除限度超過額の計算								
当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」 又は別表一(三)「2」)	12							
当期税額基準額 (12) × $\frac{20}{100}$	13							
当期税額控除可能額 (11) と (13) のうち少ない金額	14							
法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「27の②」)	15							
当期税額控除額 (14) - (15)	16							
繰越税額控除限度超過額の計算								
前期繰越額又は 当期税額控除限度額	23							
当期控除可能額等	24							
前期繰越額 (23) - (24)	25							
合計								
「21」欄 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の12の3第3項」 ② 「区分番号」欄:「00449」 ③ 「適用額」欄:当該別表六(十九)「21」欄の金額(円単位)								
設備の概要								

別表六(二十)

「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
雇用者給与等支給額	1	円	税額控除限度額 (3) × $\frac{10}{100}$ (1) < (5) の場合又は (6) ≤ (7) の場合は 0	8
雇用者給与等支給額	2	円	当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	9
雇用者給与等支給増加額 (1) - (2) (マイナスの場合は 0)	3	円	当期税額基準額 (9) × $\frac{10}{100}$ 又は 20	10
雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(3)}{(2)}$	4	円	当期税額控除可能額 (8) と (10) のうち少ない金額	11
比較雇用者給与等支給額 (21)	5	円	法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「28の②」)	12
平均給与等支給額 (27の①)	6	円	法人税額の特別控除額 (11) - (12)	13
比較平均給与等支給額 (27の②)	7	円		
基準雇用者給与等支給額の計算				
基準事業年度又は 基準連結事業年度	14	円	適用年度の月数 (10) の基準事業年度又は 基準連結事業年度等の月数	16
国内雇用者に対する 給与等の支給額	15	円	基準雇用者給与等支給額 (15) × (16)	17
平均	・	円		円
比較雇用者給与等支給額の計算				
前事業年度又は前連結事業年度	18	円	適用年度の月数	19
国内雇用者に対する 給与等の支給額	20	円	比較雇用者給与等支給額	21
平均	・	円		円
比較平均給与等支給額	22	円		円
雇用者給与等支給額	23	円		円
同上のうち一般被保険者である 継続雇用者に係る金額	24	円		円
同上のうち継続雇用制度 対象者に係る金額	25	円		円
継続雇用者給与等支給額 (23) - (24)	26	円		円
月別支給対象者の合計数	27	人		人
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 $\frac{(25)}{(26)}$	28	円		円
各経過年度における計算				
経過年度	29	円	平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算	30
雇用者給与等支給額	31	円	経過年度の計算	32
基準雇用者給与等支給額 (33)	32	円	比較平均給与等支給額の計算	33
経過雇用者給与等支給増加額 (28) - (29) (マイナスの場合は 0) (28) < (37) の場合又は (43の①) ≤ (43の②) の場合は 0	33	円	経過年度	34
雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(30)}{(29)}$	34	円	①	②
当該経過年度の月数 (14) の基準事業年度又は基準連結事業年度の月数	35	円	雇用者給与等支給額	35
基準雇用者給与等支給額 (15) × (32)	36	円	同上のうち一般被保険者である 継続雇用者に係る金額	36
月別支給対象者の合計数	37	人	同上のうち継続雇用制度 対象者に係る金額	37
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 $\frac{(41)}{(42)}$	38	円	継続雇用者給与等支給額 (39) - (40)	38
比較雇用者給与等支給額の計算	39	円	月別支給対象者の合計数	39
前事業年度又は前連結事業年度	40	円	平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 $\frac{(41)}{(42)}$	40
国内雇用者に対する給与等の支給額	41	円		円
当該経過年度の月数 (34) の前事業年度又は前連結事業年度の月数	42	円		円
比較雇用者給与等支給額 (35) × (36)	43	円		円
各経過年度の合計額等の計算				
前事業年度又は前連結事業年度	44	円	適用年度の月数	44
国内雇用者に対する給与等の支給額	45	円	各経過年度の月数の合計数	45
当該経過年度の月数 (34) の前事業年度又は前連結事業年度の月数	46	円	控除上限割合 $\frac{10}{100}$ × $\frac{(44)}{(45)}$ (小数点以下2位未満切捨て)	46
比較雇用者給与等支給額	47	円	各経過年度における経過雇用者 給与等支給増加額の合計額 (各経過年度における(30)の合計)	47

別表六(二十)

平二十六・四・一以後終了事業年度分

生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度
法人名

別表六(二十一)
平二十六・四・一以後終了事業年度分

事業種目	1					
資産区分	2					
種類	3					
構造、設備の種類又は区分	4					
細目	5					
取得年月日	6					
事業の用に供した年月日	7					
取得価額又は製作価額	8					
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9					
差引改定取得価額(7)-(8)						

法人税額の特別控除額の計算

取得価額	「21」欄	合計額	円	当期の取得価額による法人税額の額	円
同上	生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の12の5第7項」又は「第42条の12の5第8項」 ② 「区分番号」欄:「00517」 ③ 「適用額」欄:当該別表六(二十一)「21」欄の金額(円単位)				
(10)で					

同上のうち建物及び構築物に係る額	13		当期税額控除可能額 (16)と(18)のうち少ない金額	19	
税額控除限度額の計算	14	$(((10)-(11))-(12)-(13))) \times \frac{4}{100} + ((11)-(13)) \times \frac{2}{100}$	法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「29の②」)	20	
特定期間分	15	$((12)-(13)) \times \frac{5}{100} + (13) \times \frac{3}{100}$			
特定期間分	16	税額控除限度額 (14)+(15)	法人税額の特別控除額 (19)-(20)	21	

機械設備等の概要

別表八(一)
「5」欄、「19」欄又は「42」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 受取配当等の益金不算入に関する明細書

事業年度
法人名

別表八(一)

平二十六・四・一以後終了事業年度分

御注意

2 1

100
100

50
100

(1)(2)又は25
100

(1)(4)に相当する金額を記載します。

「43」欄には、貸借対照表に計上されている特別償却準備金及び圧縮記帳に係る積立金の額を含めます。

「43」欄は、証券投資信託(公社債投資信託、外国投資信託及び特定外貨建等証券投資信託を除きます。)の収益の分配については、「42」欄の証券投資信託の区分に応じ、その収入額の

「5」欄

当年度実績により負債利子等の額を計算する場合

基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合

完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (38の計)	1	円	完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (38の計)	16	円
受取配当等の額 (41の計)	2		受取配当等の額 (41の計)	17	
当期に支払う負債利子等の額	3		当期に支払う負債利子等の額	18	
連結法人に支払う負債利子等の額	4		特別利子の額	19	
特別利子の額	5		国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額又は関連者等に係る支払利子等の損金不算入額(別表十七(一)「35」と別表十七(二)(二)「25」のうち多い金額)	20	
国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額又は関連者等に係る支払利子等の損金不算入額(別表十七(一)「35」と別表十七(二)(二)「25」のうち多い金額)	6		超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)(三)「10」)	21	
超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)(三)「10」)	7		計 (18) - (19) - (20) + (21)	22	
計	8		平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始した各事業年度の負債利子等の額の合計額	23	
「5」欄			同上の各事業年度の関係法人株式等	24	
損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例(当年度実績により負債利子等の額を計算する場合)を適用している場合			計 (24) - (25) + (26) + (27) + (28)	25	
①「租税特別措置法の条項」欄:「第67条の7第1項」			等	26	円
②「区分番号」欄:「00279」			額	27	
③「適用額」欄:当該別表八(一)「5」欄の金額(円単位)			株式等	28	
他株主等	期末その他株式等の帳簿価額 (36の計) + (37の計)	13	負債利子控除割合 (28) (23) (小数点以下3位未満切捨て)	29	
受取配当等の控除する	「19」欄		受取配当等の額から控除する負債利子等の額	30	円

損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例(基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合)を適用している場合

- ①「租税特別措置法の条項」欄:「第67条の7第1項」
②「区分番号」欄:「00279」
③「適用額」欄:当該別表八(一)「19」欄の金額(円単位)

「42」欄

特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例を適用している場合

- ①「租税特別措置法の条項」欄:「第67条の6第1項」
②「区分番号」欄:「00278」
③「適用額」欄:当該別表八(一)「42」欄に「特定株式投信」と記載した銘柄の同表「45」欄の金額の合計額(円単位)

法人名	本店の所在地	効力発生日までの保有期間	保有割合	受取配当等の額	左のうち益金の額に算入される金額	益金不算入の対象となる金額 (39) - (40)
				39	40	41
計					円	円
その他株式等	本店の所在地 (証券投信にあっては、特定株式投信・外貨建等投信・その他投信の別)			受取配当等の額 (その収入額 × $\frac{100.50 \text{ 又は } 25}{100}$)	左のうち益金の額に算入される金額	益金不算入の対象となる金額 (43) - (44)
	42			43	44	45
				円	円	円
計						

別表十(一)

「9」欄、「12」欄又は「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

③ 沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
地区	第1号・第2号・第3号	第1号・第2号・第3号	特別控除額	9
地区	第1号・第2号・第3号	第1号・第2号・第3号	特別控除額	10
地区	第1号・第2号・第3号	第1号・第2号・第3号	特別控除額	11
地区	第1号・第2号・第3号	第1号・第2号・第3号	特別控除額	12
地区	第1号・第2号・第3号	第1号・第2号・第3号	特別控除額	13
地区	第1号・第2号・第3号	第1号・第2号・第3号	特別控除額	14
地区	第1号・第2号・第3号	第1号・第2号・第3号	特別控除額	15
地区	第1号・第2号・第3号	第1号・第2号・第3号	特別控除額	16

別表十(一) 平成二十六・四・一以後終了事業年度分

「9」欄

沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除(「1」欄が「第1号」)を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:「第60条第1項第1号」

② 「区分番号」欄:「00208」

③ 「適用額」欄:当該別表十(一)「9」欄の金額(円単位)

「9」欄

沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の所得の特別控除(「1」欄が「第2号」)を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:「第60条第1項第2号」

② 「区分番号」欄:「00425」

③ 「適用額」欄:当該別表十(一)「9」欄の金額(円単位)

額	(5) と (6) のうち少ない金額	7
計	所得基準額	8
算	$(7) \times \frac{40}{100}$	

「12」欄

沖縄の金融業務特別地区における認定法人の所得の特別控除を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:「平成26年旧措置法第60条第1項第3号」

② 「区分番号」欄:「00210」

③ 「適用額」欄:当該別表十(一)「12」欄の金額(円単位)

「16」欄

沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の所得の特別控除を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:「第60条第2項」

② 「区分番号」欄:「00544」

③ 「適用額」欄:当該別表十(一)「16」欄の金額(円単位)

法 0301-1001

別表十(二)
「7」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

③

国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十(二)

平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得又は連結所得の金額の損金算入額の計算					
国際戦略総合特別区域の名称	1	損	所得金額仮計又は連結所得金額仮計 (別表四「25の①」又は別表四の	4	円
国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第60条の2第1項」 ② 「区分番号」欄:「00352」 ③ 「適用額」欄:当該別表十(二)「7」欄の金額(円単位)					
指定特としての		の	(4)と(5)のうち少ない金額	6	
特定国際戦略事業のうち規制の特例措置等の適用を受けて行われる事業の内容	3	計 算	損金算入額 $(6) \times \frac{20}{100}$	7	

II 指定特定事業法人の指定を取り消された場合の益金算入額の計算

指定の取消日	8	平・平	指定を取り消された場合の益金算入額 (10の合計)	9	円
算入された金額の合計額 の損金の計算に	事業年度又は連結事業年度		損金算入額		
			10		
	平	・			円
	平	・			
	平	・			
	平	・			
	平	・			
	平	・			
合 計					

法 0301-1002

別表十(三)

「7」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

③

認定研究開発事業法人等の所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

()

別表十(三)

平二六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 認定研究開発事業法人等の所得又は連結所得の金額の損金算入額の計算

認定研究開発事業法人又は認定統括事業の別	1	認定研究開発事業法人	損	所得金額仮計又は連結所得金額仮計 (別表四「25の①」又は別表四の「24の①」)	4	円
研究開発統括事業計画						
研究開発事業又は統括事業の内容	3		計	の(4)と(5)のうち少ない金額	6	
			算	損金算入額 $(6) \times \frac{20}{100}$	7	

認定研究開発事業法人等の課税の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:「第61条第1項」

② 「区分番号」欄:「00353」

③ 「適用額」欄:当該別表十(三)「7」欄の金額(円単位)

II 認定研究開発事業計画等の認定を取り消された場合の益金算入額の計算

認定研究開発事業計画又は認定統括事業計画の認定の取消日	8	平 . .	認定を取り消された場合の益金算入額 (10の合計)	9	円
適用対象年度に 算入された金額 の合計額の計算 に	事業年度又は連結事業年度		損金算入額		
			10		
	平 . .				円
	平 . .				
	平 . .				
	平 . .				
	平 . .				
	平 . .				
	平 . .				
	合 計				

法 0301-1003

別表十(四)

「16」欄又は「40」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

- ① 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び
⑥ 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

・ ・

法人名

()

別表十(四)

平二六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入に関する明細書

準備金の名称		1		翌期繰越額の計算	期首探鉱準備金の金額又は期首海外探鉱準備金の金額	12	円
当期積立額		2			3年を経過した場合の益金算入額((25)の計)	13	
積立限度	当期の指定期間内の鉱物の販売による収入金額	3			同上以外の場合による益金算入額((25)の計+(27)の計)	14	
	取引基準額 $(3) \times \frac{12}{100}$	4			計 (13)+(14)	15	
	(3)の収入金額に係る費用等の額	5			当期積立額のうち損金算入額 (2)-(1)	16	
	鉱物の販売に係る所得金額 (3)-(5)	6			期末探鉱準備金の金額又は期末海外探鉱準備金の金額 (12)-(15)+(16)	17	

「16」欄

探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第58条第1項」※1、「第58条第9項」※2又は「第58条第2項」※3
② 「区分番号」欄:「00203」※1、2又は「00482」※3
③ 「適用額」欄:当該別表十(四)「16」欄の金額(円単位)

※1 第58条第1項(区分番号:「00203」)

探鉱準備金の損金算入

※2 第58条第9項(区分番号:「00203」)

探鉱準備金の損金算入(企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合)

※3 第58条第2項(区分番号:「00482」)

海外探鉱準備金の損金算入

「40」欄

新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第59条第1項」※1又は「第59条第2項」※2
② 「区分番号」欄:「00205」※1又は「00483」※2
③ 「適用額」欄:当該別表十(四)「40」欄の金額(円単位)

※1 第59条第1項(区分番号:「00205」)

新探鉱床探鉱費の特別控除

※2 第59条第2項(区分番号:「00483」)

海外新探鉱床探鉱費の特別控除

探鉱費基準額の計算	当期に支出した新鉱床探鉱用機械設備			入算	(34)+(35)	36	円
	(29)のうち国内の新鉱床探鉱費等の額	31		所得基準額の計算	所得金額総計又は個別所得金額仮計(別表四「40」の①)又は別表四の二付表「48」の①)	37	
	(30)の額を超える探鉱準備金益金算入基準額	32			当期の新鉱床探鉱費の特別控除額	38	
	探鉱費基準額 (29)又は((31)-(32))	33			所得基準額 (37)又は((37)-(38))	39	
					特別控除額 (33)、(36)と(39)のうち少ない金額)	40	

別表十(五)

「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

③

対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

別表十五

平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入額又は益金算入額の計算									
日本船舶・船員確保計画の認定日	1	平	・	・	認定計画に記載された計画期間	2	平	・	・
							準日本船舶につき国土交通大臣の確認を受けた日	3	平
日本船舶ごとの純トン数に応じた利益の金額の計算									
一日当たり利益金額の計算	日本船舶の名称	4							
	日本船舶の純トン数	5	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	(5)のうち1,000トン以下の純トン数	6							
	$((6) \times \frac{1}{100} \times 120円)$ 又は $((6) \times \frac{1}{100} \times 180円)$	7	円	円	円	円	円	円	
	(5)のうち1,000トンを超え10,000トン以下の純トン数	8	トン	トン	トン	トン	トン	トン	
	$((8) \times \frac{1}{100} \times 90円)$ 又は $((8) \times \frac{1}{100} \times 135円)$	9	円	円	円	円	円	円	
	(5)のうち10,000トンを超え25,000トン以下の純トン数	10	トン	トン	トン	トン	トン	トン	
	$((10) \times \frac{1}{100} \times 90円)$ 又は $((10) \times \frac{1}{100} \times 135円)$							円	
	(5)のうち25,000トンを超える純トン数							トン	
	$((12) \times \frac{1}{100} \times 90円)$ 又は $((12) \times \frac{1}{100} \times 135円)$							円	
日本船舶の持分比率	15								
日本船舶の稼動日数	16	日	日	日	日		日	日	
日本船舶の純トン数に応じた利益の金額 (14)×(15)×(16)	17	円	円	円	円		円	円	
損金算入額又は益金算入額の計算									
日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額 (別表十(五)付表一「25」)	18				円	損金算入額 (18)-(19)	20		円
日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額 (17の合計額)	19					益金算入額 (19)-(18)	21		
II 日本船舶・船員確保計画の認定を取り消された場合の益金算入額の計算									
認定の取消日	22	平	・	・	計画の認定を取り消された場合の益金算入額 (26の合計)	23			円
前期までの合計額の損金の計算に算入された	事業年度又は連結事業年度				日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額	日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額	損金算入額 (24)-(25)		
					24	25	26		
	平	・	・		円	円	円		
	平	・	・						
	平	・	・						
	平	・	・						
	平	・	・						
	平	・	・						
合計									

「20」欄

対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例を適用している場合

①「租税特別措置法の条項」欄:「第59条の2第1項」

②「区分番号」欄:「00484」

③「適用額」欄:当該別表十(五)「20」欄の金額(円単位)

「18」欄、「33」欄、「38」欄、「43」欄又は「48」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法の規定により記載した金額については、適用額明細書の記載は必要ありません。

事業年度	・	・	法人名
年 度	・	・	

平二十六・四・一以後終了事業年度分

特別勘定を取り崩して益金の額に算入した場合に、特別控除を適用している場合

[illegible]

—

--	--

1

46

15

--	--

別表十(七)

「6」欄、「22」欄又は「27」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

社会保険診療報酬に係る損金算入、農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・
・
・

法人名

()

別表十七

平二六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 社会保険診療報酬に係る損金算入に関する明細書

医業又は歯科医業に係る総収入金額	1	円	損金算入額の計算	医業又は歯科医業に係る経費の額	4	円
同上のうち社会保険診療報酬に係る収入金額	2			同上のうち社会保険診療報酬に係る経費の額	5	
損金算入限度額 (10) ((1)の金額が7,000万円超である場合は0)	3			損金算入額 (3) - (5)	6	
「6」欄 社会保険診療報酬の所得の計算の特例を適用している場合 ①「租税特別措置法の条項」欄:「第67条第1項」 ②「区分番号」欄:「00485」 ③「適用額」欄:当該別表十(七)「6」欄の金額(円単位)						
社会				による経費の額		
2,500万円					12	円
2,500万円を超え3,000万円以下の金額	8			$(8) \times \frac{70}{100}$	13	
3,000万円を超え4,000万円以下の金額	9			$(9) \times \frac{62}{100}$	14	
4,000万円を超え5,000万円以下の金額						
計(20) (7)+(8)+(9)						

「22」欄

農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例を適用している場合

①「租税特別措置法の条項」欄:「第67条の3第1項」

②「区分番号」欄:「00376」

③「適用額」欄:当該別表十(七)「22」欄の金額(円単位)

II 農業

譲渡原価の額の計算	肉用牛の売却に係る原価の額	17		特別控除額の計算	肉用牛の売却に係る収益の額	20	円
	肉用牛の売却に係る経費の額	18			譲渡原価の額 (19)	21	
	譲渡原価の額 (17) + (18)	19			特別控除額 (20) - (21)	22	

III 特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書

基金に係る							
基金の							
告示							号
当期に支出した負担金等の額	26						円
同上のうち損金の額に算入した金額	27						

「27」欄

特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例を適用している場合

①「租税特別措置法の条項」欄:「第66条の11第1項」又は

「平成26年旧措置法第66条の11第1項」

②「区分番号」欄:「00374」

③「適用額」欄:当該別表十(七)「27」欄の金額(円単位)

④

特定目的会社の支払配当の損金算入に関する明細書

事業年度

・
・

法人名

配当の額の計算	利 益 の 配 当 の 額	1	特 定 社 債 の 発 行 を し て い る 場 合 の 調 整	特 定 社 債 の 当 期 末 残 高	14
	み な し 配 当 の 額	2		$(14) \times \frac{5}{100}$	15
	配 当 の 額 (1)+(2)	3		期 首 利 益 積 立 金 額 (別表五(一)「31の①」)	16
配 当 可 能 利 益 の 額 の 計 算	税 引 前 当 期 純 利 益 金 額	4	の 発 行 を し て い る 場 合 の 調 整	$(15)-(16)$	17
	前 期 繰 越 損 失 の 額	5		当 期 に 償 還 し た 特 定 社 債 の 額 の 合 計 額	18
	減 損 損 失 の 額	6		特 定 譲 渡 等 に よ り 調 達 さ れ た 資 金 の う ち 特 定 社 債 の 償 還 に 充 て ら れ た 金 額	19
	$(6) \times \frac{80 \text{又は} 70}{100}$	7		$(18)-(19)$	20
	配 当 可 能 利 益 の 額 (4)-(5)-(7)	8		損 金 の 額 に 算 入 さ れ る 減 価 償 却 費 の 額	21
	(8) (特定社債の発行をしている場合には、(8)-(2)) (マイナスの場合は0)	9		$(20)-(21)$ (マイナスの場合は0)	22
	$(9) \times \frac{90}{100}$	10	特 定 社 債 の 発 行 を し て い る 場 合 の 調 整	特 定 社 債 の 損 金 算 入 額 (11)と(12)のうち少ない金額)	13
(3)が(10)を超える場合の(3)の額	11				
所 得 金 額 合 計 (別表四「34の①」)	12				

別表十(八)

平二十六・四・一以後終了事業年度分

法 0301-1008

「13」欄

特定目的会社に係る課税の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:「第67条の14第1項」

② 「区分番号」欄:「00396」

③ 「適用額」欄:当該別表十(八)「13」欄の金額(円単位)

別表十(九)

「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

④ 投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書

事業年度				法人名			
配当等の額の計算	金銭の分配の額	1	円	税引前当期純利益金額	11	円	
	みなし配当等の額	2		前期繰越損失の額	12		
	小計			のれんの償却額	13		
	(1) + (2)			(13) × $\frac{80 \text{ 又は } 70}{100}$	14		
	利益超過分配						
配当等の額	(3) - (4)						
配当可能利益	(24)						
(6) × $\frac{90}{100}$		7		(39の計)又は(42の計)	20		
(3)が(7)を超える場合の(5)の額		8		買換特例圧縮積立金個別控除額のうち当期加算額(50の計)	21		
所得金額合計(別表四「34の①」)		9		差引計(11)-(12)-(14)-(15)-(17)-(18)+(19)+(20)(マイナスの場合は0)	22		
支払配当の損金算入額(8)と(9)のうち少ない金額		10		利益超過分配金額(4)	23		
				出資総額戻入金額	24		
				配当可能利益の額(21)+(22)-(23)			
買換特例圧縮積立金個別控除額の計算							
特例適用条項	25	措法・震災特例法第条第項	措法・震災特例法第条第項	措法・震災特例法第条第項			
不動産の種類	26				計		
買換特例圧縮積立金繰入額	27	円	円	円	円		
控除限度割合(35)	28						
買換特例圧縮積立金個別控除額(27)×(28)	29	円	円	円	円		
控除限度割合の計算							
譲渡利益金額の計算	30	円	譲渡利益金額(30)-(33)(マイナスの場合は0)	34	円		
当期において譲渡した不動産の対価の額の合計額	31						
譲渡直前の帳簿価額の合計額	32						
当期において譲渡した不動産の譲渡に要した費用の額の合計額	33						
計(31)+(32)							
控除済負ののれん発生益の額のうち当期において配当可能利益の額に加算する金額の計算							
負ののれん発生益の発生事業年度	36	(36) × $\frac{\text{当期の月数}}{1,200}$	前期までの加算額の累計(前期までの(37)の累計)	当期加算額(37)と(36)-(38)のうち少ない金額	不動産投資法人の特例	当期加算額(36) × $\frac{(41)}{(40)}$	
	円	円	円	円	特定合併により移転を受けた土地等の合併時価額の総額	円	
					(40)のうち当期に譲渡又は消滅をした土地等の合併時価額	円	
計							
買換特例圧縮積立金個別控除額のうち当期において配当可能利益の額に加算する金額の計算							
買換特例圧縮積立金の事業年度	43	買換特例圧縮積立金個別控除額	前期までの加算額の累計(前期までの(50)の累計)	差引残額(44)-(45)	取崩額の内訳	貸借対照表に計上されている買換特例圧縮積立金	当期加算額(46) × $\frac{(47)+(48)}{(47)+(49)}$
	円	円	円	円	目的取崩額	円	円
					分配目的取崩額	円	円
計							

別表十(九)

平二十六・四・一以後終了事業年度分

別表十(十)

「16」欄又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

④

特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額等の損金算入に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表十(十)

平二六・四・一以後終了事業年度分

Ⅰ 特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額の損金算入に関する明細書

利益の分配の額の計算	金 銭 の 分 配 の 額	1	円		社 債 的 受 益 権 の 元 本 の 当 期 末 残 高	17	円
	超 過 分 配 額	2					
	利 益 の 分 配 の 額 (1)-(2)	3			$(17) \times \frac{5}{100}$	18	
分 配	税 引 前 当 期 純 利 益 金 額	4			期 首 利 益 積 立 金 額 (別表五(一)「31の①」)	19	
	前 期 繰 越 損 失 の 額	5					
可 能	減 損 損 失 の 額	6			$(18) - (19)$	20	
利 益	$(6) \times \frac{80 \text{又は} 70}{100}$	7					
の 額	差 引 計	8			当期に償還した社債的受益権の元本の額の合計額	21	
の 計 算	(社債的受益権の発行をしている(マイナスの場合は0))						
	超 過 分 配 額 (10) に 充 分 配 可 能 (9) (マイナスの場合は0)						
	$(12) \times \frac{90}{100}$	13			損金の額に算入される減価償却費の額	24	
	(1)が(13)を超える場合の(3)の額	14			$(23) - (24)$ (マイナスの場合は0)	25	
	所 得 金 額 合 計 (別表四「34の①」)	15					
	利 益 の 分 配 の 額 の うち 当期の損金の額に算入する金額 (14)と(15)のうち少ない金額)	16			社債的受益権に係る受益証券の発行をしている場合の調整額 $(20) + (25) \times 2$	26	

Ⅱ 特定投資信託に係る受託法人の収益の分配の額の損金算入に関する明細書

収益の分配の額の計算	総 分 配 額	27	円		税 引 前 当 期 純 利 益 金 額	34	円
	超 過 分 配 額 (27)				期 首 繰 越 損 失 の 額	35	
	収 益 の 額 (27)						
	$(27) - (35)$						
	(30)が $\frac{90}{100}$ を超える場合の(29)の額	31			超 過 分 配 額 (28)	39	
	所 得 金 額 合 計 (別表四「34の①」)	32			超 過 分 配 事 業 年 度 後 に (39)に充てられた金額	40	
	収 益 の 分 配 の 額 の うち 当期の損金の額に算入する金額 (31)と(32)のうち少ない金額)	33			分 配 可 能 収 益 の 額 $(38) + (39) - (40)$	41	

別表十一(一の二)
「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入
に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

御注意

「5」欄の「1,000」の分子の空欄には、各事業年度終了の時点において租税特別措置法第57条の9第1項に規定する中小法人に該当するものが、同項の規定の適用を受ける場合に、その営む主たる事業の区分に応じて次の割合に係る分子の数を記載します。

(4) (1) 卸売及び小売業(飲食店業及び料理店業を含みます) 10/1,000 (2) 製造業(電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修理事業を含みます) 8/1,000 (3) 金融及び保険業 3/1,000

(5) その他の事業 6/1,000

当	期	繰	入	額	1	円	平成23年改正令附則第5条第2項の規定の適用	10	有	無
繰	入	限	度	額	2	円	前3年内事業年度(設立事業年度である場合には当該事業年度又は連結事業年度)末における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額	11		円
繰	入	限	度	額	26の計		(11)			
繰	入	限	度	額	貸倒率		前3年内事業年度における事	12		
繰	入	限	度	額	「8」欄					
繰	入	限	度	額	中小企業等の貸倒引当金の特例を適用している場合					
繰	入	限	度	額	①「租税特別措置法の条項」欄:「第57条の9第3項」					
繰	入	限	度	額	②「区分番号」欄:「00392」					
繰	入	限	度	額	③「適用額」欄:当該別表十一(一の二)「8」欄の金額(円単位)					
繰	入	限	度	額	実質的に債権の額を控除金銭債権の額					
繰	入	限	度	額	法定					
繰	入	限	度	額	繰入限度額	6	円	損金の額に算入された令第96条第6項第2号ハの金額の合計額	15	
繰	入	限	度	額	((2)×(3))又は((4)×(5))					
繰	入	限	度	額	経過措置の適用を受ける場合の繰入限度額	7	円	益金の額に算入された令第96条第6項第2号ニの金額の合計額	16	
繰	入	限	度	額	(6)×(25%又は50%)					
繰	入	限	度	額	公益法人等・協同組合等の繰入限度額	8	円	貸倒れによる損失の額等の合計額(13)+(14)+(15)-(16)	17	
繰	入	限	度	額	(6)× $\frac{112}{100}$					
繰	入	限	度	額	繰入限度超過額	9	円	(17)× $\frac{12}{前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の月数の合計}$	18	
繰	入	限	度	額	(1)-(6)、(7)又は(8))					
繰	入	限	度	額	貸倒実績率	(18)	円	(12)	19	
繰	入	限	度	額	(小数点以下4位未満切上げ)					

一括評価金銭債権の明細

勘定科目	期末残高	売掛債権等とみなされる額及び貸倒否認額	(20)のうち税務上貸倒れがあつたものとみなされる額及び売掛債権等に該当しないものの額	個別評価の対象となつた売掛債権等の額及び非適格合併等により併法人等に移転する売掛債権等の額	法第52条第1項第3号に該当する法人の令第96条第9項各号の金銭債権以外の金銭債権の額	連結完全支配関係がある連結法人に対する売掛債権等の額	期末一括評価金銭債権の額(20)+(21)-(22)-(23)-(24)-(25)	実質的に債権とみられないものの額	差引期末一括評価金銭債権の額(26)-(27)
	20	21	22	23	24	25	26	27	28
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計									

基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細

平成10年4月1日から平成12年3月31日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額	29	円	債権からの控除割合 $\frac{(30)}{(29)}$ (小数点以下3位未満切捨て)	31	
同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額	30		実質的に債権とみられないものの額(26の計)×(31)	32	円

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
 法人名
 ()

別表十二(一)

平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特 定 法 人 の 名 称 等	1	(第 号該当法人)	期 首 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金 の 金 額	12	円
本店又は主たる事務所の所在地	2		翌 期 5 年 経 過 後 5 年 間 均 等 益 金 算 入 額 (25の計)	13	
資 源 開 発 投 資 法 人 等 の 認 定	3	昭 平 第 号	繰 上 以 外 の 場 合 に よ る 益 金 算 入 額 (26の計)	14	
特 定 株 式 等 の 認 定	4	昭 平 第 号	計 (13)+(14)	15	
当 期 積 立 額	5	円	当 期 積 立 額 の うち 損 金 算 入 額 (5)-(11)	16	
積 立 限 度 額 の 計 算	6	平 . .	期 末 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金 の 金 額 (12)-(15)+(16)	17	
(6) の 特 定 株 式 等 の うち 期 末 に 有 す る も の の 取 得 価 額	7	円	貸 借 対 照 表 に 計 上 さ れ て い る 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	18	
同 上 の $\frac{30 \text{ 又 は } 90}{100}$ 相 当 額	8		差 引 (18)-(17)	19	
取 得 年 度 に 特 定 株 式 等 の 帳 簿 価 額 を 減 額 し た 金 額			貸 借 対 照 表 の 取 崩 不 足 額 (19)-((5)-(18-前期の(18)))	20	
積 立 限 度 (8)-(9)			当 期 分 当 期 に 生 じ た 差 額 の 合 計 額 (11)+(20)	21	
積 立 限 度 超 過 額 (5)-(10)	11		前 期 分 前 期 末 に お け る 差 額 (前期の(19))	22	
益 金 算 入 額 の 計 算					
積 立 事 業 年 度	当初の積立額のうち損金算入額	期 首 現 在 の 準 備 金 額	当 期 益 金 算 入 額 5 年 経 過 後 5 年 間 均 等 益 金 算 入 に よ る 場 合 (23) $\times \frac{60}{60}$	(25) 以外の場合	翌 期 繰 越 額 (24)-(25)-(26)
	23	24	25	26	27
積 立 事 業 年 度 終 了 の 日 の 翌 日	円	円	円	円	円
積 立 事 業 年 度 終 了 の 日 の 翌 日					
当 期 分					
計		円	円	円	

P33参照

○ 別表十二(一)「16」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
海外投資等損失準備金(資源開発事業法人(第1号該当法人で第3号該当法人を除く。))	「第55条第1項第1号」若しくは「第55条第9項」又は「平成26年旧措置法第55条第1項第1号」若しくは「平成26年旧措置法第55条第9項」	00188	「16」の欄の金額
海外投資等損失準備金(資源開発投資法人(第2号該当法人で第4号該当法人を除く。))	「第55条第1項第2号」若しくは「第55条第9項」又は「平成26年旧措置法第55条第1項第2号」若しくは「平成26年旧措置法第55条第9項」	00189	
海外投資等損失準備金(資源探鉱事業法人(第3号該当法人))	「第55条第1項第3号」若しくは「第55条第9項」又は「平成26年旧措置法第55条第1項第3号」若しくは「平成26年旧措置法第55条第9項」	00190	
海外投資等損失準備金(資源探鉱投資法人(第4号該当法人))	「第55条第1項第4号」若しくは「第55条第9項」又は「平成26年旧措置法第55条第1項第4号」若しくは「平成26年旧措置法第55条第9項」	00191	

※ 「第55条第9項」は企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合が該当します。

別表十二(二)

「4」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度		・	・	法人名	()
投資事業有限責任組合の名称	1			当期積立額	4
特定新事業開拓投資事業計画の認定を受けた日	2	平	・	積立限度額の適用事業年度終了の時ににおいて有する新事業開拓事業者の株式の帳簿価額の合計額	5
				積立限度額	6
				$(5) \times \frac{80}{100}$	
認定特定新事業開拓投資事業計画の実施期間	3	平	・	積立限度超過額	7
		平	・	$(4) - (6)$	

法 0301-1202

別表十二(二)
(平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分)

「4」欄

新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第55条の2第1項」※1又は「第55条の2第4項」※2
- ② 「区分番号」欄:「00542」
- ③ 「適用額」欄:当該別表十二(二)「4」欄の金額(当該金額が同表「6」欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))

※1 ※2に該当するもの以外

※2 企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(三)

「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 特定事業再編投資損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
特定事業再編計画の認定を受けた日	1 平 . .	期 首 特 定 事 業 再 編 投 資 損 失 準 備 金 の 金 額	12
特 定 事		均 基 準 事 業 年 度 等 の 等 終 了 の 日 に お け る	13
当 期		「17」欄 特定事業再編投資損失準備金の損金算入を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第55条の3第1項」又は「第55条の3第2項」 ② 「区分番号」欄:「00543」 ③ 「適用額」欄:当該別表十二(三)「17」欄の金額(円単位)	
積 立 限 度 の 計 算	4 平 . .	越 算 入 の 計 算	15
最初特定事業再編実施日前 から引き続き有している 特定株式等の取得年月日	4 平 . .	同上以外の場合による 益 金 算 入 額	15
同 上 の 特 定 株 式 等 の う ち 期 末 に 有 す る も の の 帳 簿 価 額	5 円	計 (14) + (15)	16
当 期 に お い て 取 得 し た 特 定 株 式 等 の 取 得 年 月 日	6 平 . .	当期積立限度のうち損金算入額 (3) - (11)	17
同 上 の 特 定 株 式 等 の う ち 期 末 に 有 す る も の の 取 得 価 額	7 円	期 末 特 定 事 業 再 編 投 資 損 失 準 備 金 の 金 額 (12) - (16) + (17)	18
$((5) + (7)) \times \frac{70}{100}$	8	貸借対照表に計上されている 特定事業再編投資損失準備金	19
(7)のうち取得年度にその 帳簿価額を減額した金額	9	差 引 (19) - (18)	20
積 立 限 度 額 (8) - (9)	10	貸借対照表の取崩不足額 (16) - ((3) - ((19) - 前期の (19)))	21
積 立 限 度 超 過 額 (3) - (10)	11	当期に生じた差額の合計額 (11) + (21)	22
		前 期 以 前 分	23
		前 期 末 に お け る 差 額 (前期の(20))	23

別表十二(三) 平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十二(四)

「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書

別表十二(四)

平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

事業年度又は連結事業年度		・	・	法人名	(	)	
翌期繰越額の計算	期首金属鉱業等鉱害防止準備金の金額				6	円	
	当期益金算入額	鉱害防止積立金の取戻しをした場合の益金算入額				7	
		同上以外の場合による益金算入額				8	
		計 (7)+(8)				9	
	当期準備金積立額のうち損金算入額 (3)-(5)				10		
貸借対照表の金額との差額の明細	期末金属鉱業等鉱害防止準備金の金額 (6)-(9)+(10)				11		
	貸借対照表に計上されている金属鉱業等鉱害防止準備金				12		
	差引 (12)-(11)				13		
	当期分	貸借対照表の取崩不足額 (9)-((3)-((12)-前期の(12)))				14	
		当期に生じた差額の合計額 (5)+(14)				15	
前前期分	前期末における差額 (前期の(13))				16		

法 0301-1204

「10」欄

金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第55条の5第1項」※1又は「第55条の5第7項」※2
- ② 「区分番号」欄:「00192」
- ③ 「適用額」欄:当該別表十二(四)「10」欄の金額(円単位)

※1 ※2に該当するもの以外

※2 企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(六)

「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
期首特定災害防止準備金の金額	6	円	
当期益金算入額	7		
同上以外の場合による 益金算入額	8		
計 (7)+(8)	9		
当期準備金積立額のうち 損金算入額 (3)-(5)	10		
期末特定災害防止準備金の金額 (6)-(9)+(10)	11		
貸借対照表に計上されている 特定災害防止準備金	12		
差引 (12)-(11)	13		
当期分	14		
前期末における差額 (前期の(13))	16		

別表十二(六) 平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1206

「10」欄

特定災害防止準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第55条の6第1項」※1又は「第55条の6第7項」※2
- ② 「区分番号」欄:「00194」
- ③ 「適用額」欄:当該別表十二(六)「10」欄の金額(円単位)

※1 ※2に該当するもの以外

※2 企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(八)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
大規模改修を実施する 新幹線鉄道の名称	1	期首新幹線鉄道大規模 改修準備金の金額	13
引当金積立計画年月日	2 平・	翌 当 10 年間 最後の適用事業年度 の翌期首新幹線鉄道 大規模改修準備金の	14
承認積立 引当金	新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第56条第1項」※1又は「第56条第10項」※2 ② 「区分番号」欄:「00195」 ③ 「適用額」欄:当該別表十二(八)「18」欄の金額(円単位)		
同上の	※1 ※2に該当するもの以外 ※2 企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合		
当期積立額	5	額	計
積立限度額	6	の	17
積立限度額の計算	7	計	18
積立限度超過額	8	算	19
差引新幹線鉄道 大規模改修準備金の金額	9	貸借対照表に計上されている 新幹線鉄道大規模改修準備金	21
積立限度額	10	差引	22
積立限度超過額	11	当期	23
限度超過額合計	12	前期末における差額	24
		前期末における差額	25
		前期末における差額	26

別表十二(八) 平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十二(九)

「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 使用済燃料再処理準備金の損金算入に関する明細書

使用済燃料再処理準備金の損金算入に関する明細書				事業年度又は連結事業年度		法人名		()	
当 期 準 備 金 積 立 額				1	円	期首使用済燃料再処理準備金の金額		9	円
積立限度超過額の計算	当 期 準 備 金 積 立 額		2		繰越金算入額の計算	当 期	使用済燃料再処理等積立金を取り戻した場合の益金算入額	10	
	積 立 限 度 額		3			益 金	同上以外の場合による益金算入額	11	
	〔当期中に使用済燃料再処理等積立金に関する法律第3条第1項の規定により資金管理人に積み立てた使用済燃料再処理等積立金の金額〕		3			入 額	計	12	
							(10) + (11)		
平成17年改正法附則の規定によるみなし使用済燃料	積 立 限 度 超 過 額		4		算	の	当期準備金積立額のうち損金算入額	13	
							(1) - (8)		
	当 期 準 備 金 積 立 額		5			算	期末使用済燃料再処理準備金の金額	14	
							(9) - (12) + (13)		
当 期 積 立 限 度 超 過 額	積 立 限 度 額		6		貸借対照表の金額と前期の差額の明細	貸 借 対 照 表	貸借対照表に計上されている使用済燃料再処理準備金	15	
	〔当期中に使用済燃料再処理等積立金に関する法律附則第3条第1項の規定により資金管理人に積み立てた使用済燃料再処理等積立金の金額〕		6				差 引	16	
							(15) - (14)		
	積 立 限 度 超 過 額		7			当 期	貸借対照表の取崩不足額	17	
				8			(12) - ((1) - ((15) - 前期の(15)))		
							当期に生じた差額の合計額	18	
							(8) + (17)		
						前 期 以 前 分	前 期 末 に お け る 差 額	19	
							(前 期 の (16))		

法 0301-1209

「13」欄

使用済燃料再処理準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第57条の3第1項」
- ② 「区分番号」欄:「00196」
- ③ 「適用額」欄:当該別表十二(九)「13」欄の金額(円単位)

別表十二(十)

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

() 円

別表十二(十)

平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定原子力発電施設の名称	1		期首原子力発電施設 解体準備金の金額	18	
積立期間	2	昭 平 平	翌		
当期積立			解体費用を支出した		
当期積立					
当期末の解体費用見					
累積限度基準額 (4) $\times \frac{90}{100}$	5		その他の場合による 益金算入額	21	
前期以前の損金 算入額の合計額 (前期以前の(23)の合計)	6		計 (19) + (20) + (21)	22	
前期以前の積立限度 超過額の合計額 (前期以前の(11)の合計)	7				
前期以前の累積限度 超過取崩額の合計額	8				
計 (6) + (7) - (8)	9				
積立限度額 (5) - ((9) $\times \frac{90}{100}$) $\times$ $\frac{\text{当期の月数}}{\text{当期以後の積立期間の月数}}$	10		当期積立額のうち損金算入額 (3) - (11)	23	
積立限度超過額 (3) - (10)	11		期末原子力発電施設 解体準備金の金額 (18) - (22) + (23)	24	
累積限度基準額 (5)	12		貸借対照表に計上されている 原子力発電施設解体準備金	25	
前期以前の損金算入額の合計額 (前期以前の(23)の合計)	13		差引 (25) - (24)	26	
益金算入額の合計額	14		貸借対照表の取崩不足額 (22) - ((3) - ((25) - 前期の (25)))	27	
前期以前の累積限度 超過額の合計額 (前期末までの(17)の合計)	15		当期に生じた差額の合計額 (11) + (27)	28	
差引原子力発電施設 解体準備金の金額 (13) - (14) - (15)	16		前期以前分		
当期累積限度超過額 (16) - (12)	17		前期末における差額 (前期の(26))	29	

「23」欄

原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第57条の4第1項」

② 「区分番号」欄: 「00197」

③ 「適用額」欄: 当該別表十二(十)「23」欄の金額(円単位)

別表十二(十一)

「7」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・
・

法人名

()

別表十二(十一)

平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

保 險 等 の 種 類	1						合 計
異常危険準備金繰越額の計算	期首異常危険準備金の金額	2	円	円	円	円	円
当期利益金算入額	異常災害損失等の補填額	3					
	同上以外の場合による益金算入額	4					
	計	5					
	(3)+(4)	5					
	10年洗替前の期首異常危険準備金繰越額	6					
	(2)-(5)	6					
当期積立限度額	当期積立額	7					
	正味収入保険料等	8					
	積立率	9	()	()	()	()	()
	積立限度額	10	円	円	円	円	円
	(8)×(9)	10					
	差引積立限度超過額	11					円
	(7)-(10)	11					
10年洗替前の異常危険準備金の金額	12						
	「7」欄						
保険会社等の異常危険準備金の損金算入を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第57条の5第1項」※1又は「第57条の5第12項」※2 ② 「区分番号」欄:「00198」 ③ 「適用額」欄:当該別表十二(十一)「7」欄の金額(当該金額が同表「10」欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位)) ※1 ※2に該当するもの以外 ※2 企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合							
訳	・ 期分	22					
	当 期 分	23					円
積立後10年を経過した準備金の益金算入額	(8)× $\frac{100}{100}$ 相当額	24					
	((12)-(24))の金額	25					
	(13)と(25)の少ない方	26					円
	「7」欄						
	限度超過	(11)+(26)					
	期末異常危険準備金	(6)+(7)-(26)					
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に記されている異常危険準備金	27					
	差	(27)-(26)	28				
	貸借対照表((5)+(28))-前期の(28)	29					
	当期に生じた差額の合計額	(11)+(30)	32				
前前分	前期末における差額(前期の(30))	33					

原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の損金算入を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:「第57条の6第1項」※1又は「第57条の6第8項」※2

② 「区分番号」欄:「00199」

③ 「適用額」欄:当該別表十二(十一)「7」欄の金額(当該金額が同表「10」欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))

※1 ※2に該当するもの以外

※2 企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(十二)

「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

⑥ 関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
法人名
()

別表十二(十二) 平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

新関西国際空港株式会社に対し 空港用地を貸し付けた日	1	平 . .	期首関西国際空港用地 整備準備金の金額	16	円
当期積立額	2		翌 期 繰 越 金 算 入 の 計 算	均等益金算入額の計算 基準事業年度等の終了の 日における関西国際空港 用地整備準備金の金額	17
(2) のうち損金経理 による積立額	3		当期 繰 越 金 算 入 の 計 算	均等益金算入額 (17) × —	18
(2) のうち剰余金の 処分による積立額	4		繰 越 金 算 入 の 計 算	同上以外の場合による 益金算入額	19
空港用地取得価額の 計算	5	平成24年7月1日を含む 事業年度又は同日を含む 連結事業年度の開始の時 における空港用地の帳簿価額	繰 越 金 算 入 の 計 算	計 (18) + (19)	20
空港用地取得価額の 計算	6	空港用地取得価額基準額 (5) × $\frac{1}{10}$	繰 越 金 算 入 の 計 算	当期積立額のうち損金算入額 (15)	21
指定会社所得金額又は 指定会社連結所得金額 (別表四「40の①」又は(別表 四の二「48の①」+「49の①」 +「50の①」+「51の①」))	7		繰 越 金 算 入 の 計 算	期末関西国際空港用地 整備準備金の金額 (16) - (20) + (21)	22
新関空会社所得金額	8		繰 越 金 算 入 の 計 算	貸借対照表に計上されている 関西国際空港用地整備準備金	23
新関空会社欠損金額	9		繰 越 金 算 入 の 計 算	貸借対照表に計上されている 関西国際空港用地整備準備金	24
(((7) - (8) - (9))) × $\frac{20}{100}$	10		繰 越 金 算 入 の 計 算	当期積立額のうち損金算入額 (15)	25
「15」欄			繰 越 金 算 入 の 計 算	当期積立額のうち損金算入額 (15)	26
関西国際空港用地整備準備金の損金算入を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第57条の7第1項」 ② 「区分番号」欄: 「00421」 ③ 「適用額」欄: 当該別表十二(十二)「15」欄の金額(円単位)			繰 越 金 算 入 の 計 算	当期積立額のうち損金算入額 (15)	27
空港用地整備債務基準額 (12) - ((16) - (19)) (マイナスの場合は0)	13		繰 越 金 算 入 の 計 算	当期積立額のうち損金算入額 (15)	28
積立限度額 ((6)、(11)と(13)のうち少ない金額)	14		繰 越 金 算 入 の 計 算	当期積立額のうち損金算入額 (15)	29
当期積立額のうち損金算入額 ((2)と(14)のうち少ない金額)	15		繰 越 金 算 入 の 計 算	当期積立額のうち損金算入額 (15)	30

別表十二(十三)

「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

⑥ 中部国際空港整備準備金の損金算入に関する明細書

中部国際空港整備準備金の損金算入に関する明細書					事業年度又は連結事業年度	・ ・	法人名	()					
当期積立額					1	円			期首中部国際空港整備準備金の金額	11	円		
(1)の内訳	(1)のうち損金経理による積立額				2				均等益金算入額の計算 (12)×―― 同上以外の場合による益金算入額 計 (13)+(14)	基準事業年度等の終了の日における中部国際空港整備準備金の金額	12		
	(1)のうち剰余金の処分による積立額				3					均等益金算入額	13		
										同上以外の場合による益金算入額	14		
積立限度額	空港用地取得価額基準額の計算	累積限度基準額 (平成25年4月1日を含む事業年度又は同日を含む連結事業年度の開始の時点における中部国際空港用地の帳簿価額)				4				当期積立額のうち損金算入額 (10)			
		空港用地取得価額基準額 (4)× $\frac{1}{10}$				5							
	累積限度基準額残額 (4)-((11)-(14))				6				期末中部国際空港整備準備金の金額 (11)-(15)+(16)	17			
額の計算	所得基準額の計算	所得又は連結所得の金額 (別表四「40の①」又は(別表四の二「48の①」+「49の①」+「50の①」+「51の①」))				7				貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている中部国際空港整備準備金	18	
		所得基準額 (7)× $\frac{2}{3}$				8					差引 (18)-(17)	19	
	積立限度額 ((5)、(6)と(8)のうち少ない金額)				9				当期に生じた差額の合計額 (20)+(21)	22			
当期積立額のうち損金算入額 ((1)と(9)のうち少ない金額)					10				前期以前分	前期末における差額 (前期の(19))	23		

別表十二(十三) 平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1213

「10」欄

中部国際空港整備準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第57条の7の2第1項」
- ② 「区分番号」欄:「00481」
- ③ 「適用額」欄:当該別表十二(十三)「10」欄の金額(円単位)

別表十二(十四)

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 特別修繕準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

法人名

()

別表十二(十四)

平二六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資産の種類及び名称	1					合計
前回の定期検査又は特別修繕の年月日	2	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
翌期繰越額の計算						
期首特別修繕準備金の金額	3	円	円	円	円	円
当期益金算入額						
特別修繕費を支出した場合による 益金算入額	4					
積立期間終了から2年経過後5年間 均等益金算入による場合の益金算入額 (((3)-(4)-(6))と(2)のうち少ない金額)	5					
(4)及び(5)以外の場合による益金算入額	6					
計 (4)+(5)+(6)	7					
差引特別修繕準備金の金額 (3)-(7)	8					
当期積立額	9					
積立限度額の計算						
前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した 特別修繕費の額又は税務署長の認定した額	10					
同上の $\frac{3}{4}$ 相当額	11					
(11)-(8) (マイナスの場合は0)	12					
$\frac{\text{当期の月数}}{60 \text{又は} 72}$	13	—	—	—	—	
(11) × (13)	14	円	円	円	円	
積立限度額 (12)と(14)のうち少ない金額)	15					
積立限度超過額 (9)-(15)	16					円
期末特別修繕準備金の金額 (8)+(9)-(16)	17					
貸借対照表に計上されている 特別修繕準備金	18					
貸借対照表の金額との差額の明細	19					
当期分						
前期分						
前期以前						
積立期間の終 の日の翌日か は連結事業年 積立期間終了か						円
平成24年 事業年度又は連結事業年度開始の日						円
当期益金算入額の計算						
同上の日における 特別修繕準備金の金額	26	円				
$\frac{\text{当期の月数}}{48 \text{又は} 120}$	27	—				
4年等均等取崩金額 (26) × (27)	28	円				
同上以外の場合による益金算入額	29					
当期益金算入額 (((28)+(29))と(31)のうち少ない金額)	30					
繰越額の計算						
当期益金算入額 (30)	32					
期末特別修繕準備金の金額 (31)-(32)	33					
貸借対照表に計上されている 特別修繕準備金	34					
差引 (34)-(33)	35					
当期積立額	36					
貸借対照表の取崩不足額 (30)-((36)-(34)-前期の(34))	37					
計 (36)+(37)	38					
前期分						
前期末における差額 (前期の(35))	39					

「9」欄

特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:「第57条の8第1項」※1又は「第57条の8第10項」※2

② 「区分番号」欄:「00391」

③ 「適用額」欄:当該別表十二(十四)「9」欄の金額(当該金額が同表「15」欄の金額を
超える場合には、同欄の金額(円単位))

※1 ※2に該当するもの以外

※2 企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合

「10」欄又は「43の計」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十二(五) 平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

⑥

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	(
----------------------	--------	-----	---

認定計画等の種類		1	号 円	翌期繰越額の計算	期首農業経営基盤強化準備金の金額		11	F
交付金等の該当号		2			当期益金算入額 (25)の計 同上以外の場合による益金算入額 (26)の計)+(27)の計 計 (12)+(13)	12		
交付金等の額		3				13		
当期積立額		4				14		
				当期積立額のうち損金算入額 (10)	15			
(4)の内訳	(4)のうち損金経理による積立額	5		期末農業経営基盤強化準備金の金額 (11)-(14)+(15)	16			
	(4)のうち剰余金の処分による積立額	6	貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている農業経営基盤強化準備金 差引 (17)-(16)	17			
積立限度額の計算	(3)のうち準備金として積み立てられた交付金等の額	7			18			
	所得基準額 (別表四「40の①」-「26の①」)又は(別表四の二付表「48の①」-「35の①」)	8		当期 貸借対照表の取崩不足額 (14)-((4)-((17)-前期の(17)))	19			
	積立限度額 (7)と(8)のうち少ない金額	9		積立限度超過額 (4)-(9)	20			
	当期積立額のうち損金算入額 (4)と(9)のうち少ない金額	10		当期に生じた差額の合計額 (19)+(20)	21			
				前 期 分 以 前 期 末 に お け る 差 額 (前期の(18))	22			

積立事業年度	当初の積立額の うち損金算入額	期 準 首 現 在 の 備 金 額	当 期 益 金 算 入 額	(25) 及 び (26) (24) - (25) - (26) - (27)		
			5 年 を 経 過 任 意 取 崩 し 等 (25) 及 び (26) し た 場 合 の 場 合			
		24	25	26	27	28
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
当 期 分						
計						

「10」欄

農業経営基盤強化準備金の損金算入を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:「第61条の2第1項」又は
「平成26年旧措置法第61条の2第1項」

② 「区分番号」欄:「00354」

③ 「適用額」欄:当該別表十二(十五)「10」欄の金額(円単位)

取得資産の明細	農用地等の種類	29				計
	取得年月日	30	平・・	平・・	平・・	
	農用地等の取得価額	31	円	円	円	
	農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金とした金額	32				
(32)の内訳	(32)のうち					
	(32)のうち					
圧縮限度額の計算	準備金等利益算入基準額	33				
	5年を経過し任意取崩し等					
	(33)の積み立て					
	所得基準額 (別表四「40の①」－(10)別表四「26の①」又は(別表四の二付表「48の①」－(10)別表四の二付表「35の①」))	39				
	取得価額基準額 (31)－1円	40	① 円	② 円	③ 円	①+②－③
	圧縮限度額 (38)、(39)と(40)のうち少ない金額	41				
	個別資産の圧縮限度額	42	円	円	円	
	農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額のうち損算入額 (32)と(42)のうち少ない金額	43	④	⑤	⑥	④+⑤+⑥

別表十三(四)

「21」欄、「25」欄又は「34」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により記載した金額については、適用額明細書の記載は必要ありません。

①

収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

()

譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1		代替資産について帳簿価額の減額等をした場合	取得した代替資産の種類	20	
	収用換地等による譲渡年月日	2	昭平 . .		代替資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	21	円
	譲渡資産の種類	3			代替資産の取得のため(17)又は(17)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	22	
	譲渡資産の収用換地等のあった部分の帳簿価額	4			圧縮限度額 (22)×(19)	23	
取得した補償金等の額		5		特別勘定を設けた場合	圧縮限度超過額 (21)－(23)	24	
保留		6			特別勘定に経理した金額	25	
交換取得		7			繰入限度額 特別勘定の対象となり得る金額 (17)－(22)	26	
					繰入限度額 (26)×(19)	27	
譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	8		繰入限度超過額 (25)－(27)	繰入限度超過額 (25)－(27)	28	
	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	9		翌期繰越額の計算	当初の特別勘定の金額 (25)－(28)	29	
	差引譲渡経費の額 (8)－(9)	10			同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	30	
	補償金等又は保留地の対価に係る譲渡経費の額 (10)× $\frac{(5)+(6)}{(5)+(6)+(7)}$	11			当期中に益金の額に算入すべき金額	31	
交換取得資産に係る譲渡経費の額 (10)－(11)		12		交換取得資産について帳簿価額を減額した場合	期末特別勘定残額 (29)－(30)－(31)	32	
帳簿価額の計算	補償金等の額又は保留地の対価の額に対応する帳簿価額 (4)× $\frac{(5)+(6)}{(5)+(6)+(7)}$	13			交換取得資産の種類	33	
	交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 (4)－(13)	14			交換取得資産の帳簿価額を減額した金額	34	円
差益割合の計算	取得した補償金等の額 (5)	15			交換取得資産の価額 (7)	35	
	同上に係る譲渡経費の額 (10)× $\frac{(5)}{(5)+(6)+(7)}$	16		圧縮限度額の計算	交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 (4)又は(14)	36	
	差引補償金等の額 (15)－(16)	17			交換取得資産につき支払った交換差金の額	37	
	補償金等の額に対応する帳簿価額 (4)× $\frac{(5)}{(5)+(6)+(7)}$	18			交換取得資産に係る譲渡経費の額 (10)又は(12)	38	
	差益割合 $\frac{(17)-(18)}{(17)}$	19			計 (36)＋(37)＋(38)	39	
					圧縮限度額 (35)－(39)	40	
				圧縮限度超過額 (34)－(40)	圧縮限度超過額 (34)－(40)	41	

P47参照

別表十三(四) 平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

○ 別表十三(四)「21」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	「第64条第1項」又は「第64条第8項」	00356	「21」の欄の金額(当該金額が同表「23」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	「第64条の2第7項において準用する第64条第1項」又は「第64条の2第8項において準用する第64条第8項」	00545	
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第65条第3項において準用する第64条第1項」又は「第65条第3項において準用する第64条第8項」	00546	
	「第65条第3項において準用する第64条の2第7項において準用する第64条第1項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第8項において準用する第64条第8項」	00548	

※ 「第64条第8項」、「第64条の2第8項において準用する第64条第8項」、「第65条第3項において準用する第64条第8項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第8項において準用する第64条第8項」は、企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「00545」及び「00548」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る代替資産を取得した場合が該当します。

○ 別表十三(四)「25」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	「第64条の2第1項」又は「第64条の2第2項」	00357	「25」の欄の金額(当該金額が同表「27」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第65条第3項において準用する第64条の2第1項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第2項」	00547	

※ 「第64条の2第2項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第2項」は、企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

○ 別表十三(四)「34」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第65条第1項」又は「第65条第5項」	00216	「34」の欄の金額(当該金額が同表「40」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※ 「第65条第5項」は、企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

別表十三(五)

「18」欄又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮
額等の損金算入に関する明細書

(号該当)

事業年度
又は連結
事業年度・
・

法人名

()

譲渡資産の明細	譲渡した資産の種類	1					譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度
	同上の資産の取得年月日	2	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .	平 . . 平 . .
	譲渡した資産の所在地	3					計
	譲渡した土地等の面積	4	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	譲渡年月日	5	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
	対価の額	6	円	円	円	円	円
	譲渡直前の帳簿価額	7					
	譲渡に要した経費の額	8					
	計 (7) + (8)	9					
	差益割合	10					
取得資産の明細	取得した買換資産の種類	11					
	取得した買換資産の所在地	12					
	取得年月日	13	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .	
	買換資産の取得価額	14	円	円	円	円	円
	ある場合の取得価額	15	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	取得した土地等の面積	16					
	取得価額 (14) × (15) / (15)	17	円	円	円	円	円
帳簿価額の減額等をした場合	買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	18					
	買換資産の取得のため(6の計)又は(6の計)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	19					
	圧縮基礎取得価額 ((14)又は(17)と(19)のうち少ない金額)	20					
	買換取得価額 前期末の取得価額	21					
	買換取得価額 前期末の帳簿価額	22					
	圧縮基礎取得価額 (20) × (22) / (22)	23					
	圧縮限度額 (20)又は(23) × (10) × 0.8	24					
	圧縮限度超過額 (19) - (24)	25					
	対価の額の合計額 (6の計)	26	円				円
	対価の額の残額の計算	27					
特別勘定の計算	特別勘定に経理した金額	33					円
	特別勘定の対象となる金額 (29)	34					
	繰入限度額 (34) × (10) × 0.8	35					
	繰入限度超過額 (33) - (35)	36					
	翌期繰越額の計算	37					
	当初の特別勘定の金額 (33) - (36)	38					
	同上のうち前期末までに買換資産の取得に充てた金額	39					
	当期中において買換資産の取得に充てた金額	40					
翌期繰越額の計算	翌期へ繰り越す対価の額の合計額 (29) - (30) - (31)	32					
	特別勘定の計算	33					

P49～P51参照

P51～P53参照

別表十三(五)

平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

○ 別表十三(五)「18」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成26年旧措置法第1号該当)	「平成26年旧措置法第65条の7第1項」若しくは「平成26年旧措置法第65条の7第9項」又は「平成26年旧措置法第65条の9」	00359	「18」の欄の金額(当該金額が同表「24」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第1号該当)	「第65条の7第1項」若しくは「第65条の7第9項」又は「第65条の9」	00359	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成26年旧措置法第2号該当)	「平成26年旧措置法第65条の7第1項」若しくは「平成26年旧措置法第65条の7第9項」又は「平成26年旧措置法第65条の9」	00360	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第2号該当)	「第65条の7第1項」若しくは「第65条の7第9項」又は「第65条の9」	00360	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成26年旧措置法第3号イ又はロ該当)	「平成26年旧措置法第65条の7第1項」若しくは「平成26年旧措置法第65条の7第9項」又は「平成26年旧措置法第65条の9」	00549	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第3号イ又はロ該当)	「第65条の7第1項」若しくは「第65条の7第9項」又は「第65条の9」	00549	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成26年旧措置法第3号ハ該当)	「平成26年旧措置法第65条の7第1項」若しくは「平成26年旧措置法第65条の7第9項」又は「平成26年旧措置法第65条の9」	00550	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第3号ハ該当)	「第65条の7第1項」若しくは「第65条の7第9項」又は「第65条の9」	00550	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成26年旧措置法第4号該当)	「平成26年旧措置法第65条の7第1項」若しくは「平成26年旧措置法第65条の7第9項」又は「平成26年旧措置法第65条の9」	00361	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第4号該当)	「第65条の7第1項」若しくは「第65条の7第9項」又は「第65条の9」	00551	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成26年旧措置法第5号該当)	「平成26年旧措置法第65条の7第1項」若しくは「平成26年旧措置法第65条の7第9項」又は「平成26年旧措置法第65条の9」	00362	「18」の欄の金額(当該金額が同表「24」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第5号該当)	「第65条の7第1項」若しくは「第65条の7第9項」又は「第65条の9」	00552	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成26年旧措置法第6号該当)	「平成26年旧措置法第65条の7第1項」若しくは「平成26年旧措置法第65条の7第9項」又は「平成26年旧措置法第65条の9」	00363	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第6号該当)	「第65条の7第1項」若しくは「第65条の7第9項」又は「第65条の9」	00363	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成26年旧措置法第7号該当)	「平成26年旧措置法第65条の7第1項」若しくは「平成26年旧措置法第65条の7第9項」又は「平成26年旧措置法第65条の9」	00235	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第7号該当)	「第65条の7第1項」若しくは「第65条の7第9項」又は「第65条の9」	00235	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成26年旧措置法第8号該当)	「平成26年旧措置法第65条の7第1項」若しくは「平成26年旧措置法第65条の7第9項」又は「平成26年旧措置法第65条の9」	00236	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成26年旧効力措置法第8号該当)	「平成26年旧効力措置法第65条の7第1項」若しくは「平成26年旧効力措置法第65条の7第9項」又は「平成26年旧効力措置法第65条の9」	00236	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第8号該当)	「第65条の7第1項」若しくは「第65条の7第9項」又は「第65条の9」	00236	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成26年旧措置法第9号該当)	「平成26年旧措置法第65条の7第1項」若しくは「平成26年旧措置法第65条の7第9項」又は「平成26年旧措置法第65条の9」	00422	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第9号該当)	「第65条の7第1項」若しくは「第65条の7第9項」又は「第65条の9」	00422	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成26年旧措置法第10号該当)	「平成26年旧措置法第65条の7第1項」若しくは「平成26年旧措置法第65条の7第9項」又は「平成26年旧措置法第65条の9」	00364	「18」の欄の金額(当該金額が同表「24」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第10号該当)	「第65条の7第1項」若しくは「第65条の7第9項」又は「第65条の9」	00364	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成26年旧措置法第1号から第10号該当)	「平成26年旧措置法第65条の8第7項において準用する平成26年旧措置法第65条の7第1項」若しくは「平成26年旧措置法第65条の8第8項において準用する平成26年旧措置法第65条の7第9項」又は「平成26年旧措置法第65条の9」	00557	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成26年旧効力措置法第8号該当)	「平成26年旧効力措置法第65条の8第7項において準用する平成26年旧効力措置法第65条の7第1項」若しくは「平成26年旧効力措置法第65条の8第8項において準用する平成26年旧効力措置法第65条の7第9項」又は「平成26年旧効力措置法第65条の9」	00557	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第1号から第10号該当)	「第65条の8第7項において準用する第65条の7第1項」若しくは「第65条の8第8項において準用する第65条の7第9項」又は「第65条の9」	00557	

※ 「第65条の7第9項」又は「第65条の8第8項において準用する第65条の7第9項」は、企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 「第65条の9」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「00557」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る買替資産を取得した場合が該当します。

○ 別表十三(五)「33」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成26年旧措置法第1号該当)	「平成26年旧措置法第65条の8第1項」若しくは「平成26年旧措置法第65条の8第2項」又は「平成26年旧措置法第65条の9」	00365	「33」の欄の金額(当該金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第1号該当)	「第65条の8第1項」若しくは「第65条の8第2項」又は「第65条の9」	00365	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成26年旧措置法第2号該当)	「平成26年旧措置法第65条の8第1項」若しくは「平成26年旧措置法第65条の8第2項」又は「平成26年旧措置法第65条の9」	00366	「33」の欄の金額(当該金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第2号該当)	「第65条の8第1項」若しくは「第65条の8第2項」又は「第65条の9」	00366	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成26年旧措置法第3号イ又はロ該当)	「平成26年旧措置法第65条の8第1項」若しくは「平成26年旧措置法第65条の8第2項」又は「平成26年旧措置法第65条の9」	00553	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第3号イ又はロ該当)	「第65条の8第1項」若しくは「第65条の8第2項」又は「第65条の9」	00553	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成26年旧措置法第3号ハ該当)	「平成26年旧措置法第65条の8第1項」若しくは「平成26年旧措置法第65条の8第2項」又は「平成26年旧措置法第65条の9」	00554	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第3号ハ該当)	「第65条の8第1項」若しくは「第65条の8第2項」又は「第65条の9」	00554	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成26年旧措置法第4号該当)	「平成26年旧措置法第65条の8第1項」若しくは「平成26年旧措置法第65条の8第2項」又は「平成26年旧措置法第65条の9」	00367	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第4号該当)	「第65条の8第1項」若しくは「第65条の8第2項」又は「第65条の9」	00555	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成26年旧措置法第5号該当)	「平成26年旧措置法第65条の8第1項」若しくは「平成26年旧措置法第65条の8第2項」又は「平成26年旧措置法第65条の9」	00368	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第5号該当)	「第65条の8第1項」若しくは「第65条の8第2項」又は「第65条の9」	00556	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成26年旧措置法第6号該当)	「平成26年旧措置法第65条の8第1項」若しくは「平成26年旧措置法第65条の8第2項」又は「平成26年旧措置法第65条の9」	00369	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第6号該当)	「第65条の8第1項」若しくは「第65条の8第2項」又は「第65条の9」	00369	「33」の欄の金額(当該金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成26年旧措置法第7号該当)	「平成26年旧措置法第65条の8第1項」若しくは「平成26年旧措置法第65条の8第2項」又は「平成26年旧措置法第65条の9」	00254	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第7号該当)	「第65条の8第1項」若しくは「第65条の8第2項」又は「第65条の9」	00254	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成26年旧措置法第8号該当)	「平成26年旧措置法第65条の8第1項」若しくは「平成26年旧措置法第65条の8第2項」又は「平成26年旧措置法第65条の9」	00255	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成26年旧効力措置法第8号該当)	「平成26年旧効力措置法第65条の8第1項」若しくは「平成26年旧効力措置法第65条の8第2項」又は「平成26年旧効力措置法第65条の9」	00255	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第8号該当)	「第65条の8第1項」若しくは「第65条の8第2項」又は「第65条の9」	00255	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成26年旧措置法第9号該当)	「平成26年旧措置法第65条の8第1項」若しくは「平成26年旧措置法第65条の8第2項」又は「平成26年旧措置法第65条の9」	00423	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第9号該当)	「第65条の8第1項」若しくは「第65条の8第2項」又は「第65条の9」	00423	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成26年旧措置法第10号該当)	「平成26年旧措置法第65条の8第1項」若しくは「平成26年旧措置法第65条の8第2項」又は「平成26年旧措置法第65条の9」	00370	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第10号該当)	「第65条の8第1項」若しくは「第65条の8第2項」又は「第65条の9」	00370	

※ 「第65条の8第2項」は、企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 「第65条の9」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

別表十三(六)

「13」欄又は「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

()

別表十三(六)

平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

交換分合計画が公告された日	1	昭平	取得資産	資産の帳簿価額を減額した金額	13	
「13」欄 特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(取得資産のみを取得した場合又は取得資産と清算金を取得した場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第65条の10第1項」※1又は「第65条の10第4項」※2 ② 「区分番号」欄:「00260」 ③ 「適用額」欄:当該別表十三(六)「13」欄の金額(当該金額が同表「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位)) ※1 ※2に該当するもの以外 ※2 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受けてる場合						
譲渡した土地等の面積	5	平方メートル	清算金を取得した場合	$(14) \times \frac{(15)}{(15) + (16)}$	17	
帳簿価額	6	円	譲渡資産の取得した金額	圧縮限度額 $(15) - (17)$	18	
譲渡に要した経費の額	7			圧縮限度超過額 $(13) - (18)$	19	
				資産の帳簿価額を減額した金額	20	
「20」欄 特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(譲渡資産の譲渡とともに清算金を支出して取得資産を取得した場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第65条の10第1項」※1又は「第65条の10第4項」※2 ② 「区分番号」欄:「00260」 ③ 「適用額」欄:当該別表十三(六)「20」欄の金額(当該金額が同表「25」欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位)) ※1 ※2に該当するもの以外 ※2 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受けてる場合						
取得資産の価額	11	円	清算金を取得した場合	圧縮限度額 $(21) - (24)$	25	
取得した土地等の面積	12	平方メートル		圧縮限度超過額 $(20) - (25)$	26	

別表十三(七)

「15」欄、「23」欄又は「32」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等に伴い取得した宅地の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	法人名	()
事業年度又は連結事業年度	法人名	()
造成事業施行者の名称	1	交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額
交換等をした資産の種類	2	取得資産等の価額(14)
同上の資産の取得年月日	3 昭平	譲渡直前の帳簿価額(10)
交換等をした資産の所在地	4	譲渡資産等とともに支出した交換差金の額
交換等をした土地等の面積	5 平方メートル	譲渡資産の対価の額(7)
交換等の年月日	6 平	(25)+(26)又は(24)-(27))
対価の額	7	圧縮限度額(24)-(28)
譲渡直前の帳簿価額	8	圧縮限度超過額(23)-(29)
交換等に要した経費の額	9	取得認定期間
計(8)+(9)	10	特別勘定に経理した金額
取得した宅地の所在地	11	譲り受ける宅地の価額の見積額
取得した宅地の面積	12 平方メートル	譲渡直前の帳簿価額(10)
取得年月日	13 平	譲渡資産の対価の額(7)
取得した宅地の価額	14	譲渡に係る対価の額と譲り受ける宅地の価額の見積額が等しいとき(34)
交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	15	譲渡に係る対価の額が譲り受ける宅地の価額の見積額を超えるとき(34)×(33)/(35)
譲渡直前の帳簿価額(10)	16	譲り受ける宅地の価額の見積額が譲渡に係る対価の額を超えるとき(34)+(33)-(35)
取得資産等の価額(14)	17	繰入限度額(33)-(36)、(37)又は(38)
取得資産等とともに取得した交換差金の額	18	繰入限度超過額(32)-(39)
譲渡資産の対価の額(7)	19	当初の特別勘定の金額(32)-(40)
取得資産等の価額に対応する帳簿価額(16)×((17)/(17)+(18)又は(17)/(19))	20	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額
圧縮限度額(17)-(20)	21	当期中に益金の額に算入すべき金額
圧縮限度超過額(15)-(21)	22	期末特別勘定残額(41)-(42)-(43)

P56参照

別表十三(七) 平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

○ 別表十三(七)「15」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のために交換等の場合等の課税の特例(交換により土地のみを取得した場合、宅地と交換差金を取得した場合又は譲渡に係る対価の額が譲り受けた宅地の取得価額を超える場合)	「第65条の11第1項」又は「第65条の11第4項」	00261	「15」の欄の金額(当該金額が同表「21」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	「第65条の12第8項において準用する第65条の11第1項」又は「第65条の12第9項において準用する第65条の11第4項」	00558	

※ 「第65条の11第4項」又は「第65条の12第9項において準用する第65条の11第4項」は、企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「00558」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る宅地を譲り受ける場合が該当します。

○ 別表十三(七)「23」の欄の金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のために交換等の場合等の課税の特例(交換とともに交換差金を支出した場合又は譲り受けた宅地の取得価額が譲渡に係る対価の額を超える場合)	「第65条の11第1項」又は「第65条の11第4項」	00261	「23」の欄の金額(当該金額が同表「29」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	「第65条の12第8項において準用する第65条の11第1項」又は「第65条の12第9項において準用する第65条の11第4項」	00558	

※ 「第65条の11第4項」又は「第65条の12第9項において準用する第65条の11第4項」は、企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「00558」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る宅地を譲り受ける場合が該当します。

○ 別表十三(七)「32」の欄の金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のために交換等の場合等の課税の特例(特別勘定を設けた場合)	「第65条の12第1項」又は「第65条の12第3項」	00262	「32」の欄の金額(当該金額が同表「39」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※ 「第65条の12第3項」は、企業組織再編成に伴い、課税の特例を適用を受ける場合が該当します。

別表十三(九)

「13」欄又は「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
・ ・
・ ・
法人名
()

交換の年月日	1	平	・	・	交換取得資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	13	
					譲渡直前の帳簿価額		
「13」欄 特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例(交換取得資産のみを取得した場合又は交換取得資産とともに交換差金を取得した場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第66条第1項」※1又は「第66条第4項」※2 ② 「区分番号」欄:「00265」 ③ 「適用額」欄:当該別表十三(九)「13」欄の金額(当該金額が同表「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位)) ※1 ※2に該当するもの以外 ※2 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合							
資産の明細	譲渡した所有隣接土地等の面積	5		平方メートル	場取引	計	$(14) \times \frac{(15)}{(15) + (16)}$
	譲渡直前の帳簿価額	6		円	交換	算	圧縮限度額 (15) - (17)
	譲渡に要した経費の額	7			交換	算	圧縮限度超過額 (13) - (18)
					交換	算	交換取得資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額
「20」欄 特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例(交換とともに交換差金を支出した場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第66条第1項」※1又は「第66条第4項」※2 ② 「区分番号」欄:「00265」 ③ 「適用額」欄:当該別表十三(九)「20」欄の金額(当該金額が同表「25」欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位)) ※1 ※2に該当するもの以外 ※2 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合							
資産の明細	取得資産の価額	11		円	出した場	算	圧縮限度額 (21) - (24)
	取得した土地等の面積	12		平方メートル	交換	算	圧縮限度超過額 (20) - (25)

別表十三(九) 平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十三(十)

「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 平成21年及び平成22年に先行取得をした土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

()

別表十三(十)

平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

先 行 取 得 土 地 等 の 明 細

		平成21年先行取得土地等			平成22年先行取得土地等		
先行取得土地等の取得年月日	1	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
取得の日を含む事業年度又は連結事業年度	2	平 . . 平 . .	平 . . 平 . .	平 . . 平 . .	平 . . 平 . .	平 . . 平 . .	平 . . 平 . .
届出書の提出年月日	3	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
先行取得土地等の所在地	4						
先行取得土地等の面積	5	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
先行取得土地等の取得価額	6	円	円	円	円	円	円
前期までに損金算入された積立金計上額	7						
差引取得価額 (6)-(7)	8						

譲 渡 土 地 等 の 明 細

「17」欄

平成21年及び平成22年に土地等の先行取得した場合の課税の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:「第66条の2第1項」※1又は「第66条の2第7項」※2

② 「区分番号」欄:「00266」

③ 「適用額」欄:当該別表十三(十)「17」欄の金額(当該金額が同表「21」欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))

※1 ※2に該当するもの以外

※2 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合

譲渡利益金額の計算	譲渡利益金額 (11)-(14)	15					
-----------	---------------------	----	--	--	--	--	--

圧 縮 限 度 額 の 計 算

			①	②	③	④	⑤
(8)の各欄のうち当期に適用を受ける先行取得土地等の差引取得価額	16	円	円	円	円	円	円
先行取得土地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	17						
圧縮限度額の計算							
((15)の計)×(80%又は60%)	18						
(18)のうち適用済みの金額	19		(21)の①	(21)の①+②	(21)の①+②+③	(21)の①+②+③+④	
(18)-(19)	20						
個別土地等の圧縮限度額 (16)と(20)のうち少ない金額	21						
圧縮限度超過額 (17)-(21)	22						

別表十三(十一)

「5」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	(		)
	・	・				

賦課金の額	1		円	試験研究用資産の 帳簿価額を減額した金額	5	円
同上のうち既に試験研究用 資産の取得等に充てた金額	2			圧縮 限度 額の 計算	6	
差引賦課金の額 (1) - (2)	3			(3)のうち固定資産の 取得等に充てた金額	7	
取得した試験研究用 資産の種類	4			圧縮限度額 (6)又は((6) - 1円)	8	
				圧縮限度超過額 (5) - (7)		

法 0301-1311

「5」欄

技術研究組合の所得の計算の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第66条の10第1項」
- ② 「区分番号」欄:「00373」
- ③ 「適用額」欄:当該別表十三(十一)「5」欄の金額(当該金額が同表「7」欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))

別表十三(十一)
平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十三(十二)

「8」欄、「13」欄又は「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・
・
・
・

法人名

()

別表十三(十二)

平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

助成金等の名称	1	告示年月日	4	平・
「8」欄 転廃業助成金等に係る課税の特例(減価補填金により帳簿価額の減額をした場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第67条の4第1項」 ② 「区分番号」欄:「00274」 ③ 「適用額」欄:当該別表十三(十二)「8」欄の金額(当該金額が同表「7」欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))				
助成金		号		円
助成金				
転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の計算				
帳簿価額の減額等をした場合		特別勘定を設けた場合		
減価償却資産の減価補填費に対応する助成金等の額	7	円	特別勘定に経理した金額	17
減価償却資産の帳簿価額を減額した金額	8		繰入限度額	18
損金不算入額 (8) - (7)	9		(12) - (14)	
「17」欄 転廃業助成金等に係る課税の特例(特別勘定を設けた場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第67条の4第4項」※1又は「第67条の4第5項」※2 ② 「区分番号」欄:「00276」 ③ 「適用額」欄:当該別表十三(十二)「17」欄の金額(当該金額が同表「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位)) ※1 ※2に該当するもの以外 ※2 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合				
転廃業				
減価償却取壊し等				
差引転				
業				
助成				
圧縮限度額の計算				
金				
固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	13		繰越	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額
固定資産の取得等のため(12)又は(12)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	14		繰越	当期中に益金の額に算入すべき金額
圧縮限度額	15		繰越	期末特別勘定残額
(14)又は((14) - 1円)			繰越	(20) - (21) - (22)
圧縮限度超過額	16		繰越	
(13) - (15)			繰越	

P61参照

○ 別表十三(十二)「13」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
転廃業助成金等に係る課税の特例(転廃業助成金の交付を受けたことにより帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額がある場合)	「第67条の4第2項」又は「第67条の4第3項」	00275	「13」の欄の金額(当該金額が同表「15」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	「第67条の4第9項において準用する第67条の4第2項」又は「第67条の4第10項において準用する第67条の4第3項」	00559	

※ 区分番号「00275」は、固定資産の取得又は改良をした場合が該当します。

※ 区分番号「00559」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る固定資産の取得又は改良をした場合が該当します。

※ 「第67条の4第3項」及び「第67条の4第10項において準用する第67条の4第3項」は、企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

③ 寄附金の損金算入に関する明細書

公益法人等以外の法人の場合		公益法人等の場合	
一般寄附金	指定寄附金等の金額 (41の計)	1	円
	特定公益増進法人等に対する寄附金額(42の計)	2	
	その他の寄附金額	3	
	計 (1)+(2)+(3)	4	
	「26」欄 全支配関係がある	5	
長期給付事業への繰入利子額		25	円
同上以外のみなし寄附金額		26	

認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例(認定特定非営利活動法人がみなし寄附金を支出した場合)を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:「特定非営利活動促進法改正前旧措置法第66条の11の2第1項」※1
又は「第66条の11の2第1項」※2

② 「区分番号」欄:「00375」※1又は「00393」※2

③ 「適用額」欄:当該別表十四(二)「26」欄の金額(円単位)

(注) **認定特定非営利活動法人以外の法人は、適用額明細書に記載しないでください。**

※1 特定非営利活動促進法改正前旧措置法第66条の11の2第1項(区分番号:「00375」)
「旧認定特定非営利活動法人」がみなし寄附金を支出した場合

※2 第66条の11の2第1項(区分番号:「00393」)
「認定特定非営利活動法人」がみなし寄附金を支出した場合

法の別の特例に準拠		長期給付事業を行う共同組合等の損金算入限度額 (25)と融資額の年5.5%相当額のうち少ない金額	
特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額 (14)+(15)× $\frac{1}{2}$	16	33	
「42」欄			

認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例(認定特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合)を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:「特定非営利活動促進法改正前旧措置法第66条の11の2第2項」※1
又は「第66条の11の2第2項」※1、2

② 「区分番号」欄:「00394」※1又は「00424」※2

③ 「適用額」欄:当該別表十四(二)「42」欄の金額のうち「寄附先又は受託者」欄に、
「認定特定非営利活動法人」※1、「旧認定特定非営利活動法人」※1又は
「仮認定特定非営利活動法人」※2の記載があるものの合計額(円単位)

※1 特定非営利活動促進法改正前旧措置法第66条の11の2第2項(区分番号:「00394」)
「認定特定非営利活動法人」又は「旧認定特定非営利活動法人」に対する寄附金の場合

※2 第66条の11の2第2項(区分番号:「00394」又は「00424」)
「仮認定特定非営利活動法人」に対する寄附金の場合

計		特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細	
寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の使途又は認定特定公益信託の名称
			寄附金額又は支出金額 42
			円
計			
その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細			
支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称
			支出金額
			円

「32」欄又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

()

– 63 –

○ 別表十六(一)「32」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	第42条の5第1項第1号イ	00400	「32」の欄の金額
	「第42条の5第6項(同条第1項第1号イ)」又は「平成25年旧措置法第42条の5第1項第1号イ」	00431	
	平成24年旧措置法第42条の5第1項第1号イ	00284	
	第42条の5第1項第1号ロ	00403	
	平成26年旧措置法第42条の5第1項第1号ハ	00434	
	平成26年旧措置法第42条の5第6項 (同条第1項第1号ハ)	00437	
	「第42条の5第1項第1号ハ」、「平成26年旧措置法第42条の5第1項第1号ニ」、「平成25年旧措置法第42条の5第1項第1号ハ」又は「平成24年旧措置法第42条の5第1項第1号ロ」	00287	
	平成25年旧措置法第42条の5第1項第2号イ	00290	
	「第42条の5第1項第2号」又は「平成25年旧措置法第42条の5第1項第2号ロ」	00293	
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	第42条の6第1項第1号	00031	
	第42条の6第1項第2号	00034	
	第42条の6第1項第3号	00037	
	第42条の6第1項第4号	00040	
	第42条の6第2項	00487	
	「第42条の6第3項」又は「第42条の6第4項」	00490	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第42条の10第1項第1号イ	00498	
	第42条の10第1項第1号ロ	00501	
	第42条の10第1項第2号	00504	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第42条の11第1項	00298	「32」の欄の金額
国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却	第42条の12の2第1項	00441	
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却	第42条の12の3第1項	00445	
生産性向上設備等を取得した場合の特別償却	第42条の12の5第1項	00509	
	第42条の12の5第2項	00512	
	「第42条の12の5第3項」 又は「第42条の12の5第4項」	00515	
公害防止用設備の特別償却	第43条第1項第1号	00412	
船舶の特別償却	第43条第1項第2号	00307	
耐震基準適合建物等の特別償却	第43条の2第1項	00518	
	第43条の2第2項	00521	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第44条第1項	00310	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	平成26年旧措置法第44条第1項	00385	
共同利用施設の特別償却	第44条の3第1項	00313	
特定農産加工品生産設備等の特別償却	第44条の4第1項	00388	
	第44条の4第2項	00316	
特定信頼性向上設備等の特別償却	第44条の5第1項	00451	
	第44条の5第2項	00524	
特定地域における工業用機械等の特別償却	第45条第1項第1号イ	00120	
	第45条第1項第1号ロ	00328	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	平成26年旧措置法第45条第1項第2号	00415	
	第45条第1項第2号	00527	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	平成26年旧措置法第45条第1項第3号	00418	
	第45条第1項第3号	00530	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項第4号	00533	「32」の欄の金額
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	「第45条第1項第5号」又は「平成26年旧措置法第45条第1項第4号」	00135	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	第45条第2項第1号	00454	
	平成26年旧措置法第45条第2項第2号	00457	
	第45条第2項第2号	00560	
	第45条第2項第3号	00536	
医療用機器等の特別償却	第45条の2第1項第1号	00331	
	第45条の2第1項第2号	00334	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	「第46条第1項」又は「平成26年旧措置法第46条第1項」	00337	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第46条の2第1項	00171	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	第46条の3第1項	00340	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	第47条第1項	00343	
特定再開発建築物等の割増償却	「第47条の2第1項」、「平成25年旧措置法第47条の2第1項」又は「平成23年旧措置法第47条の2第1項」	00460	
	(「第47条の2第3項第1号」、「平成25年旧措置法第47条の2第3項第1号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第1号」)		
	第47条の2第1項 (同条第3項第2号イ)	00466	
	第47条の2第1項 (同条第3項第2号ロ)	00469	
	第47条の2第1項 (同条第3項第3号)	00539	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定再開発建築物等の割増償却	「第47条の2第1項」、「平成26年旧措置法第47条の2第1項」、「平成25年旧措置法第47条の2第1項」又は「平成23年旧措置法第47条の2第1項」 （「第47条の2第3項第4号」、「平成26年旧措置法第47条の2第3項第3号」、「平成25年旧措置法第47条の2第3項第4号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第5号」）	00478	「32」の欄の金額
倉庫用建物等の割増償却	「第48条第1項」、「平成25年旧措置法第48条第1項」又は「平成23年旧措置法第48条第1項」	00349	

※ 区分番号「00457」は、平成26年旧措置法第45条第2項第2号のうち、奄美郡島に係る措置の適用を受ける場合が該当します。離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00560」が該当します。

○ 別表十六(一)「33」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第52条の2第1項」(特別償却不足額)又は「第52条の2第4項」(合併等特別償却不足額)	00187	「33」の欄の金額

別表十六(二)
「36」欄又は「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

旧定率法又は定率法による減価償却資産
の償却額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・ ・	法人名 ()
----------------------	------------	------------

別表十六(二) 平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御 注 意

- この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なるごとにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)平成19年4月1日以後に取得をされた資産で定率法の適用を受けるもの、(2)当期の途中で事業の用に供した資産又は資本的支出、(3)租税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、記載してください。なお、(1)及び(2)の資産(3)の資産に該当するものを除きます。)の「38」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「40」欄及び「41」欄の金額を記載できます。
- 租税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

種 類	1						
資 構 造	2						
産 細 目	3						
区 取 得 年 月 日	4	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
分 事 業 の 用 に 供 し た 年 月	5						
耐 用 年 数	6	年	年	年	年	年	年
取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	7	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円
圧 縮 記 帳 に よ る 額	8						
積 立 金 計 上 額	9						
差 引 取 得 価 額 (7)-(8)	10						
償 却 額 計 算 の 対 象 と な る 期 末 現 在 の 帳 簿 記 載 金 額	11						
期 末 現 在 の 積 立 金 の 額	12						
積 立 金 の 期 中 取 崩 額	13	外△	外△	外△	外△	外△	外△
差 引 帳 簿 記 載 金 額 (10)-(12)	14						
損 金 に 計 上 し た 当 期 償 却 額	15	外	外	外	外	外	外
前 期 か ら 繰 り 越 し た 償 却 超 過 額	16						
合 計 (13)+(14)+(15)	17						
前 期 か ら 繰 り 越 し た 特 別 償 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額	18						
償 却 額 計 算 の 基 礎 と な る 金 額 (16)-(17)	19						
差 引 取 得 価 額 × 5 % (9) × $\frac{5}{100}$	20						
旧 定 率 法 の 償 却 率	21	円	円	円	円	円	円
算 出 償 却 額 (18) × (20)	22	()	()	()	()	()	()
増 加 償 却 額 (21) × 割 増 率 計	23						
(21) + (22) 又 は (18) - (19)	24						
算 出 償 却 額 (19) - (1) × $\frac{5}{60}$	25						
平 成 19 年 3 月 31 日 以 前 取 得 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	26						
平 成 19 年 4 月 1 日 以 後 取 得 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	27						
計 (26) 又は (27)	28						
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等 (23)、(24) 又は (28)	29						
特 別 償 却 限 度 額 等	30						
特 別 償 却 限 度 額	31	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円
前 期 か ら 繰 り 越 し た 特 別 償 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額	32						
合 計 (30) + (31) + (32)	33						
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等 (29)、(30) 又は (33)	34						
特 別 償 却 限 度 額 等	35	条 項	条 項	条 項	条 項	条 項	条 項
特 別 償 却 限 度 額	36	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円
前 期 か ら 繰 り 越 し た 特 別 償 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額	37						
合 計 (34) + (36) + (37)	38						
当 期 償 却 額	39						
償 却 不 足 額 (38) - (39)	40						
償 却 超 過 額 (39) - (38)	41						
前 期 か ら の 繰 越 額	42	外			外		外
当 期 償 却 不 足 に よ る も の	43						
積 立 金 取 崩 し の 金 額	44						
差 引 合 計 翌 期 へ の 繰 越 額 (41) + (42) - (43) - (44)	45						
翌 期 に 繰 り 越 す べ き 特 別 償 却 不 足 額 ((40)-(43)) と (36) + (37) の う ち 少 な い 金 額	46						
当 期 に お い て 切 り 捨 て る 特 別 償 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額	47						
差 引 翌 期 へ の 繰 越 額 (46) - (47)	48						
翌 期 へ の 繰 越 額 平 ・ ・ 平 ・ ・	49						
当 期 分 不 足 額	50						
適 格 組 織 再 編 成 に よ り 引 き 継 ぐ べ き 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額 ((40)-(43)) と (36) の う ち 少 な い 金 額	51						
備 考							

P69～72参照

(注) 当該別表十六(二)「36」欄の外書きがある場合には、別表十六(九)「8」欄と重複しますので、外書きの金額は記載せず、別表十六(九)の記載方法に従って記載してください。

P72参照

○ 別表十六(二)「36」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	第42条の5第1項第1号イ	00400	「36」の欄の金額
	「第42条の5第6項(同条第1項第1号イ)」又は「平成25年旧措置法第42条の5第1項第1号イ」	00431	
	平成24年旧措置法第42条の5第1項第1号イ	00284	
	第42条の5第1項第1号ロ	00403	
	平成26年旧措置法第42条の5第1項第1号ハ	00434	
	平成26年旧措置法第42条の5第6項 (同条第1項第1号ハ)	00437	
	「第42条の5第1項第1号ハ」、「平成26年旧措置法第42条の5第1項第1号ニ」、「平成25年旧措置法第42条の5第1項第1号ハ」又は「平成24年旧措置法第42条の5第1項第1号ロ」	00287	
	平成25年旧措置法第42条の5第1項第2号イ	00290	
	「第42条の5第1項第2号」又は「平成25年旧措置法第42条の5第1項第2号ロ」	00293	
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	第42条の6第1項第1号	00031	
	第42条の6第1項第2号	00034	
	第42条の6第1項第3号	00037	
	第42条の6第1項第4号	00040	
	第42条の6第2項	00487	
	「第42条の6第3項」又は「第42条の6第4項」	00490	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第42条の10第1項第1号イ	00498	
	第42条の10第1項第1号ロ	00501	
	第42条の10第1項第2号	00504	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第42条の11第1項	00298	「36」の欄の金額
国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却	第42条の12の2第1項	00441	
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却	第42条の12の3第1項	00445	
生産性向上設備等を取得した場合の特別償却	第42条の12の5第1項	00509	
	第42条の12の5第2項	00512	
	「第42条の12の5第3項」 又は「第42条の12の5第4項」	00515	
公害防止用設備の特別償却	第43条第1項第1号	00412	
船舶の特別償却	第43条第1項第2号	00307	
耐震基準適合建物等の特別償却	第43条の2第1項	00518	
	第43条の2第2項	00521	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第44条第1項	00310	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	平成26年旧措置法第44条第1項	00385	
共同利用施設の特別償却	第44条の3第1項	00313	
特定農産加工品生産設備等の特別償却	第44条の4第1項	00388	
	第44条の4第2項	00316	
特定信頼性向上設備等の特別償却	第44条の5第1項	00451	
	第44条の5第2項	00524	
特定地域における工業用機械等の特別償却	第45条第1項第1号イ	00120	
	第45条第1項第1号ロ	00328	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	平成26年旧措置法第45条第1項第2号	00415	
	第45条第1項第2号	00527	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	平成26年旧措置法第45条第1項第3号	00418	
	第45条第1項第3号	00530	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項第4号	00533	「36」の欄の金額
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	「第45条第1項第5号」又は「平成26年旧措置法第45条第1項第4号」	00135	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	第45条第2項第1号	00454	
	平成26年旧措置法第45条第2項第2号	00457	
	第45条第2項第2号	00560	
	第45条第2項第3号	00536	
医療用機器等の特別償却	第45条の2第1項第1号	00331	
	第45条の2第1項第2号	00334	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	「第46条第1項」又は「平成26年旧措置法第46条第1項」	00337	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第46条の2第1項	00171	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	第46条の3第1項	00340	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	第47条第1項	00343	
特定再開発建築物等の割増償却	「第47条の2第1項」、「平成25年旧措置法第47条の2第1項」又は「平成23年旧措置法第47条の2第1項」 （「第47条の2第3項第1号」、「平成25年旧措置法第47条の2第3項第1号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第1号」）	00460	
	第47条の2第1項 （同条第3項第2号イ）	00466	
	第47条の2第1項 （同条第3項第2号ロ）	00469	
	第47条の2第1項 （同条第3項第3号）	00539	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定再開発建築物等の割増償却	「第47条の2第1項」、「平成26年旧措置法第47条の2第1項」、「平成25年旧措置法第47条の2第1項」又は「平成23年旧措置法第47条の2第1項」 （「第47条の2第3項第4号」、「平成26年旧措置法第47条の2第3項第3号」、「平成25年旧措置法第47条の2第3項第4号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第5号」）	00478	「36」の欄の金額
倉庫用建物等の割増償却	「第48条第1項」、「平成25年旧措置法第48条第1項」又は「平成23年旧措置法第48条第1項」	00349	

※ 区分番号「00457」は、平成26年旧措置法第45条第2項第2号のうち、奄美郡島に係る措置の適用を受ける場合が該当します。離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00560」が該当します。

○ 別表十六(二)「37」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第52条の2第1項」(特別償却不足額)又は「第52条の2第4項」(合併等特別償却不足額)	00187	「37」の欄の金額

別表十六(三)

「32」欄又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

()

別表十六(三)

平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御注意

租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

種別	1					
構造	2					
細目	3					
取得年月日	4	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
事業の用に供した年月	5					
取得価額又は製作価額	6	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円
圧縮記帳による積立金計上額	7					
差引取得価額 (6)-(7)	8					
償却額計算の対象となる 期末現在の帳簿記載金額	9					
期末現在の積立金の額	10					
積立金の期中取崩額	11					
差引帳簿記載金額 (9)-(10)-(11)	12	外△	外△	外△	外△	外△
損金に計上した当期償却額	13					
前期から繰り越した償却超過額	14	外	外	外	外	外
合 計 (12)+(13)+(14)	15					
鉱山の寿命数	16	年	年	年	年	年
当該鉱業用減価償却資産の耐用年数	17					
同上の期間内における採掘予定数量	18	トン	トン	トン	トン	トン
経済的採掘可能数量	19					
当期産出鉱量	20					
平成19年3月31日以前取得分の普通償却限度額	21	円	円	円	円	円
平成19年3月31日以後取得分の普通償却限度額	22					
当期分の普通償却限度額 (21)+(22)	23					
特別償却限度額	24					
特別償却限度額	25					
特別償却限度額	26					
特別償却限度額	27					
特別償却限度額	28					
特別償却限度額	29					
特別償却限度額	30					
特別償却限度額	31					
特別償却限度額	32	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円
特別償却限度額	33					
特別償却限度額	34					
特別償却限度額	35					
特別償却限度額	36					
特別償却限度額	37					
特別償却限度額	38	外			外	外
特別償却限度額	39					
特別償却限度額	40					
特別償却限度額	41					
特別償却限度額	42					
特別償却限度額	43					
特別償却限度額	44					
特別償却限度額	45					
特別償却限度額	46					
特別償却限度額	47					
備考						

P74～77参照

(注) 当該別表十六(三)「32」欄の外書きがある場合には、別表十六(九)「8」欄と重複しますので、外書きの金額は記載せず、別表十六(九)の記載方法に従って記載してください。

P77参照

○ 別表十六(三)「32」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	第42条の5第1項第1号イ	00400	「32」の欄の金額
	「第42条の5第6項(同条第1項第1号イ)」又は「平成25年旧措置法第42条の5第1項第1号イ」	00431	
	平成24年旧措置法第42条の5第1項第1号イ	00284	
	第42条の5第1項第1号ロ	00403	
	平成26年旧措置法第42条の5第1項第1号ハ	00434	
	平成26年旧措置法第42条の5第6項 (同条第1項第1号ハ)	00437	
	「第42条の5第1項第1号ハ」、「平成26年旧措置法第42条の5第1項第1号ニ」、「平成25年旧措置法第42条の5第1項第1号ハ」又は「平成24年旧措置法第42条の5第1項第1号ロ」	00287	
	平成25年旧措置法第42条の5第1項第2号イ	00290	
	「第42条の5第1項第2号」又は「平成25年旧措置法第42条の5第1項第2号ロ」	00293	
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	第42条の6第1項第1号	00031	
	第42条の6第1項第2号	00034	
	第42条の6第1項第3号	00037	
	第42条の6第1項第4号	00040	
	第42条の6第2項	00487	
	「第42条の6第3項」又は「第42条の6第4項」	00490	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第42条の10第1項第1号イ	00498	
	第42条の10第1項第1号ロ	00501	
	第42条の10第1項第2号	00504	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第42条の11第1項	00298	「32」の欄の金額
国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却	第42条の12の2第1項	00441	
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却	第42条の12の3第1項	00445	
生産性向上設備等を取得した場合の特別償却	第42条の12の5第1項	00509	
	第42条の12の5第2項	00512	
	「第42条の12の5第3項」又は「第42条の12の5第4項」	00515	
公害防止用設備の特別償却	第43条第1項第1号	00412	
船舶の特別償却	第43条第1項第2号	00307	
耐震基準適合建物等の特別償却	第43条の2第1項	00518	
	第43条の2第2項	00521	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第44条第1項	00310	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	平成26年旧措置法第44条第1項	00385	
共同利用施設の特別償却	第44条の3第1項	00313	
特定農産加工品生産設備等の特別償却	第44条の4第1項	00388	
	第44条の4第2項	00316	
特定信頼性向上設備等の特別償却	第44条の5第1項	00451	
	第44条の5第2項	00524	
特定地域における工業用機械等の特別償却	第45条第1項第1号イ	00120	
	第45条第1項第1号ロ	00328	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	平成26年旧措置法第45条第1項第2号	00415	
	第45条第1項第2号	00527	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	平成26年旧措置法第45条第1項第3号	00418	
	第45条第1項第3号	00530	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項第4号	00533	「32」の欄の金額
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	「第45条第1項第5号」又は「平成26年旧措置法第45条第1項第4号」	00135	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	第45条第2項第1号	00454	
	平成26年旧措置法第45条第2項第2号	00457	
	第45条第2項第2号	00560	
	第45条第2項第3号	00536	
医療用機器等の特別償却	第45条の2第1項第1号	00331	
	第45条の2第1項第2号	00334	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	「第46条第1項」又は「平成26年旧措置法第46条第1項」	00337	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第46条の2第1項	00171	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	第46条の3第1項	00340	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	第47条第1項	00343	
特定再開発建築物等の割増償却	「第47条の2第1項」、「平成25年旧措置法第47条の2第1項」又は「平成23年旧措置法第47条の2第1項」	00460	
	(「第47条の2第3項第1号」、「平成25年旧措置法第47条の2第3項第1号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第1号」)		
	第47条の2第1項 (同条第3項第2号イ)	00466	
	第47条の2第1項 (同条第3項第2号ロ)	00469	
	第47条の2第1項 (同条第3項第3号)	00539	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定再開発建築物等の割増償却	「第47条の2第1項」、「平成26年旧措置法第47条の2第1項」、「平成25年旧措置法第47条の2第1項」又は「平成23年旧措置法第47条の2第1項」 （「第47条の2第3項第4号」、「平成26年旧措置法第47条の2第3項第3号」、「平成25年旧措置法第47条の2第3項第4号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第5号」）	00478	「32」の欄の金額
倉庫用建物等の割増償却	「第48条第1項」、「平成25年旧措置法第48条第1項」又は「平成23年旧措置法第48条第1項」	00349	

※ 区分番号「00457」は、平成26年旧措置法第45条第2項第2号のうち、奄美郡島に係る措置の適用を受ける場合が該当します。離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00560」が該当します。

○ 別表十六(三)「33」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第52条の2第1項」(特別償却不足額)又は「第52条の2第4項」(合併等特別償却不足額)	00187	「33」の欄の金額

別表十六(四)

「28」欄又は「29」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

1

御注意

租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・
・

法人名

()

別表十六(四)

平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資産区分	種類	1							
	構造	2							
	細目	3							
	契約年月日	4	・	・	・	・	・	・	
	賃貸の用又は事業の用に供した年月	5							
償却額の計算の基礎となる金額	旧国外リース期間定額法	取得価額又は製作価額	6	外	円	外	円	外	円
		圧縮記帳による積立金計上額	7						
		差引取得価額 (6)-(7)	8						
		見積残存価額	9						
		償却額計算の基礎となる金額 (8)-(9)	10						
	旧リース期間定額法	旧リース期間定額法を採用した事業年度	11	平	平	平	平	平	
		取得価額又は製作価額	12	外	円	外	円	外	円
		上記(12)のうち(11)の事業年度前に損金の額に算入された金額	13						
		差引取得価額 (12)-(13)	14						
		残価保証額	15						
金額	リース期間定額法	取得価額	17	外		外		外	
		残価保証額	18						
		償却額計算の基礎となる金額 (14)-(15)	16						
帳簿記載金額	償却額計算の基礎となる金額								
	期末現在の積立金の差引帳簿								
	リース期間又は改定								
	当期におけるリース期間又は改定リース期間の月数	25							
当期分の償却限度額	当期分の普通償却限度額 (10)、(16)又は(19)×(25)	26		円		円		円	
	特別償却限度額	27	(	条	項)	(	条	項)	
	特別償却限度額	28	外	円	外	円	外	円	
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	29							
	合計 (26)+(27)+(29)	30							
当期償却額	当期償却額	31							
	差引償却不足額 (30)-(31)	32							
引	償却超過額 (31)-(30)	33							
	前期からの繰越額	34	外		外		外		
償却超過額	当期償却不足によるもの	35							
	積立金取崩しによるもの	36							
	差引合計翌期への繰越額 (33)+(34)-(35)-(36)	37							
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (32)-(33)と(28)+(29)のうち少ない金額	38							
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	39							
	差引翌期への繰越額 (38)-(39)	40							
繰越額の	繰越額の	41	平	・	平	・	・		
	当期分不足額	42							
備考	適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (32)-(33)と(28)のうち少ない金額	43							

P79～82参照

(注) 当該別表十六(四)「28」欄の外書きがある場合には、別表十六(九)「8」欄と「重複しますので、外書きの金額は記載せず、別表十六(九)の記載方法に従って記載方法に従って記載してください。」

P82参照

○ 別表十六(四)「28」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	第42条の5第1項第1号イ	00400	「28」の欄の金額
	「第42条の5第6項(同条第1項第1号イ)」又は「平成25年旧措置法第42条の5第1項第1号イ」	00431	
	平成24年旧措置法第42条の5第1項第1号イ	00284	
	第42条の5第1項第1号ロ	00403	
	平成26年旧措置法第42条の5第1項第1号ハ	00434	
	平成26年旧措置法第42条の5第6項 (同条第1項第1号ハ)	00437	
	「第42条の5第1項第1号ハ」、「平成26年旧措置法第42条の5第1項第1号ニ」、「平成25年旧措置法第42条の5第1項第1号ハ」又は「平成24年旧措置法第42条の5第1項第1号ロ」	00287	
	平成25年旧措置法第42条の5第1項第2号イ	00290	
	「第42条の5第1項第2号」又は「平成25年旧措置法第42条の5第1項第2号ロ」	00293	
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	第42条の6第1項第1号	00031	
	第42条の6第1項第2号	00034	
	第42条の6第1項第3号	00037	
	第42条の6第1項第4号	00040	
	第42条の6第2項	00487	
	「第42条の6第3項」又は「第42条の6第4項」	00490	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第42条の10第1項第1号イ	00498	
	第42条の10第1項第1号ロ	00501	
	第42条の10第1項第2号	00504	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第42条の11第1項	00298	「28」の欄の金額
国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却	第42条の12の2第1項	00441	
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却	第42条の12の3第1項	00445	
生産性向上設備等を取得した場合の特別償却	第42条の12の5第1項	00509	
	第42条の12の5第2項	00512	
	「第42条の12の5第3項」又は「第42条の12の5第4項」	00515	
公害防止用設備の特別償却	第43条第1項第1号	00412	
船舶の特別償却	第43条第1項第2号	00307	
耐震基準適合建物等の特別償却	第43条の2第1項	00518	
	第43条の2第2項	00521	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第44条第1項	00310	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	平成26年旧措置法第44条第1項	00385	
共同利用施設の特別償却	第44条の3第1項	00313	
特定農産加工品生産設備等の特別償却	第44条の4第1項	00388	
	第44条の4第2項	00316	
特定信頼性向上設備等の特別償却	第44条の5第1項	00451	
	第44条の5第2項	00524	
特定地域における工業用機械等の特別償却	第45条第1項第1号イ	00120	
	第45条第1項第1号ロ	00328	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	平成26年旧措置法第45条第1項第2号	00415	
	第45条第1項第2号	00527	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	平成26年旧措置法第45条第1項第3号	00418	
	第45条第1項第3号	00530	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項第4号	00533	「28」の欄の金額
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	「第45条第1項第5号」又は「平成26年旧措置法第45条第1項第4号」	00135	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	第45条第2項第1号	00454	
	平成26年旧措置法第45条第2項第2号	00457	
	第45条第2項第2号	00560	
	第45条第2項第3号	00536	
医療用機器等の特別償却	第45条の2第1項第1号	00331	
	第45条の2第1項第2号	00334	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	「第46条第1項」又は「平成26年旧措置法第46条第1項」	00337	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第46条の2第1項	00171	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	第46条の3第1項	00340	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	第47条第1項	00343	
特定再開発建築物等の割増償却	「第47条の2第1項」、「平成25年旧措置法第47条の2第1項」又は「平成23年旧措置法第47条の2第1項」	00460	
	(「第47条の2第3項第1号」、「平成25年旧措置法第47条の2第3項第1号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第1号」)		
	第47条の2第1項 (同条第3項第2号イ)	00466	
	第47条の2第1項 (同条第3項第2号ロ)	00469	
	第47条の2第1項 (同条第3項第3号)	00539	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定再開発建築物等の割増償却	「第47条の2第1項」、「平成26年旧措置法第47条の2第1項」、「平成25年旧措置法第47条の2第1項」又は「平成23年旧措置法第47条の2第1項」 （「第47条の2第3項第4号」、「平成26年旧措置法第47条の2第3項第3号」、「平成25年旧措置法第47条の2第3項第4号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第5号」）	00478	「28」の欄の金額
倉庫用建物等の割増償却	「第48条第1項」、「平成25年旧措置法第48条第1項」又は「平成23年旧措置法第48条第1項」	00349	

※ 区分番号「00457」は、平成26年旧措置法第45条第2項第2号のうち、奄美郡島に係る措置の適用を受ける場合が該当します。離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00560」が該当します。

○ 別表十六(四)「29」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第52条の2第1項」(特別償却不足額)又は「第52条の2第4項」(合併等特別償却不足額)	00187	「29」の欄の金額

別表十六(五)

「30」欄又は「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・
・

法人名

()

御注意

租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

種	類	1							
資	構	造	2						
産	細	目	3						
区	取	得	年	月	日	4	・	・	・
分	事	業	の	用	に	供	し	た	年
	耐	用	年	数	6		年	年	年
取	得	価	額	又	は	製	作	価	額
価	額	7	外	円	外	円	外	円	外
帳	圧	縮	記	帳	に	よ	る	積	立
簿	差	引	取	得	価	額	8		
	(7)-(8)	9							
償	却	額	計	算	の	対	象	と	な
額	期	末	現	在	の	帳	簿	記	載
	期	末	現	在	の	積	立	金	の
	積	立	金	の	期	中	取	崩	額
	差	引	帳	簿	記	載	金	額	12
	(10)-(11)-(12)	13	外△		外△		外△		外△
償	損	金	に	計	上	し	た	当	期
額	前	期	か	ら	繰	り	越	し	た
	合	計	16						
	(13)+(14)+(15)	17							
	前	期	か	ら	繰	り	越	し	た
	又	は	合	併	等	特	別	償	却
	旧	定	率	法	又	は	定	率	法
	償	却	額	計	算	の	基	礎	と
	(9)-(9)× $\frac{10}{100}$	19							
当	平	成	19	年	3	月	31	日	以
期	旧	定	額	法	20				
分	旧	定	率	法	21				
の	算	出	償	却	額	22			
普	(19)×(20)又	23							
通	定	額	法	に	よ	る	償	却	額
償	定	額	法	24					
却	定	率	法	に	よ	る	償	却	額
限	算	出	償	却	額	27			
度	(24)×(25)又は(26)×(27)	28		円		円		円	円
額	当	期	分	の	普	通	償	却	限
	特	別	償	却	限	度	額	30	(外)
当	前	期	か	ら	繰	り	越	し	た
期	又	は	合	併	等	特	別	償	却
分	計	32							
の	(29)+(30)+(31)	33							
償	差	引	取	得	価	額	×	50%	(9)× $\frac{50}{100}$
却	当	期	償	却	可	能	限	度	額
限	当	期	の	通	常	償	却	額	35
度	(32)又は(34)のうち少ない金額	36							
額	取	り	替	え	た	新	た	な	資
	償	却	限	度	額	37			
	(35)+(36)	38							
当	期	償	却	額	39				
差	償	却	不	足	額	(37)-(38)	40		
引	償	却	超	過	額	(38)-(37)	41		
償	前	期	か	ら	の	繰	越	額	42
却	当	認	容	損	金	43			
超	償	却	不	足	に	よ	る	も	の
過	積	立	金	取	崩	し	に	よ	る
額	差	引	合	計	翌	期	へ	の	繰
	(40)+(41)-(42)-(43)	45							
	翌	期	に	繰	り	越	す	べ	き
	((40)-(42))と((41)+(43))のうち少ない金額	46							
	当	期	に	お	い	て	切	り	捨
	不	足	額	又	は	合	併	等	特
	差	引	翌	期	へ	の	繰	越	額
	(45)-(46)	48							
	平	・	・	平	・	・	・		
	当	期	分	不	足	額	49		
	適	格	組	織	再	編	成	に	よ
	((49)-(42))と(50)のうち少ない金額	50							
備	考								

P84～87参照

(注) 当該別表十六(五)「30」欄の外書きがある場合には、別表十六(九)「8」欄と重複しますので、外書きの金額は記載せず、別表十六(九)の記載方法に従って記載してください。

P87参照

別表十六(五) 平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

○ 別表十六(五)「30」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	第42条の5第1項第1号イ	00400	「30」の欄の金額
	「第42条の5第6項(同条第1項第1号イ)」又は「平成25年旧措置法第42条の5第1項第1号イ」	00431	
	平成24年旧措置法第42条の5第1項第1号イ	00284	
	第42条の5第1項第1号ロ	00403	
	平成26年旧措置法第42条の5第1項第1号ハ	00434	
	平成26年旧措置法第42条の5第6項 (同条第1項第1号ハ)	00437	
	「第42条の5第1項第1号ハ」、「平成26年旧措置法第42条の5第1項第1号ニ」、「平成25年旧措置法第42条の5第1項第1号ハ」又は「平成24年旧措置法第42条の5第1項第1号ロ」	00287	
	平成25年旧措置法第42条の5第1項第2号イ	00290	
	「第42条の5第1項第2号」又は「平成25年旧措置法第42条の5第1項第2号ロ」	00293	
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	第42条の6第1項第1号	00031	
	第42条の6第1項第2号	00034	
	第42条の6第1項第3号	00037	
	第42条の6第1項第4号	00040	
	第42条の6第2項	00487	
	「第42条の6第3項」又は「第42条の6第4項」	00490	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第42条の10第1項第1号イ	00498	
	第42条の10第1項第1号ロ	00501	
	第42条の10第1項第2号	00504	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第42条の11第1項	00298	「30」の欄の金額
国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却	第42条の12の2第1項	00441	
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却	第42条の12の3第1項	00445	
生産性向上設備等を取得した場合の特別償却	第42条の12の5第1項	00509	
	第42条の12の5第2項	00512	
	「第42条の12の5第3項」 又は「第42条の12の5第4項」	00515	
公害防止用設備の特別償却	第43条第1項第1号	00412	
船舶の特別償却	第43条第1項第2号	00307	
耐震基準適合建物等の特別償却	第43条の2第1項	00518	
	第43条の2第2項	00521	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第44条第1項	00310	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	平成26年旧措置法第44条第1項	00385	
共同利用施設の特別償却	第44条の3第1項	00313	
特定農産加工品生産設備等の特別償却	第44条の4第1項	00388	
	第44条の4第2項	00316	
特定信頼性向上設備等の特別償却	第44条の5第1項	00451	
	第44条の5第2項	00524	
特定地域における工業用機械等の特別償却	第45条第1項第1号イ	00120	
	第45条第1項第1号ロ	00328	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	平成26年旧措置法第45条第1項第2号	00415	
	第45条第1項第2号	00527	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	平成26年旧措置法第45条第1項第3号	00418	
	第45条第1項第3号	00530	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項第4号	00533	「30」の欄の金額
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	「第45条第1項第5号」又は「平成26年旧措置法第45条第1項第4号」	00135	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	第45条第2項第1号	00454	
	平成26年旧措置法第45条第2項第2号	00457	
	第45条第2項第2号	00560	
	第45条第2項第3号	00536	
医療用機器等の特別償却	第45条の2第1項第1号	00331	
	第45条の2第1項第2号	00334	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	「第46条第1項」又は「平成26年旧措置法第46条第1項」	00337	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第46条の2第1項	00171	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	第46条の3第1項	00340	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	第47条第1項	00343	
特定再開発建築物等の割増償却	「第47条の2第1項」、「平成25年旧措置法第47条の2第1項」又は「平成23年旧措置法第47条の2第1項」	00460	
	(「第47条の2第3項第1号」、「平成25年旧措置法第47条の2第3項第1号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第1号」)		
	第47条の2第1項 (同条第3項第2号イ)	00466	
	第47条の2第1項 (同条第3項第2号ロ)	00469	
	第47条の2第1項 (同条第3項第3号)	00539	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定再開発建築物等の割増償却	「第47条の2第1項」、「平成26年旧措置法第47条の2第1項」、「平成25年旧措置法第47条の2第1項」又は「平成23年旧措置法第47条の2第1項」 （「第47条の2第3項第4号」、「平成26年旧措置法第47条の2第3項第3号」、「平成25年旧措置法第47条の2第3項第4号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第5号」）	00478	「30」の欄の金額
倉庫用建物等の割増償却	「第48条第1項」、「平成25年旧措置法第48条第1項」又は「平成23年旧措置法第48条第1項」	00349	

※ 区分番号「00457」は、平成26年旧措置法第45条第2項第2号のうち、奄美郡島に係る措置の適用を受ける場合が該当します。離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00560」が該当します。

○ 別表十六(五)「31」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第52条の2第1項」(特別償却不足額)又は「第52条の2第4項」(合併等特別償却不足額)	00187	「31」の欄の金額

別表十六(七)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十六(七) 平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

①

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

()

御注意

この表は、資産の取得価額が30万円未満であるものについて、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（租税特別措置法第67条の5又は第68条の2）の適用を受ける場合に御使用ください。また、この場合に、その適用を受ける資産の取得価額の合計額である「8」欄の金額は、300万円（当期が1年に満たない場合には、300万円を12で除し、これに当期の月数を乗じて計算した金額）が限度となりますので御注意ください。

資 産 区 分	種 類	1					
	構 造	2					
	細 目	3					
	事業の用に供した年月	4					
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による 積立金計上額	6					
	差引改定取得価額 (5)－(6)	7					
資 産 区 分	種 類	1					
	構 造	2					
	細 目	3					
	事業の用に供した年月	4					
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人積						
	差引						
資 産 区 分	種 類						
	構 造						
	細 目						
	事業の用に供した年月	4					
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による 積立金計上額	6					
	差引改定取得価額 (5)－(6)	7					
当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額		8					円
			((7)の計)				

「8」欄

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第67条の5第1項」
 ② 「区分番号」欄:「00277」
 ③ 「適用額」欄:当該別表十六(七)「8」欄の金額(円単位)

(注) 適用額は、年300万円が上限となります。

法 0301-1607

別表十六(九)

「8」欄又は「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 特別償却準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・
・

法人名

()

特別償却に関する規定の該当条項		1	第 第 条 号	第 第 項 第 号	第 第 項 第 号	第 第 項 第 号	計
資 産 区 分	種 類	2					
	構 造 ・ 区 分 ・ 設 備 の 種 類	3					
	細 目	4					
	事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	5	平			・	
	耐 用 年 数	6		年	年	年	
当 期 積 立 額		7		円	円	円	円
当 期 積 立 限 度 額	当 期 の 特 別 償 却 限 度 額	8					
	前 期 から 繰 り 越 し た 積 立 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 準 備 金 積 立 不 足 額	9					
	積 立 限 度 額 (8) - (9)	10					
差 引	積 立 限 度 超 過 額 (7) - (10)	11					
	積 立 不 足 額 割 増 償 却 の 場 合 (8) - (7)	12					
	初 年 度 特 別 償 却 の 場 合 (8) - ((7) - (9)) ((7) - (9) ≤ 0 の場合は(8))	13					
積 立 不 足 額	翌 期 に 繰 り 越 す べ き 積 立 不 足 額 (10) - (7)	14					
	当 期 に お い て 切 り 捨 て る 積 立 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 準 備 金 積 立 不 足 額	15					
	差 引 翌 期 へ の 繰 越 額 (14) - (15)	16					
	翌 期 へ の 繰 越 額 の 内 訳 平 平 ・ ・	17					
	当 期 分 (17) 又は(16)	18					
計 (17) + (18)		19					
当 期 積 立 額 の う ち 損 金 算 入 額 ((7)と(10)のうち少ない金額)		20					
合 併 等 特 別 償 却 準 備 金 積 立 不 足 額 (8) - (7)		21					
翌 期 繰 越 額 の 計 算	積 立 事 業 年 度	22	平 平	・ ・	・ ・	平 平	・ ・
	各 積 立 事 業 年 度 の 積 立 額 の う ち 損 金 算 入 額	23		円	円	円	円
	期 首 特 別 償 却 準 備 金 の 金 額	24					
	均 等 益 金 算 入 に よ る 場 合 (23) × 84.60 又は (耐用年数 × 12)	25					
	同 上 以 外 の 場 合 に よ る 益 金 算 入 額	26					
	合 計 (25) + (26)	27					
	期 末 特 別 償 却 準 備 金 の 金 額 (24) - (27)	28					

P90～94参照

P95～102参照

別表十六(九) 平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

○ 別表十六(九)「8」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー環境負荷低減推進設備等 を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第 52条の3第11項」 (第42条の5第1項第1号イ)	00401	「8」の欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第 52条の3第11項」 (「第42条の5第6項(同条第 1項第1号イ」又は「平成25年 旧措置法第42条の5第1項第 1号イ」))	00432	
	「第52条の3第1項」又は「第 52条の3第11項」 (平成24年旧措置法第42条の 5第1項第1号イ)	00285	
	「第52条の3第1項」又は「第 52条の3第11項」 (第42条の5第1項第1号ロ)	00404	
	「第52条の3第1項」又は「第 52条の3第11項」 (平成26年旧措置法第42条の 5第1項第1号ハ)	00435	
	「第52条の3第1項」又は「第 52条の3第11項」 (平成26年旧措置法第42条の 5第6項(同条第1項第1号 ハ))	00438	
	「第52条の3第1項」又は「第 52条の3第11項」 (「第42条の5第1項第1号 ハ」、「平成26年旧措置法第42 条の5第1項第1号ニ」、「平 成25年旧措置法第42条の5第 1項第1号ハ」又は「平成24年 旧措置法第42条の5第1項第 1号ロ」)	00288	
	「第52条の3第1項」又は「第 52条の3第11項」 (平成25年旧措置法第42条の 5第1項第2号イ)	00291	
	「第52条の3第1項」又は「第 52条の3第11項」 (「第42条の5第1項第2号」 又は「平成25年旧措置法第42 条の5第1項第2号ロ」)	00294	
中小企業者等が機械等を取得した場 合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第 52条の3第11項」 (第42条の6第1項第1号)	00032	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第2号)	00035	「8」の欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第3号)	00038	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第4号)	00041	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第2項)	00488	
	第42条の6第5項	00491	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の10第1項第1号イ)	00499	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の10第1項第1号ロ)	00502	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の10第1項第2号)	00505	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00299	
国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00442	
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00446	
生産性向上設備等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の12の5第1項)	00510	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の12の5第2項)	00513	
	第42条の12の5第5項	00516	
公害防止用設備の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00413	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
船舶の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条第1項第2号)	00308	「8」の欄の金額
耐震基準適合建物等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条の2第1項)	00519	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条の2第2項)	00522	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00311	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00386	
共同利用施設の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00314	
特定農産加工品生産設備等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第44条の4第1項)	00389	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第44条の4第2項)	00317	
特定信頼性向上設備等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第44条の5第1項)	00452	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第44条の5第2項)	00525	
特定地域における工業用機械等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第1項第1号イ)	00121	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第1項第1号ロ)	00329	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成26年旧措置法第45条第1項第2号)	00416	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第1項第2号)	00528	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成26年旧措置法第45条第1項第3号)	00419	「8」の欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第1項第3号)	00531	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00534	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00136	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第2項第1号)	00455	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成26年旧措置法第45条第2項第2号)	00458	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第2項第2号)	00561	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第2項第3号)	00537	
医療用機器等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条の2第1項第1号)	00332	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条の2第1項第2号)	00335	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00338	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00172	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00341	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00344	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定再開発建築物等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (「第47条の2第3項第1号」、「平成25年旧措置法第47条の2第3項第1号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第1号」)	00461	「8」の欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第47条の2第3項第2号イ)	00467	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第47条の2第3項第2号)	00470	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第47条の2第3項第3号)	00540	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (「第47条の2第3項第4号」、「平成26年旧措置法第47条の2第3項第3号」、「平成25年旧措置法第47条の2第3項第4号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第5号」)	00479	
倉庫用建物等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00350	

※ 区分番号「00458」は、平成26年旧措置法第45条第2項第2号のうち、奄美郡島に係る措置の適用を受ける場合が該当します。離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00561」が該当します。

○ 別表十六(九)「9」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (平成23年12月旧措置法第42条の5第1項第1号)	00016	「9」の欄の金額
	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (平成23年12月旧措置法第42条の5第1項第2号)	00020	
	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (平成23年12月旧措置法第42条の5第1項第3号)	00024	
	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (平成23年12月旧措置法第42条の5第1項第4号)	00028	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (第42条の5第1項第1号イ)	00402	
	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (「第42条の5第6項(同条第1項第1号イ)」又は「平成25年旧措置法第42条の5第1項第1号イ」)	00433	
	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (「平成24年旧措置法第42条の5第1項第1号イ」又は「平成23年12月旧措置法第42条の5の2第1項第1号イ」)	00286	
	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (第42条の5第1項第1号ロ)	00405	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (平成26年旧措置法第42条の5第1項第1号ハ)	00436	「9」の欄の金額
	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (平成26年旧措置法第42条の5第6項(同条第1項第1号ハ))	00439	
	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (「第42条の5第1項第1号ハ」、「平成26年旧措置法第42条の5第1項第1号ニ」、「平成25年旧措置法第42条の5第1項第1号ハ」、「平成24年旧措置法第42条の5第1項第1号ロ」又は「平成23年12月旧措置法第42条の5の2第1項第1号ロ」)	00289	
	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (「平成25年旧措置法第42条の5第1項第2号イ」又は「平成23年12月旧措置法第42条の5の2第1項第2号イ」)	00292	
	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (「第42条の5第1項第2号」、「平成25年旧措置法第42条の5第1項第2号ロ」又は「平成23年12月旧措置法第42条の5の2第1項第2号ロ」)	00295	
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (第42条の6第1項第1号)	00033	
	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (第42条の6第1項第2号)	00036	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (第42条の6第1項第3号)	00039	「9」の欄の金額
	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (第42条の6第1項第4号)	00042	
	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (第42条の6第2項)	00489	
沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (平成24年旧効力措置法第42条の10第1項)	00084	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (第42条の10第1項第1号イ)	00500	
	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (第42条の10第1項第1号ロ)	00503	
	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (第42条の10第1項第2号)	00506	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」	00300	
国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」	00443	
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」	00447	
生産性向上設備等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (第42条の12の5第1項)	00511	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
生産性向上設備等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (第42条の12の5第2項)	00514	「9」の欄の金額
公害防止用設備の特別償却	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」	00414	
船舶の特別償却	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (「第43条第1項第2号」又は「平成25年旧措置法第43条第1項第2号」)	00309	
耐震基準適合建物等の特別償却	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (第43条の2第1項)	00520	
	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (第43条の2第2項)	00523	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」	00312	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」	00387	
共同利用施設の特別償却	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」	00315	
特定農産加工品生産設備等の特別償却	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (第44条の4第1項)	00390	
	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (第44条の4第2項)	00318	
特定高度通信設備の特別償却	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (平成25年旧措置法第44条の5第1項)	00321	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定信頼性向上設備等の特別償却	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (第44条の5第1項)	00453	「9」の欄の金額
	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (第44条の5第2項)	00526	
特定地域における工業用機械等の特別償却	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (平成25年旧措置法第45条第1項第1号イ)	00324	
	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (「第45条第1項第1号イ」又は「平成25年旧措置法第45条第1項第1号ロ」)	00122	
	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (平成25年旧措置法第45条第1項第1号ハ)	00327	
	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (「第45条第1項第1号ロ」又は「平成25年旧措置法第45条第1項第1号ニ」)	00330	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (平成26年旧措置法第45条第1項第2号)	00417	
	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (第45条第1項第2号)	00529	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (平成26年旧措置法第45条第1項第3号)	00420	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (第45条第1項第3号)	00532	「9」の欄の金額
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」	00535	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」	00137	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (第45条第2項第1号)	00456	
	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (平成26年旧措置法第45条第2項第2号)	00459	
	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (第45条第2項第2号)	00562	
	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (第45条第2項第3号)	00538	
医療用機器等の特別償却	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (「第45条の2第1項第1号」又は「平成25年旧措置法第45条の2第1項第1号」)	00333	
	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (「第45条の2第1項第2号」又は「平成25年旧措置法第45条の2第1項第2号」)	00336	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」	00339	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」	00173	「9」の欄の金額
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」	00342	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」	00345	
特定再開発建築物等の割増償却	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (「第47条の2第3項第1号」、「平成25年旧措置法第47条の2第3項第1号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第1号」)	00462	
	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (平成25年旧措置法第47条の2第3項第2号)	00465	
	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (第47条の2第3項第2号イ)	00468	
	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (第47条の2第3項第2号ロ)	00471	
	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (平成25年旧措置法第47条の2第3項第3号)	00477	
	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 (第47条の2第3項第3号)	00541	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定再開発建築物等の割増償却	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」 （「第47条の2第3項第4号」、「平成26年旧措置法第47条の2第3項第3号」、「平成25年旧措置法第47条の2第3項第4号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第5号」）	00480	「9」の欄の金額
倉庫用建物等の割増償却	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」	00351	

※ 区分番号「00459」は、平成26年旧措置法第45条第2項第2号のうち、奄美郡島に係る措置の適用を受ける場合が該当します。離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00562」が該当します。

○ 国税庁ホームページの掲載案内

「適用額明細書の記載の手引」につきましては、国税庁ホームページに掲載されております（適用額明細書の様式もダウンロードできます。）。

《参照先》

「国税庁ホームページ」(www.nta.go.jp)→「パンフレット・手引き」→「法人税関係」→「適用額明細書に関するお知らせ」



① パンフレット・手引き

② 法人税関係

③ 適用額明細書関係

適用額明細書に関するお知らせ(平成26年6月) NEW

④ 平成26年4月1日以後終了事業年度分 (単体法人)

④ 平成26年4月1日以後終了連結事業年度分 (連結法人)

※ 上記の項目部分をクリックすると、該当ページにジャンプします。

※ 平成22年度税制改正において、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」が制定され、租税特別措置の適用の実態を把握するための調査が規定されました。このため、法人税関係は租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づき、平成26年4月1日以後終了事業年度分について、適用額明細書の記載が義務づけられました。

適用額明細書に関するお知らせ

平成22年度税制改正において、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」が制定され、租税特別措置の適用の実態を把握するための調査が規定されました。このため、法人税関係は租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づき、平成26年4月1日以後終了事業年度分について、適用額明細書の記載が義務づけられました。

(3) 適用額明細書記載の手引き

- イ 平成26年4月1日以後終了事業年度分 (単体法人)
- ロ 平成25年4月1日以後終了事業年度分
- ハ 平成24年4月1日以後終了事業年度分
- ニ 平成23年6月1日以後終了事業年度分
- ホ 平成23年4月1日以後終了事業年度分

(3) 適用額明細書記載の手引き

- イ 平成26年4月1日以後終了連結事業年度分 (連結法人)
- ロ 平成25年4月1日以後終了連結事業年度分
- ハ 平成24年4月1日以後終了連結事業年度分
- ニ 平成23年6月1日以後終了連結事業年度分
- ホ 平成23年4月1日以後終了連結事業年度分